

はじめに



すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いです。

そのため、高知県では、平成10年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同年7月には「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を、また、平成12年3月には「高知県人権施策基本方針」を策定して、人権教育や人権啓発などの取組を進めてまいりました。

しかしながら、私たちの社会には、子どもや高齢者、障害のある人への虐待をはじめ、いま

だに誤った知識や偏見に基づいた差別等、様々な人権問題が存在しています。

さらに、社会状況の変化に伴い、誰もが被害者となりうる「犯罪被害者等」への人権侵害や、インターネットの普及に伴うネット上の誹謗中傷や差別的な書き込みなどの人権侵害、東日本大震災時に人権への配慮が十分でなかった事例等、これまで顕在化していなかった新たな人権課題が発生しています。

こうしたことから、このたび、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画と「高知県人権施策基本方針」の両方の趣旨や取組を継承しながら発展的に一本化するかたちで、「高知県人権施策基本方針—第1次改定版—」を策定しました。

この基本方針では、人権教育・人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに、県民に身近な人権課題として、これまでの7つの人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人）に、新たに、「犯罪被害者等」と「インターネットによる人権侵害」、「災害と人権」の3つを加え、10の人権課題を解決していくための推進方針と具体的な取組を定めています。

さらに、これらの人権課題については、5年後の目指す姿や数値目標等を「達成目標」として掲げ、課題の解決に向けて着実に施策を実行していくこととしています。

今後、県では、この基本方針に基づき、「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指し、市町村や関係機関、企業や地域の方々と協力して、人権施策を力強く推進していきますので、県民の皆様におかれましても、地域や職場、家庭において、積極的な取組をお願いいたします。

最後に、この基本方針の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただいた「高知県人権尊重の社会づくり協議会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成26年3月

高知県知事 尾崎 正直

「高知県人権施策基本方針—第1次改定版—」 目次

第1章 基本方針策定の趣旨

1 国際的な動向	1
2 国内の動向	2
3 本県の取組	3
4 基本方針改定の趣旨	4

第2章 基本方針の考え方

1 基本方針の基本理念	5
2 基本方針の性格	6

第3章 人権施策の基本的な方向性

1 人権教育	7
(1) 学校教育	8
(2) 社会教育	10
2 人権啓発	11
(1) 企業等への啓発	11
(2) 県民への啓発	12
3 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進	13
4 相談・支援体制の充実	15

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

1 同和問題	17
2 女性	22
3 子ども	30
4 高齢者	39
5 障害者	46
6 H I V感染者等	
I エイズ患者・H I V感染者等	54
II ハンセン病元患者等	59
7 外国人	64

8 犯罪被害者等	69
9 インターネットによる人権侵害	75
10 災害と人権	80
11 その他の人権課題	85

第5章 推進体制

1 推進体制等の整備	
(1) 県の推進体制	87
(2) (公財)高知県人権啓発センターとの連携・協働	87
(3) 県民、企業等との連携	87
2 人権施策の点検と見直し	
(1) 「人権に関する実態」の公表	88
(2) 人権施策の取組の進捗管理	88
(3) 「人権に関する県民意識調査」の実施	88
(4) 基本方針の見直し	88

第6章 施策の展開

1 体系表	89
2 取組計画	92

参考資料

「基本方針—第1次改定版—」の策定経過	134
用語解説（50音順）	135
「人権に関する県民意識調査」結果（一部抜粋）	148
人権関係年表	155
世界人権宣言	169
日本国憲法（抄）	173
人権教育及び人権啓発に関する法律	176
高知県人権尊重の社会づくり条例	177
高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則	179
高知県人権尊重の社会づくり協議会委員名簿	181
高知県人権施策推進委員会設置要綱	182
人権カレンダー	184
人権に関する相談窓口一覧表	201

第1章 基本方針策定の趣旨

1 國際的な動向

第3回国際連合（以下、国連）総会（昭和23（1948）年12月10日）で採択された世界人権宣言の第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。

国連では、この世界人権宣言の実効性を高めるため、人種差別撤廃条約や国際人権規約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約といった数多くの条約や規約※1を採択するなど、社会の最も基本的なルールである人権を確立し、全ての人々の人権が当然のこととして守り生かされる社会を創造するための取組が行われてきました。

また、平成6（1994）年には、人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が創設されたほか、同年12月の第49回国連総会では、平成7（1995）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」※2とする決議が採択され、国連事務総長より「行動計画」が報告されました。

平成16（2004）年12月の第59回国連総会においては、「人権教育のための国連10年」の終了を受け、全世界的規模で人権教育を更に発展させるために、平成17（2005）年1月1日から開始される「人権教育のための世界計画」※3を宣言する決議が採択されました。

※1 「国連で採択された主な人権関係諸条約等」

- 昭和40（1965）年　あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
昭和41（1966）年　国際人権規約（社会権規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）
（自由権規約：市民的及び政治的権利に関する国際規約）
昭和54（1979）年　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
平成元（1989）年　児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
平成18（2006）年　障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

※2 「人権教育のための国連10年」：期間 平成7（1995）年～平成16（2004）年

国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らした人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化※Aを構築し、全ての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としています。

この国連の行動計画では、「人権教育」について、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

※A 「人権文化」：「人権という普遍的な文化」と同義です。「人権教育のための国連10年」では、その基本理念として「人権という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重しあう暮らしのなかの一つの文化（人権文化）として、当たり前になっている社会の在り方をいいます。

※3 「人権教育のための世界計画」：<第1フェーズ行動計画 平成17（2005）年～平成21（2009）年> <第2フェーズ行動計画 平成22（2010）年～平成26（2014）年>

人権教育プログラムの実施を促進するため、第1・第2と連続したフェーズからなる「行動計画」を示しています。なお、目的は以下のものとしています。

- 人権文化の発展を促進する。
 - 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
 - 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
 - あらゆる関係主体による行動のための共通な集合的枠組を提供する。
 - あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を増進（第2フェーズでは「強化」）する。
 - 成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させるために既存の人権教育計画を評価及び支援する。（第2フェーズでは「既存の人権教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させる」）
- また、平成17（2005）年からの行動計画では、「人権教育」について、「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報である」と定義されています。

その後、同年7月に、初等中等教育に焦点を当てた「第1フェーズ行動計画」（平成17（2005）年～平成19（2007）年）としての行動計画改訂案の採択等を内容とする決議が採択されました。なお、平成19（2007）年9月の第6回国連人権理事会で「第1フェーズ行動計画」の2年間の期間延長が決議されました。

平成22（2010）年10月には、高等教育における人権教育及び教育者、公務員、法執行者、軍隊への人権研修に焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」（平成22（2010）年～平成26（2014）年）が、第15回国連人権理事会において採択されました。

2 国内の動向

国においては、国連で採択された国際人権規約をはじめ、人権に関する条約を締結するなど、国際社会の一員としての取組が進められてきました。

また、人権尊重の国際的な潮流を受けて、平成8（1996）年に「人権擁護施策推進法」※4が制定されるなど、人権に関する国内法の整備などが行われる一方、平成9（1997）年7月には、憲法で定める基本的人権の尊重の原則や「人権教育のための国連10年」などの趣旨に基づき、我が国において人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供を積極的に行うこととする「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画※5が策定されました。

なお、「人権擁護施策推進法」に基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、人権教育・啓発についての施策や人権救済制度の在り方について審議が行われ、平成12（2000）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」※6が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が明記されました。

さらに、平成14（2002）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」※7を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

※4 「人権擁護施策推進法」：平成8（1996）年12月26日公布・平成9（1997）年3月25日施行。この法律では、目的について第1条で「この法律は、人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と示しています。

なお、この法律は、時限法であり、平成14（2002）年3月25日をもって失効しています。

※5 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成7（1995）年12月15日 人権教育のための国連10年推進本部設置（本部長：内閣総理大臣）

平成9（1997）年7月4日 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を公表

この行動計画では、学校教育や社会教育をはじめ、企業や特定の職業に従事する者に対する人権教育を強化するとともに、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者等」「刑を終えて出所した人」などを重要課題としています。

※6 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」：平成12（2000）年12月公布・施行。この法律では、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。と定義しています。

また、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないこと。さらに、政府は毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならないことを定めています。

※7 「人権教育・啓発に関する基本計画」：平成14（2002）年3月、閣議決定・平成23（2011）年4月一部変更、閣議決定。この基本計画では、人権教育・啓発についての基本的な在り方や推進方策などについて定めています。

なお、各人権課題に対する取組としては、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者・ハンセン病患者等」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮当局による拉致問題等」をあげています。

3 本県の取組

高知県議会においては、平成7（1995）年3月に人権尊重の地域社会を目指す「人権宣言に関する決議」※8が行われています。

県では、現実の社会には、同和問題や女性の地位向上、子どものいじめの問題、高齢者や障害のある人の社会参加など、解決していかなければならない多くの課題が残されていることから、こうした現状を踏まえ、平成10（1998）年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」※9を施行しました。

この条例は、県内に暮らす全ての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会を築いていくことを目的としています。そのため、県や市町村が人権に関する施策を積極的に推進することはもちろん、企業や県民がそれぞれの立場で自主的な取組を進めることが重要であると考え、平成10（1998）年7月に「人権教育のための国連10年」高知県行動計画※10を策定しました。

さらに、「高知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるために、有識者で構成する「高知県人権尊重の社会づくり協議会」※11で意見を伺いながら、平成12（2000）年3月に「高知県人権施策基本方針」※12を策定しました。

県では、こうした「人権教育のための国連10年」高知県行動計画や「高知県人権施策基本方針」の趣旨・内容に沿って、県民一人ひとりが人権を身近な問題として意識し、取り組めるよう、効果的な施策の推進に努めてきました。

※8 「人権宣言に関する決議」：平成7（1995）年3月15日（高知県議会）。その内容は下記のとおりです。

昭和23（1948）年12月に公布された世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。

基本的人権に係るこの理念は、人類普遍の原理としていささかも輕視されることがあってはならない。

しかしながら、我が国をはじめ世界的に様々な人権問題が現実に存在する。

新しい世紀の到来を目前にした今日、我々は、これらの人権問題解決のため、すべての人々がそれぞれひとりの人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の地域社会の実現をめざして、決意を新たにし、さらなる努力を期するものである。

以上、決議する。

※9 「高知県人権尊重の社会づくり条例」：平成10（1998）年3月30日公布・4月1日施行。この条例は第1条で、「人権尊重の社会づくりについて、県、市町村、県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

※10 「人権教育のための国連10年」高知県行動計画：平成10（1998）年7月策定。この県行動計画の内容は、具体的な行動計画として、身近な課題への対応と人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育について明記しています。

身近な課題としては、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」の7つをあげ、各課題について、「現状と課題」「人権尊重の取り組みや人権侵害」「今後の取り組み」について整理し、「今後の取り組み」では、「県の取り組み」「企業等に期待する取り組み」「県民に期待する取り組み」の具体を明記しています。

また、人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育では、公務員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員をあげ、人権教育の充実について示しています。

※11 「高知県人権尊重の社会づくり協議会」：高知県人権尊重の社会づくり条例の第6条に基づき設置したもので、関係行政機関の職員や学識経験者で組織しており、その役割は次のとおり規定されています。

第6条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聽くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

※12 「高知県人権施策基本方針」：平成12（2000）年3月策定。この基本方針では、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「人権教育のための国連10年」高知県行動計画で例示している「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」の7つの人権課題について、共通する施策の方向性を示すとともに、それぞれの問題の現状と課題を明らかにし、推進方針を定めています。

なお、現在は見直しを行い、「高知県人権施策基本方針—第1次改定版一」（平成26（2014）年3月策定）となっている。

4 基本方針改定の趣旨

県では、「高知県人権施策基本方針」策定後、県民に身近な人権課題としてあげた「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」の7つの人権課題について、推進方針に基づく具体的な人権教育・啓発活動に取り組んできました。

また、公務員や教育職員等の人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育の充実にも努めてきました。

しかしながら、社会状況の変化は著しく、子どもや高齢者、障害のある人への虐待等、取組の強化が求められる課題や、犯罪被害者等への人権侵害、インターネット上での人権侵害、東日本大震災時に人権への配慮が十分でなかった事例等、これまで顕在化していなかった新たな人権課題が発生しています。

近年、人権を取り巻く環境が複雑・多様化してきているなか、個別分野における各種の計画との連携を強化するなど、「人権」をキーワードとした全庁的な取組を更に進めることが求められており、新たな対応策が必要となっています。

こうしたことから、今回の基本方針の改定では、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画（平成10（1998）年策定）と「高知県人権施策基本方針」（平成12（2000）年3月策定）、両者の趣旨を継承しながら発展的に一本化するかたちで、現在の社会状況や今日的な人権課題の実態に対応するために見直しを行い、更なる人権施策の充実に取り組むこととしました。

なお、改定に当たっては、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、人権に関する国・県の法令、計画等の内容も盛り込み、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」で有識者からの意見を伺うほか、パブリックコメントにより県民の方々からの意見もお聴きしながら、「第1次改定版」として策定したものです。

今回の改定においては、「犯罪被害者等」及び「インターネットによる人権侵害」に加えて、南海トラフ地震の発生が予想される本県にとって、他の災害（台風や水害など）も含め取組が必要となる「災害と人権」の3課題を新たに「身近な人権課題」に位置づけ、それぞれの現状と課題及び施策の方向性を明らかにするとともに、「その他の人権課題」では、身近な人権課題で取上げていない課題についても記載することとしました。



第2章 基本方針の考え方

1 基本方針の基本理念

21世紀は人権の世紀と言われ、「平和」「環境」とともに、21世紀のキーワードになっています。

しかし、今日においても、生命・身体の安全に係る事象や不当な差別等による様々な人権侵害がなお存在しており、社会のなかで人権が守られていない状況が見られます。

人権侵害によって人の命が奪われたり、人権が尊重されない社会であってはなりません。

そのためにも、全ての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現していくために、自分や他者の生命が守られ、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。

「人権」とは、「一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利」であり、「人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの」です。

この基本方針は、様々な人権のなかから、県民に関わりが深く、身近な人権課題である「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」の現状と課題について、人権侵害の事例も踏まえて明らかにしています。

さらに、人権課題ごとに推進方針を定めたうえで、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じて行う具体的な人権教育・啓発の取組について示しています。

また、人権に関わりの深い職業に従事する職員はもとより、県民一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深め、「真に人権が尊重される明るい社会をつくる」ことを基本理念とし、それを実現するために、県、市町村、企業、県民等が取り組むことを目指しています。

なお、この基本理念を実現するため、今回の改定では、県民一人ひとりが住み慣れた地域で個人として尊重され、生きがいを持って安全で快適な生活を営むことができる社会をつくるために、「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」をキーワードに、次の2つのポイントのもと、人権施策を進めていきます。

キーワード

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり

ポイント1 【一人ひとりが尊重される社会】

全ての人の可能性を否定することなく、その個性や能力を十分発揮できる機会を保障することが重要です。

また、お互いの自己実現を尊重していくためには、相手の立場に立って考え、行動することが必要です。

よって、全ての人が自分らしい生き方のできる、尊厳を持ったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

ポイント2 【共生社会】

全ての人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別することなく、誰もが地域社会の構成員として、あらゆる分野への参画を保障することが重要です。

そして、全ての人が、それぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方の違いを認め合い、共に生きているという認識を持つことが大切です。

よって、全ての人が平等で、安心して生活できる社会の実現を目指します。

2 基本方針の性格

この基本方針では、人権教育・啓発に関する県の取組や企業等^{※13}・県民に期待する取組を具体的に示し、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自動的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるための人権施策についても示しており、「高知県人権尊重の社会づくり条例」第5条の規定に基づき策定するものです。

なお、この基本方針は、人権施策の推進に当たって、次の性格を持っています。

- (1) 県が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進の方向を示すものです。
- (3) 県の分野別方針や計画等と密接に関連を持ったものです。
- (4) 個別の人権課題の施策について、推進方針と取組を示すものです。
- (5) 人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育・啓発について、研修などの取組を促すものです。
- (6) 人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、県民や企業等に連携・協働を求めていくものです。

※13「企業等」：この基本方針で示す企業等とは、民間企業や事業所、協同組合、NPO^{※B}、NGO^{※C}、その他の法人や民間の団体等、あらゆる組織をさしています。

※B「NPO (Nonprofit Organization)」：直訳すると「非営利組織（団体）」になりますが、一般的には、「一定の組織を持ち、収益事業を行っても利益配分をせずに目標達成のために再投資する『民間団体（非営利）』であり、行政のコントロールを受けず自発性と独立性がある」といった特徴を持った組織の略称です。

※C「NGO (Nongovernmental Organization)」：「非政府組織」のことであり、国連活動などで民間団体を強調するために使われてきた言い方で、NPOと同様に「非営利」であることが条件となります。なお、営利を目的としないことを強調するか、政府でないことを強調するかの違いはありますが、非営利であり、非政府であるという点では同じものをさしているといえます。

第3章 人権施策の基本的な方向性

全ての県民が人権に関する正しい理解と認識を深め、「人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」をしていくためには、人権の意義やその重要性が知識として身に付くよう教育・啓発活動を行うことはもちろん、日常生活のなかで人権への配慮が態度や行動に現れるよう、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

また、県の行う全ての業務は、県民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。そのため、職員自身が人権尊重の意識を醸成する教育や啓発の推進、人権問題に関する相談・支援などの取組が求められており、こうした人権施策を効果的に実施するためには、関係機関との連携が必要となります。

以上のことから、次の3つの方向性に留意しながら人権教育・啓発事業を総合的に展開します。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

II 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

III 相談・支援体制の充実

1 人権教育

本県では、「高知県人権教育基本方針」※14及び「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」※15を策定し、人権尊重の観点に立った学校教育・社会教育の推進を図ってきました。

今後は、これまでの取組を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ、広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進します。

そこで、次のとおり重点課題を定め、人権教育を推進します。

県民が主体となる人権教育

県民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解と認識を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むことができるよう人権教育を推進します。

※14 「高知県人権教育基本方針」：平成14（2002）年4月1日策定（高知県教育委員会）。あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組む人権教育の基本方針を定めています。

※15 「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」：平成15（2003）年3月策定、平成19（2007）年3月改訂版策定（高知県教育委員会）。「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づいた県教育委員会としての人権教育の取組の方向を示しています。
なお、このプランでは、人権教育の4つの視点として、「すべての人が等しく学習機会を得る」「人権や人権問題について学ぶ」「人権が大切にされた環境で学ぶ」「人権が大切にされる社会をめざす」を示し、この視点を教育のあらゆる場で大切しなければならないと示しています。

生涯学習の視点に立った人権教育

幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフステージに応じて、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図りつつ、県民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

人権感覚を培う人権教育

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分や他者を大切にし、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることができるよう人権教育を推進します。

共生の心を醸成する人権教育

自分や他者の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

これらの重点課題を踏まえて、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりの実現を目指し、あらゆる人権課題を解決するために、学校、家庭、地域社会を通じて、人権教育を推進します。

(1) 学校教育

【現状と課題】

学校教育においては、子どもたちの発達段階等を踏まえて、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を向上させるために、一人ひとりを大切にする心を育む教育を推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、学級（クラス・ホーム）で話し合ったりするなどの取組が行われてきました。

しかし、現在、学校等における子どもを取り巻く人権問題として、特に、いじめやインターネット上の誹謗中傷などの書き込みが、社会問題となっており、こうした問題を含む様々な人権課題や生活背景が、子どもの人権に大きな影響を与えてしまうことがあります。それらを踏まえた児童生徒理解が求められています。

こうしたことから、生命を大切にし、自分や他者の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要となっています。

【施策の展開方向】

子どもたちの発達段階等を踏まえて、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にする心を育む教育を推進し、基本的人権を尊重し主体的にあらゆる人権課題を解決しようとする子どもたちの育成を目指します。

第3章 人権施策の基本的な方向性

ア 発達段階に即した人権教育の推進

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで人権教育を展開する場合は、人権教育の目標と各教科等の目標を明確にしたうえで、相互の関連を図りながら、人権に関する知的的理解に加え、人権感覚を育む教育を推進します。

(ア) 互いに尊重し助け合う心と態度を育む教育活動の推進

自分や他者の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育みます。

(イ) 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

(ウ) 保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の連携による人権教育の推進

保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。

特に、幼児期の教育については、人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、保育所・幼稚園等と小学校との一層の連携と、人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

イ 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

ウ 教育相談体制の充実

相談員の配置やスクールカウンセラー等の派遣など、子どもたちの理解を深め、いつでも安心して相談できる体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、いじめ等の人権侵害を受けた幼児、児童生徒の心のケアに努めます。

エ 教職員に対する研修会等の充実

教職員が人権問題を解決するための正しい知識と認識を持つための人権に関する研修会の実施や、学習資料及び指導資料などの作成・配布に努めます。

また、人権教育の研究指定校による実践的な取組、いじめや児童虐待の防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

(2) 社会教育

【現状と課題】

地域社会は、人々との日常の交流を通して、善悪を判断し、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む学習の場です。

また、家庭は、家族間でのふれあいを通して、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、さらに、人格を形成する場として、重要な役割を担っています。

しかし、子どもや高齢者、障害のある人への虐待、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：以下、DV）※16など、様々な人権問題が顕在化しています。

これまで、公民館などの社会教育施設における人権に関する学習機会の提供や、地域住民が交流する活動を通じて、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、更に理解と認識を深めるとともに、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法を工夫・改善していくことが必要です。

【施策の展開方向】

地域社会における身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関する幅広い識見のある人材を活用していくとともに、人権教育の指導者の育成を図ります。

ア 家庭における人権感覚の定着と家庭教育支援体制の充実

家庭において、子どもに生命の大切さや人権を守ることを家族が教えるなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、PTAをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りながら、家族のふれあいを深めることができる体験活動などの充実に努めます。

イ 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、県民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなどして、人権に関する地域社会の教育力の向上に努め、それぞれの世代が生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

ウ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し態度や行動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

※16 「ドメスティック・バイオレンス：DV (Domestic Violence)」：一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。なお、DVについては、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。

2 人権啓発

全ての県民が、人権尊重の理念についての理解を深め、様々な人権問題に対して、自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けて人権尊重の意識が態度や行動として日常生活のなかに現れるよう、あらゆる機会や場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

そこで、次のとおり重点課題を定め、人権啓発を推進します。

各種広報媒体を活用した啓発活動

人権意識を高めるために、テレビやラジオ、新聞などの広報媒体による啓発、冊子やポスター、ホームページによる啓発活動を展開します。

効果的な啓発活動

県民の理解と共感を得る効果的な人権啓発を行うために、「対象者の発達段階に応じた啓発」・「具体的な事例を活用した啓発」・「参加・体験型の啓発」に留意しながら、啓発活動を行います。

(1) 企業等への啓発

【現状と課題】

企業等では、地域社会における社会貢献や、就職の機会均等を図るために公正な採用や昇任など、社会的責任に関する取組が進められています。

しかし、職場の役職などの力関係による嫌がらせやいじめなどの「パワーハラスメント（パワハラ）」^{※17}や、異性・同性に対する性的な発言や行動によって、相手の尊厳を傷つける「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」^{※18}など、様々なハラスメント問題が顕在化しています。

今後は、これまで以上に人権意識のある組織や人材の育成、顧客等の人権に配慮した対応が必要となっています。

【施策の展開方向】

本人の適性や能力を引き出す観点に立った採用の在り方などについて、啓発を進めていきます。

また、企業等において、人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にした組織づくりが進むよう、各種業界団体や経営者等との連携を図り、人権啓発研修への講師の派遣・紹介や研修会の開催などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を促進します。

※17 「パワーハラスメント（パワハラ）」：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。なお、上司から部下に行われるものだけではなく、先輩・後輩間や同僚間など、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。（平成24（2012）年1月職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告より）

※18 「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」：職場において行われる、労働者の意に反する「性的な言動」に起因するもので、「対価型」と「環境型」があります。「対価型」とは、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。「環境型」とは、労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなつたため、能力の發揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じることです。

さらに、企業等の自主的な取組を支援するため、啓発冊子の作成・配布などを行い、情報提供に努めます。

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントについては、人権全般の対策として取り組んでいますが、事業主に対しては、国とも連携して啓発を進めています。

(2) 県民への啓発

【現状と課題】

全ての県民が啓発活動に触れることができるよう「人権週間」※19や人権課題ごとの啓発月間・週間などを中心に、テレビやラジオ、新聞などの広報媒体による啓発、冊子やポスターによる啓発、講演会などのイベントを継続的に実施してきました。

しかし、子どもや高齢者、障害のある人への虐待、DV、セクシュアルハラスメントなどの人権問題が顕在化していますし、インターネット上では人権侵害にあたる差別的な書き込みが後を絶ちません。

こうした状況を踏まえて、これまでの取組を継続して実施していくとともに、県のホームページの内容を充実するなど、更なる啓発方法の工夫・充実や、県民が参加しやすい講演会やイベントを実施していくことが必要となっています。

【施策の展開方向】

県民一人ひとりが、人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりの当事者であるという認識のもと、自分自身の問題として人権を考えることができる啓発活動を推進します。

そのため、様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の考え方方が地域に広く定着するよう、国、市町村、県民、企業、NPO、マスメディア等と連携、協力した啓発活動をより一層推進します。

また、県民が、様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

さらに、「(公財)高知県人権啓発センター」※20との協働による啓発活動の実施、市町村・企業等が行う啓発活動への講師の派遣や啓発資料の提供を行うなど、連携強化に努めます。

そのほか、より多くの県民に周知を図るために、マスメディアを積極的に活用するなど、効果的な啓発活動を推進します。

※19 「人権週間」：期間は12月4日から10日まで。国連で世界人権宣言が採択された12月10日（世界人権デー）を最終日とする1週間を期間と定め、関係機関や団体等と協力し、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。

なお、県はこの「人権週間」の期間中に、広く県民の方々が参加できる「じんけんふれあいフェスタ」を毎年、開催しています。

※20 「(公財)高知県人権啓発センター」：あらゆる人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るために人権に関する啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修等への講師派遣などを実施しています。

なお、現在、高知県立人権啓発センターの指定管理者となっています。

事務所：高知市本町4-1-37 高知県立人権啓発センター5階 （電話）088-821-4681

3 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

人権が尊重される社会を築いていくためには、県民一人ひとりの人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、公務員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員の「特定職業従事者」（人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる職員）に対する人権教育・啓発を推進する必要があります。

これまで研修機関での研修や職場内研修など、様々な形態で取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、人権の視点に立って職務を行うことができるよう、より一層の研修・啓発の充実が求められています。

【施策の展開方向】

全ての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより一層充実します。

研修にあたっては、職員が自らの課題としてとらえ、その対応や解決策を身に付けるために、様々な人権問題や具体的な人権侵害の事例を活用するなど、研修内容等を工夫していきます。

ア 公務員に対する研修

人権に関する研修の実施及び内容の充実を図るとともに、各職場における自主的な研修を促進するため、実践力のある指導的な役割を担うリーダー職員を育成します。

【公務員】

公務員には、人権問題の解決に向け積極的に取り組むなど、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりを実現するために、先導的な役割を果たすことが求められており、職員一人ひとりが公務員として必要な人権感覚を身に付け、人権の視点に立って職務を行うことが必要です。

特に、日常業務において、公権力の行使に係わる職員や県民と接する機会の多い職員、社会的に弱い立場におかれている人たちと接する機会の多い職員などは、職務の内容に応じたきめ細かな人権感覚を身に付けて職務に従事することが必要です。

イ 教育職員に対する研修

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教育職員及び保育所の職員については、経験段階に応じた研修や職責に応じた専門的な研修、各職場における自主的な研修を実施するとともに、自己啓発的研修を促す研修内容や研修方法を充実します。

また、大学や専修学校、各種学校の教育職員に対しても人権教育が実施されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。

【教育職員】

児童生徒の学力の向上や健全な育成を図るとともに、児童生徒の人権を擁護すべき立場にある教育職員には、豊かな人間性や幅広い教養、児童生徒を直接指導する実践力、保護者との連携協力といった資質能力が必要です。

ウ 警察職員に対する研修

警察学校及び各職場において、人権尊重の精神を養うための教育を推進します。

【警察職員】

個人の生命や財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たることを責務としている警察職員は、常に地域住民の人権に配慮して職務に従事することが求められています。

エ 消防職員に対する研修

消防学校及び各職場において、高齢者及び障害のある人などの人権に配慮し、地域住民の状況に対応した消防防災活動のための教育を充実します。

【消防職員】

地域住民の生命と財産を守る重要な役割を担っている消防職員は、常に人権に配慮して職務に従事することが重要です。

オ 福祉関係職員に対する研修

県が主催する福祉関係職員を対象とした研修会における人権教育を充実します。

また、各職場において、人権意識の普及・高揚を図るための人権教育が充実されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。

【福祉関係職員】

子ども、高齢者、障害のある人など、ともすれば人権侵害を受けやすい社会的に弱い立場にある人たちと接する機会の多いケースワーカー、民生委員・児童委員、保育士、訪問介護員（ホームヘルパー）、社会福祉施設職員などは、人権が尊重される社会の実現に深い関わりを持っている職務の担い手であることを自覚し、常に人権意識を持って職務に従事することが必要です。

カ 医療関係職員に対する研修

県が主催する医療関係職員を対象とした研修会や、県立の看護師等養成機関における人権教育を充実します。

また、県内の医療関係機関などでの人権教育が充実されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。

【医療関係職員】

県民の生命に直接関わる医療の業務に携わる医師、看護師等の医療関係者は、インフォームド・コンセント^{※21}やプライバシーへの配慮など、常に患者の人権を尊重して職務に従事することが重要です。

※21「インフォームド・コンセント」：説明と同意のことで、医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療に必要な費用について、十分かつ、わかりやすく説明する義務があるといわれています。また、その時、患者は自分の身体のなかでどのようなことが起こっているのか知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問を解消し納得したうえで治療を受けることに同意することを併せていいます。

4 相談・支援体制の充実

【現状と課題】

県では、人権に関する相談をはじめ、高齢者、障害のある人等の各種の福祉相談、外国人のための生活相談などに応える相談機関を設置して、様々なニーズに対応しています。

しかしながら、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障害のある人への虐待をはじめ、人権に関する相談件数が増加するとともに、相談内容が複雑・多様化しています。このため迅速かつ適切な対応をするための相談事業の充実、相談機関相互の一層の連携強化が求められています。

また、人権侵害に対する相談・救済は、高知地方法務局や人権擁護委員^{※22}によって行われているほか、NPO等の民間団体も大きな役割を担っています。

これまで、こうした関係機関等との連携を図り、協議会の設置やネットワークの構築など、一定の成果をあげてきましたが、今後はさらに、国、県、市町村、NPOなどが相互の特性を生かし、連携の内容を充実させていくことが求められています。

【施策の展開方向】

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上、人材の育成に取り組みます。

また、様々な人権侵害を早期に解決するため、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・保護・支援の充実を図ります。

さらに、複雑・多様化している人権相談に迅速かつ総合的に対応できるよう、国、県、市町村、NPO、その他の関係機関を含め、それぞれの相談機関等がネットワーク化を図るなど、連携強化の取組を推進します。

ア 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、県の関係機関をはじめ、法務省等の国の関係機関、市町村、人権擁護委員連合会^{※23}、NPOなどの人権に関する相談・支援機関等の連携強化に努めます。

イ 相談機関の充実

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や活動内容の県民への周知を図ります。

さらに、相談窓口機関が研修、交流を行い、関係職員や相談員の能力の向上を図ります。

※22「人権擁護委員」：人権擁護委員は、「人権擁護委員法」（昭和24（1949）年5月制定・平成11（1999）年12月最終改正）に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職です。委員については、市町村の推薦により法務大臣が委嘱します。

なお、人権擁護委員は、法務大臣が定める各都道府県の区域ごとに「人権擁護委員協議会」を組織し、人権擁護委員の職に関する連絡・調整や資料及び情報収集、研究などを行います。

※23「人権擁護委員連合会」：「人権擁護委員法」第16条第2項により、人権擁護委員協議会（以下、協議会）が都道府県ごとに組織するものです。この連合会は、協議会の任務に関する連絡及び調整などを行います。なお、各都道府県の連合会は、「全国人権擁護委員連合会」を組織しています。

ウ 保護・支援の充実

女性への暴力、子ども、高齢者、障害のある人への虐待等の人権侵害に対しては、緊急時に対応している一時保護機能や、自立などの支援を充実させます。

また、高齢者や障害のある人などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

エ NPO等との連携強化

NPOやボランティア団体（その他支援団体）などとの連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

1 同和問題

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、社会的不利益を受けてきた問題です。

明治4（1871）年に、いわゆる「解放令」が公布され、長い間続いてきた身分差別は制度のうえではなくなりました。その後、昭和40（1965）年に出された国の「同和対策審議会答申」※24では、同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題であることが明記されました。

さらに、この答申を受けて、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」※25に引き続き、昭和57（1982）年の「地域改善対策特別措置法」（地対法）、昭和62（1987）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が制定され、ハード・ソフトにわたる同和対策事業が実施されてきました。

また、同和問題の解決に向けた取組は、義務教育においては教科書を無償とする法律の制定や、身元調査に悪用されていた戸籍の閲覧・請求を制限する戸籍法の改正、さらには、就職差別の防止を目的とする統一応募書類の採用など、広く人権尊重の取組へつながっていきました。

（1）現状と課題

この問題の解決のため、県では、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、30年余りにわたって様々な特別対策を実施してきたことにより、同和地区※26を取り巻く状況は大きく改善されてきたことなどから、こうした特別対策は平成13（2001）年度末で終了しました。

平成24（2012）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」※27では、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりする場合について尋ねたところ、「気にしたり、意識したりすることはない」とする回答が53.0%と半数を占める一方で、「結婚するとき」を筆頭に、「不

※24 「同和対策審議会答申」：昭和40（1965）年答申。同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行いました。なお、この答申は、戦後の同和行政の大きな指針となっています。

※25 「同和対策事業特別措置法」：同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44（1969）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定しています。

※26 「同和地区」：同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44（1969）年に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62（1987）年に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14（2002）年3月に失効するまでの間、法律で一定の地域が「対象地域」と指定され、環境改善や同和教育・啓発などの取組が進められてきました。「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域をさします。

※27 「人権に関する県民意識調査」：平成24（2012）年の8月下旬から9月初旬に高知県文化生活部人権課が実施した意識調査です。調査機関は株式会社クリケット。対象は高知県内在住の成人（選挙人名簿に登録されている者）、3,000人とし、1,351人から有効回答を得ました。調査方法は、無記名による郵送法で行っています。
また、本基本方針において、意識調査の結果の図で表記している「今回調査」とは、この平成24（2012）年度実施の県民意識調査のことをさします。なお、この意識調査の結果については、県文化生活部人権課のホームページに掲載しています。

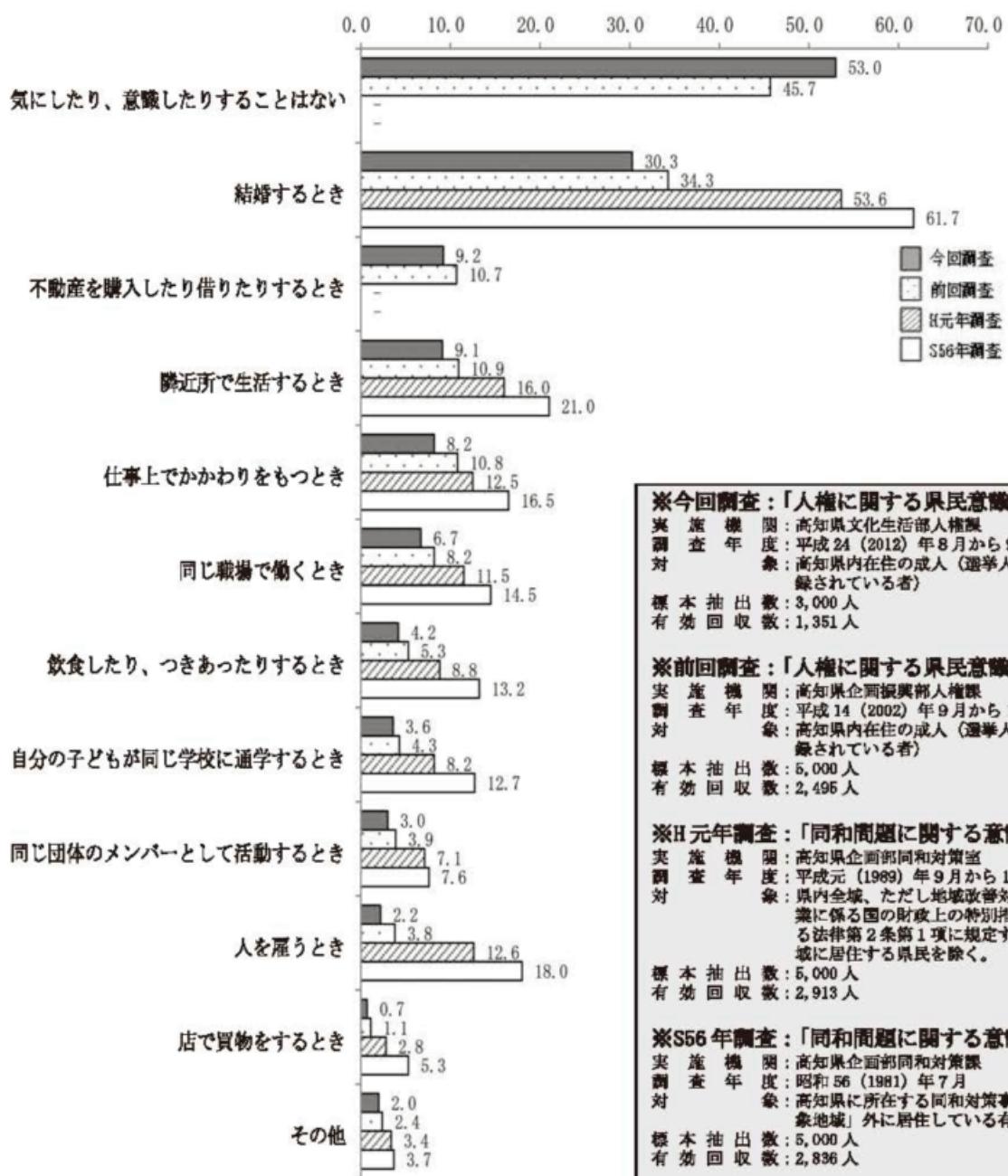
動産（家・土地など）を購入したり借りたりするとき」の順で、気にしたり意識するとした回答もありました（図1）。

近年、同和問題に係る差別発言や落書きは減少傾向にあるものの、依然として存在しており、最近では、インターネットの普及に伴い、匿名性を悪用した掲示板などへの差別の助長につながる悪質な書き込みなどが発生しています（表1）。こうした同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています。

このため、これまでの同和教育や人権教育、啓発活動で積み上げられてきた成果を踏まえて、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動に引き続き取り組み、同和問題の早期解決を目指していくことが求められています。

図1 同和地区や同和地区の人を意識する場合（%）

- 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。（○はいくつでも）



第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

表1 人権侵害事例の受付状況

	(高知県文化生活部人権課)				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
発言	14	13	4	7	5
落書き	39	3	—	2	—
書簡	1	—	—	1	1
表記	—	—	—	1	—
ネット	—	—	2	6	2
合計	54	16	6	17	8

※ 書簡：葉書、封書による差別文書

表記：紙片等に記された差別文書、落書き

ネット：インターネット上に設けられた電子掲示板への書き込みや電子メール等

(2) 人権侵害の主な事例

ア 差別発言・差別落書き

言葉の持つ歴史的な背景や意味を正しく理解しておらず、人を攻撃したり、蔑んだりするのに使うなど、安易な発言があります。

※平成20年度から平成24年度人権侵害事例受付：差別発言（43件）・差別落書き（44件）

イ インターネット上の差別書き込み

インターネット上に設けられた電子掲示板に、差別の助長につながる悪質な書き込みが発見されています。

※平成20年度から平成24年度人権侵害事例受付：10件

ウ 結婚差別

子どもの結婚相手が対象地域の人であるかどうかを確認する事例があります。

※平成25年度人権侵害事例受付：1件

(3) 推進方針

同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を図る。

同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進

(4) 今後の取組

【県の取組】

同和問題の解決に向けた取組を通して、人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を実施します。

ア 教育

同和問題に関する歴史や現状・実態について、科学的に解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい理解と認識を深める教育を推進します。

(ア) 就学前教育

就学前教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所・幼稚園等においては、生活のなかで自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権感覚の基礎を育むための保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の連携、学校と家庭・地域との連携を図りながら、差別を解消し人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる力を育む教育を推進します。また、大学や専修学校、各種学校における人権教育の普及・充実を促進します。

(ウ) 社会教育

生涯学習の視点に立ち、それぞれの時期、段階に応じた学習機会の提供や、地域的な課題と結びついた内容を積極的に取上げるなど、学習者が意欲を持ち、差別を解消するために行動することができる学習内容などの充実を図ります。

イ 啓発

「部落差別をなくす運動」強調旬間※28を中心とした取組を通じ、同和問題についての科学的認識を深めることなど、正しい知識の普及・啓発に努めます。

(ア) 講演会や研修会の開催など

多くの県民が気軽に参加できるイベント形式の啓発事業や、ワークショップ形式の研修会などを実施します。

(イ) 広報活動

テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ等を活用した広報を実施するとともに、県民にわかりやすく、実践につなげができる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。

※28 「部落差別をなくす運動」強調旬間：期間は7月10日から20日まで。同和問題の解決に向け、県民一人ひとりが取組を進めいく必要があることを広く県民にアピールするため、県が市町村などの協力を得て、この期間中に講演会やテレビ・ラジオなどによる啓発事業を実施しています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修への支援
	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育授業研究講座」の実施
	人権教育に関する指定校や指定地域による「人権教育研究推進事業」の実施
	学校における人権教育の核となる人材を育成する「人権教育推進リーダー育成事業」の実施（小・中・高等・特別支援学校）
啓発	「部落差別をなくする運動」強調旬間での講演会や啓発活動の実施
	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)や「ハートフルセミナー」(県民対象)の実施
	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への助成
	(公財)高知県人権啓発センター講師による「人権研修」の実施
	人権啓発映画のテレビ放映・人権に関するコラムの新聞掲載

※「同和問題」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の92~94ページ参照

達成目標

取組の内容	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標(H30年度)
○「部落差別をなくする運動」強調旬間における講演会や啓発活動の実施						「人権に関する県民意識調査」の「同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか」の質問において、「気にしたり、意識したりすることはない」の回答を60%以上にする。(最終的な目標は100%であるが、平成29(2017)年度における当面の目標として設定しています。) 【平成24(2012)年度調査結果53%から7ポイント増】
○「人権教育セミナー」において、先進的な情報を提供できる講師による講演会を実施など		「部落差別をなくする運動」強調旬間での講演会や啓発活動の実施		「人権教育セミナー」の実施		※平成29(2017)年度実施予定の「人権に関する県民意識調査」で検証

※達成目標の目標年度については、平成30(2018)年度を原則としていますが、既に国の計画や、県の他の計画などで定められているものがあるため、平成30(2018)年度以前の目標年度設定となっているものについては、その目標年度と根拠となる方針または計画名などを記しています。なお、こうした目標達成後も、平成30(2018)年度に向けて、本方針に則り、引き続き取り組んでいきます。このことについては、他の個別の人権課題についても同様です。

【企業等に期待する取組】

同和問題に対する正しい理解と認識を深める取組を期待します。

- 職場における同和問題に関する自主的な研修の取組と充実
- 県や市町村等が実施する同和問題に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、その早期解決に向けて県民一人ひとりが行動していくことを期待します。

- 家庭や地域における自主的な学習の取組
- 県や市町村等が実施する同和問題に関する教育・啓発活動への参加と協力

2 女性

昭和54（1979）年に、国連で採択された「女子差別撤廃条約」※29では、「女性に対する差別は「権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」と明記されています。

この条約は、伝統的な意味での男女平等（憲法などで両性間の平等を定める）を確認するだけにとどまらず、従来見過ごされてきた固定的な女性の役割、男性の役割を変えていくこと、個人、組織、企業による女性差別の撤廃、女性に対する差別となる既存の法律や規則、地域社会における慣行や慣習の見直し、廃止を求めています。

これによって、これまで女性にとって抽象的なものであった人権という概念が、具体性を持つこととなりました。

国においては、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」※30が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の重要課題として位置づけました。

平成12（2000）年に、最初となる「男女共同参画基本計画」が策定されて以来、平成22（2010）年には、第3次の基本計画が策定されています。

また、雇用分野では、「女子差別撤廃条約」の批准を機に、昭和60（1985）年に「労働基準法」が改正され、同年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）※31が公布されました。

平成13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」）※32が制定され、平成16（2004）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が定められました。

その後、平成19（2007）年には、「DV防止法」の一部が改正され、保護命令制度の拡充、市町村による基本計画の制定及びDV相談支援センターの設置が努力義務化されました。

なお、同法は、平成25（2013）年の改正で名称を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

※29 「女子差別撤廃条約」：正式な名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和54（1979）年12月18日、国連採択。昭和60（1985）年6月25日、日本批准。この条約は、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

※30 「男女共同参画社会基本法」：平成11（1999）年6月23日公布・施行。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されています。

※31 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）：昭和60（1985）年公布。この法律の前身は、昭和47（1972）年の「勤労婦人福祉法」です。この法律では、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはいけないと定めています。その後も改正が繰り返され、平成19（2007）年4月1日に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男女双方に対する差別を禁止することと規定しています。

※32 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）：平成13（2001）年4月公布・同年10月施行。平成16（2004）年改正。平成19（2007）年改正。平成25（2013）年改正（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更）。配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問いません。さらに、離婚後（事实上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

(1) 現状と課題

県では、平成2（1990）年に「こうち女性プラン」を策定し、平成12（2000）年に向けて県の総合的な施策の方向を体系的に示すとともに、具体的な取組として、「こうち女性プラン前半期推進計画」（平成2（1990）年～平成7（1995）年）・「こうち女性プラン後半期推進計画」（平成8（1996）年～平成12（2000）年）を取りまとめ、具体的な施策を積極的に推進してきました。

さらに、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成15（2003）年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定（施行：平成16（2004）年4月）するとともに、「こうち男女共同参画プラン」※33及び「高知県DV被害者支援計画」※34を策定し、様々な取組を行っています。

このように法律や制度面からの整備は着実に進んでいますが、「男性は仕事、女性は家庭（と仕事）」等という固定的な役割分担意識※35や雇用の場における格差、女性に対する暴力など、依然として女性に対する直接、間接の差別が存在しています。

平成24（2012）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、女性に関する人権上の問題点として、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつける」、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」、「職場における差別待遇」などが上位になっていました（図2）。

具体的には、女性からの悩み相談等について、「女性相談支援センター」※36へは、ここ数年は年間1,500件前後、「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」※37へも、近年は年間1,500件弱の相談があります（表2）。また、DVについては、行き場のない女性の緊急保護や自立支援の取組を充実させていくことも重要です（表3）。

さらに、職場における課題としては、セクシュアルハラスメント（表4）や育児・介護休業等（表5）、女性が働き続けていけるための環境づくりが課題になっています。

このように、女性への差別の解消をはじめ、政策や方針決定の場など、あらゆる場における女性参加・参画を一層促進し、実質的な男女平等の実現のためには、解決しなければならない多くの課題が存在しています。

こうしたことから、性別による人権侵害の防止や、配偶者等からの暴力による被害者の自立支援の充実をはじめ、家庭や職場、地域社会において、女性も男性も平等で生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会づくりへの取組が、引き続き重要な課題となっています。

※33 「こうち男女共同参画プラン」：平成13（2001）年度策定・平成16（2004）年度改定・平成23（2011）年度改定。

※34 「高知県DV被害者支援計画」：平成19（2007）年度策定・平成24（2012）年「第2次高知県DV被害者支援計画」策定。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画を定めています。

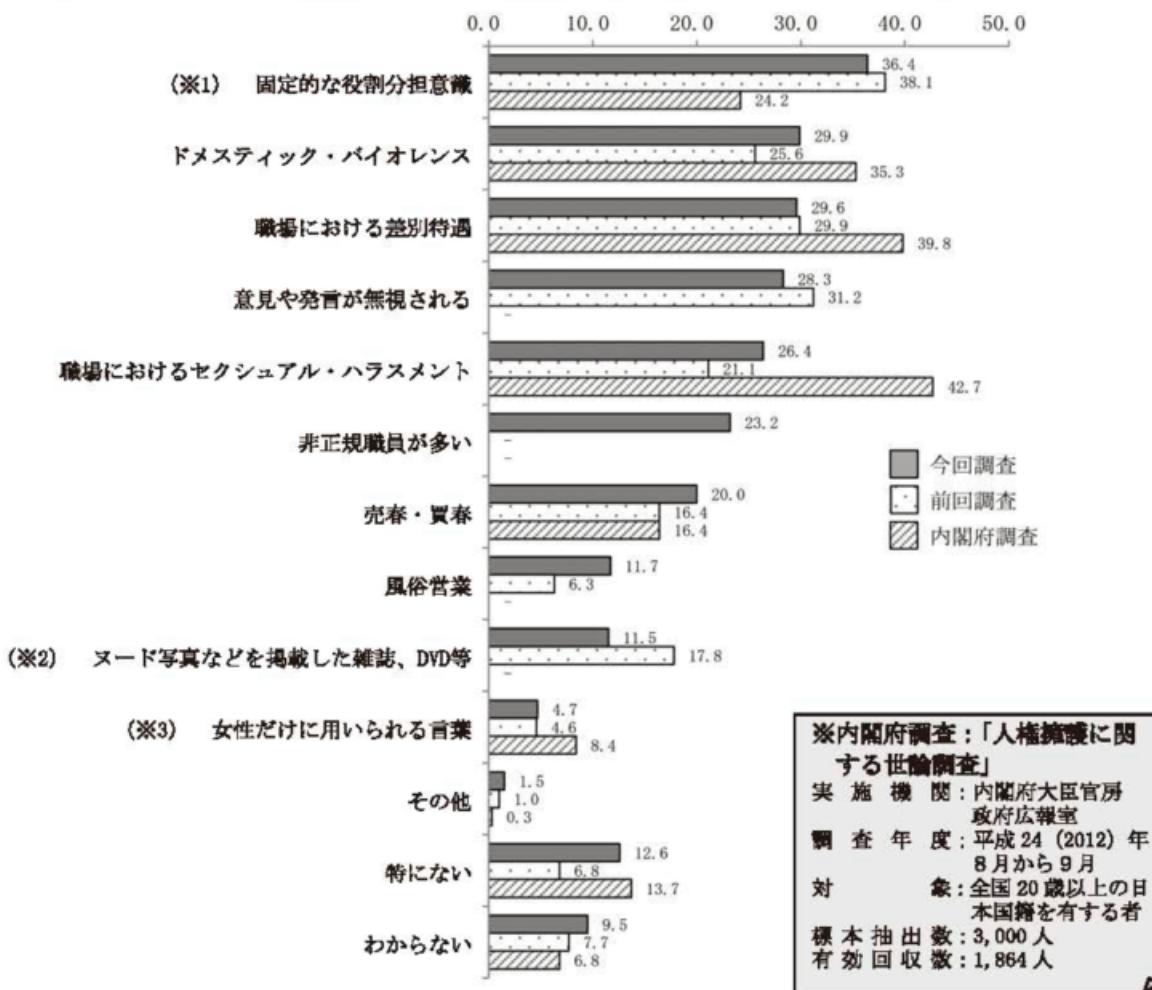
※35 「役割分担意識」：「男は仕事、女は家庭」といった性の違いによって役割を固定したものを「役割分担意識」といいます。そういう考えは働く女性にとって社会労働と家事労働の二重負担になっていきます。女性が広く社会活動をするなか、性による分業や男女を異なって取扱うことは、公正とはいえない。性別役割意識を解消して本当の意味での男女平等、対等なパートナーシップを築いていくことが必要です。

※36 「女性相談支援センター」：女性の抱える様々な問題について相談に応じる県の相談機関です。必要に応じて一時的な保護や自立に向けた様々な支援も行っています。また、「配偶者暴力支援センター」としての機能も持っています。

※37 「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」：男女が共に女性問題について認識を深め、その解決に向けた様々な活動を支援する総合的な機能を有する拠点施設です。平成11（1999）年に「こうち女性総合センター『ソーレ』」として開館し、平成16（2004）年に現在の名称に変更しています。 事務所：高知市旭町3丁目115番地 （電話）088-873-9100

図2 女性に関する人権上の問題点（%）

- 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



※1 「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）を他の人に押しつける」は、内閣府調査「男女の固定的な役割分担意識（『家事は女性』等）に基づく差別的取扱いを受けること」との比較。

※2 「女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD」は、前回調査「内容に關係なく女性の水着姿、裸体や媚びたポーズなどを使用した広告」、「女性のヌード写真などを掲載した雑誌、新聞」、「アダルト・ビデオ、ポルノ雑誌」を合計したものとの比較。

※3 「『女子アナ』、『女医』、『女流作家』などのように女性だけに用いられる言葉」は、前回調査「『令夫人（他人の妻の教称）』、『婦人』、『未亡人』のように女性だけに用いられる言葉」及び、内閣府調査「『令夫人』、『婦人』、『未亡人』、『家内』のように女性に用いられる言葉が使われること」との比較。

* 前回調査の回答条件は【3つまで○】。

【語群の内容】

- 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつける
- ドメスティック・バイオレンス（DV）
- 職場における差別待遇
- 女性ということで意見や発言が無視される
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
- 女性が多い職業で非正規職員（パート等）が多い
- 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
- 女性の働く風俗営業
- 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD
- 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉
- その他
- 特にない
- わからない

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

表2 女性の悩み事等の相談件数

(女性相談支援センター)		(件)			
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談件数	1,738	1,601	1,631	1,524	1,453
うちDV関係	381	459	632	579	532
割合	21.9%	28.7%	38.7%	38.0%	36.6%

(こうち男女共同参画センター「ソーレ」)		(件)			
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談件数	989	934	1,430	1,322	1,491
うちDV関係	108	92	94	71	106
割合	10.9%	9.9%	6.6%	5.4%	7.1%

表3 DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

(県の一時保護所)		(人)			
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保護人数	156	164	136	163	158
うちDV関係	121	125	109	140	131
割合	77.6%	76.2%	80.1%	85.9%	82.9%

(県の自立支援施設)		(人)			
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
入所人数	14	11	6	13	8
うちDV関係	5	6	4	10	4
割合	35.7%	54.5%	66.7%	76.9%	50.0%

(人数には要保護女子の同伴児者を含む)

表4 雇場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談件数

(高知労働局雇用均等室)		(件)			
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	197	123	149	144	82
うち労働者から	98	58	91	87	55
女性から	75	45	71	75	52
女性の割合	76.5%	77.6%	78.0%	86.2%	94.5%

表5 育児・介護休業等に関する相談件数

(高知労働局雇用均等室)		(件)			
件 数		20年度	21年度	22年度	23年度
うち労働者から		71	82	132	115
割 合		13.5%	10.8%	4.6%	8.4%

(2) 人権侵害の主な事例

ア DV等の相談

- (ア) アルコールが入ったら、殴る蹴るの暴力を振るわれる。子どもにも、暴言・暴力がある。
- (イ) 夫が生活費を入れてくれず、パチンコに明け暮れている。そのことを話すと、両腕をねじあげられたり、引きずりまわされるなどの暴力を振るわれる。
- (ウ) 夫が不倫相手と結婚するために離婚を言い出してきた。断ると、殴られ、「死ね」と言われる。
- (エ) 夫から「親姉妹等との関係を絶って、付き合うな」などと強要される。
- (オ) 元交際相手から強迫めいたメールや電話が日に何十件もくる。職場にも電話をかけてくるので怖い。

イ 職場におけるセクシュアルハラスメント

- (ア) 事業主からホテルに誘われる等のセクシュアルハラスメントを受け、退職せざるを得なくなった。
- (イ) 上司からセクシュアルハラスメントを受け、会社に相談したが、個人間の問題として対応が取られなかった。

ウ 育児・介護休業等に関するもの

- (ア) 育児休業からの復帰時、パートタイマーへ身分変更されたり、退職を強要された。
- (イ) 期間雇用者が育児休業の取得を申出たら、契約期間が満了となると言われた。

(3) 推進方針

家庭や職場、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、女性が安全安心に生活できる、女性の人権が男性と対等平等に尊重される社会の実現を図る。

- ①男女が互いの人権を尊重する教育・啓発の推進
 - ②あらゆる分野への女性の社会参画の推進
 - ③女性に対するあらゆる暴力の根絶

(4) 今後の取組

【県の取組】

女性と男性が社会のあらゆる分野に共に参画する「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を推進します。

ア 教育

就学前教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場において、両性の尊厳・平等を目指す教育を推進します。

(ア) 就学前教育

友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う信条を育むための保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

全ての教育活動の場において、児童生徒が男女平等についての理解を深めるよう、また、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、勤労観や職業観、人生観や家庭観を身に付けるための教育を推進します。

なお、データDV防止などの具体的な学習にも取り組んでいきます。

(ウ) 社会教育

市町村等で実施される各種学級等において、男女の自立や協力を目指した教育の充実や、女性の社会参画のための講座の開設、学習活動の支援を行います。

イ 啓発

「こうち男女共同参画プラン」の趣旨を広く県民に広めるとともに、女性の人権についての意識の高揚と女性の地位向上に向けた取組を推進します。

(ア) 講演会や研修会の開催など

「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」等が「男女共同参画週間」※38などに実施している講演会の開催、市町村や団体、企業等が行う研修会に、講師・助言者を派遣するなど、県民の自主的な取組を支援します。

(イ) 広報活動

あらゆる機会やマスメディアを活用し、男女の実質的な平等についての広報活動を実施するとともに、広報誌等の作成・発行など、情報・資料の提供を行います。

※38 「男女共同参画週間」：「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成16（2004）年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までを週間として定めて、国や各県等で男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深める様々な取組が実施されています。

ウ 女性の社会参画

「こうち男女共同参画プラン」の趣旨をうけ、女性の社会参画や働く場をひろげる取組、環境を整える取組を推進します。

(ア) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。

また、女性県職員の登用、活用の推進や、学校現場における女性教職員の登用を図ります。

(イ) 雇用の場における男女平等の推進

職域拡大を促進し、男女の平等な待遇を促します。

また、子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。

エ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DVを未然に防止するための啓発を促進します。

また、相談機能の充実や被害者の緊急保護・自立支援を行います。

オ 市町村における男女共同参画計画策定の支援

男女共同参画計画は、男女共同参画の取組を進めるうえでの基本となることから、策定に向けた市町村の取組を支援します。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修への支援
	教職員対象の「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
啓発	「男女共同参画週間」の講演会や各種講座の開催
	各種団体等の依頼に応じ、「ソーレ」職員等が講師として男女共同参画に関する講座を実施
	男女共同参画を推進するグループ・団体等の事業を助成
	啓発誌「ぐーちょきばー」や広報誌「ソーレ・スコープ」の作成等による広報
女性の社会参画	県庁内の審議会等委員への女性の参画
	子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する「次世代育成支援企業認証事業」の実施
女性に対するあらゆる暴力の根絶	DV等に関する啓発用ポケットティッシュや相談カードの作成・配布
	DV対策として、公費負担制度拡充による一時避難措置の強化を図り、女性相談支援センター等の関係機関との連携を図る取組
	相談員のスキルアップを図る研修の実施・相談体制の充実
	DV被害者の保護、自立への支援に関する取組
市町村における男女共同参画計画策定の支援	文書や個別訪問、NPO派遣による計画策定支援

※「女性」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の95~98ページ参照

達成目標

取組の内容	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標(H30年度)
男女共同参画計画策定に向けた市町村の取組支援						<p>文書や個別訪問等による計画策定の要請</p> <p>NPO派遣による計画策定支援の実施 (年間2~3市町村)</p> <p>県民に、男女が互いに支え合い、性別にかかわりなくその能力を発揮できる「男女共同参画社会」づくりに向けた意識啓発が進んでいる。</p> <p>計画策定市町村の割合：67.6%（23市町村） (最終的な目標は100%であるが、平成27（2015）年度における当面の目標として設定しています。) 【平成26（2014）年1月末：50%（17市町村）】</p> <p>※目標年度：平成27（2015）年度末到達点（以降も継続）「こうち男女共同参画プラン」</p>
DVに関する「ブロック別関係機関連絡会議」の開催						<p>○年3会場（東部・中部・西部）で「連絡会議」を開催</p> <p>○関係機関との連携強化を図る</p> <p>関係機関と女性相談支援センターとの情報共有及び連携によるDV被害者支援ができている。</p> <p>「人権に関する県民意識調査」の女性に関する事柄で、「人権上問題があると思われるもの」の項目で、DVが40%以上選ばれる。（最終的な目標は100%であるが、平成29（2017）年度における当面の目標として設定しています。） 【平成24（2012）年度調査結果29.9%から10ポイント増】</p> <p>※平成29（2017）年度実施予定の「人権に関する県民意識調査」で検証</p>

【企業等に期待する取組】

女性の人権への正しい認識を深め、雇用における男女の実質的な平等などに向けた積極的な取組を期待します。

- 「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」※39など関係法令の趣旨や内容の理解促進及び法の遵守等による働きやすい職場環境づくり
- セクシュアルハラスメントが発生しない職場環境づくり
- 企業における自主的な研修の実施
- 県や市町村等が実施する女性の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

固定的な役割分担意識や女性に対する偏見・社会慣習などを、女性と男性が共に力を合わせて解消するための自主的な取組を期待します。

- 身近なところでの学習会や交流会開催・参加など、男女の実質的平等への自主的な取組
- 家庭生活、地域の活動における役割分担意識の解消など、日常生活における実質的な男女平等の実現
- 県や市町村等が実施する女性の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

※39「育児・介護休業法」：正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成4（1992）年「育児休業法」を施行し、平成7（1995）年同法全面施行。同法を大幅改正し、平成11（1999）年「育児・介護休業法」施行。労働者の仕事と育児や介護を両立できるよう支援するため、幾度か改正し、直近は、平成24（2012）年改正・施行。この法律は、育児休業・介護休業、子の看護休暇・介護休暇、育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度等の措置、育児のための所定外労働の制限、育児・介護のための法定時間外労働及び深夜業の制限等について定めています。

3 子ども

子どもは未完成な存在として考えられ、そのことが強調されることによって権利の主体として尊重されなかつたり、個性等の違いによって差別されることがあります。

しかしながら、子どもは、その成長や発達段階に応じた適切な教育や援助が受けられるとともに、人格を持った一人の人間として尊重されることが必要です。

国連では、昭和34（1959）年に「児童の権利に関する宣言」（子どもの権利宣言）※40を採択し、その30周年となる平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）※41を採択しました。この条約では、全ての児童は、性や出身などでいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べることなどの権利が保障されることを規定しています。

国では、昭和22（1947）年に「児童福祉法」、昭和26（1951）年には「児童憲章」が制定され、国民は子どもを心身ともに健全に育成する義務があることが明記されるとともに、子どもの立場からその権利を確認するなど、子どもの福祉を増進し、健全な育成を図るための各種の施策が進められてきました。

その後、平成6（1994）年には「子どもの権利条約」を批准し、平成11（1999）年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）を制定。翌平成12（2000）年には「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」）※42が制定され、「児童虐待」が法律によって明確に定義づけられるとともに、何人も児童に対して虐待をしてはならないことを定めるなど、子どもの人権を保護し擁護するための環境の整備が進められています。

また、平成14（2002）年には、文部科学省の主要施策として「新子どもプラン」※43が策定され、その後、平成18（2006）年の新たな「教育基本法」制定や、平成19（2007）年の「学校教育基本法」改正、平成20（2008）年からの「学習指導要領」の改訂などもあり、「豊かな心」の育成や「確かな学力」等からなる「生きる力」を一層育むこととしています。

体罰については、平成25（2013）年1月の「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」や同年3月の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」において、体罰禁止の趣旨の周知徹底や体罰の実態についての主体的把握、懲戒と体罰の区別についての具体例を示しています。なお同年5月に、運動部活動での指導を行う際の基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」において、体罰等の許されない指導と考えられる具体例が示されています。

※40 「児童の権利に関する宣言」（子どもの権利宣言）：昭和34（1959）年11月、国連採択。国際的な子どもの人権保障宣言。前文で「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負っている」との基本的な課題を提示し、世界人権宣言（昭和23（1948）年）やジュネーブ児童権利宣言（大正13（1924）年）を受け継ぎ、これを発展・定着させる見地を表明しています。

※41 「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）：平成元（1989）年11月、国連採択・平成6（1994）年4月、日本批准。この条約は、18歳未満の全ての人の保護と基本的人権を国際的に保障、推進するため、国連総会で採択されました。特徴は、子どもを単なる保護の対象としてではなく、独自の考え方や主体的な能力を持つ「大人と対等な一人の人間」としてとらえ、発達段階に応じてその権利を使いながら社会に参加していく存在であると考えていることです。なお、この条約では、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのためには、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること。また、私生活・家庭・住居・通信に対して、不法に干渉されないことや、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが定められています。

※42 「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）：平成12（2000）年11月施行・平成16（2004）年10月改正・平成20（2008）年4月改正。この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的として定められています。

※43 「新子どもプラン」：平成14（2002）年度からの完全学校週5日制の実施にともない、平成11（1999）年度から平成13（2001）年度までの3年間に地域で子どもを育てる環境の整備を目指した「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」の実績を踏まえ、関係省庁の協力を得ながら、継続的に子どもたちの体験活動機会の充実などに資する施策を推進するために策定したプランです。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

いじめに関しては、平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」※44が公布・施行され、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されています。これを受け、県、各市町村、各学校において、「いじめ防止基本方針」が策定される予定です。

（1）現状と課題

県では、次代を担う全ての子ども達が健やかに成長していくために、安心して生み育てられる環境づくりを積極的に展開し、家庭、学校、地域、行政が連携しながら、子どもの人権に関する様々な機会を通じた教育や啓発活動を行っています。

また、子どもの尊厳及び権利が守られ、健やかに成長できる環境をつくるため、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、基本施策を定めて推進し、全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現を目的として、「高知県子ども条例」※45を制定しています。

そして、「こうちこどもプラン（高知県次世代育成支援行動計画）」※46や「高知県子どもの環境づくり推進計画」※47、「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」※48を策定し、様々な取組を行っています。

しかし、少子化や核家族化の進行、家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ（表6）、児童虐待（表7-1・2）、体罰（表8）など、様々な問題が深刻化しており、その早急な解決が求められています。

また、平成24（2012）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」、「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」などが子どもの人権上の問題点として上位になっています（図3）。

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長することは、県民全ての願いです。全ての子どもの人権が尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会を築いていくためには、子どもの人権に関し様々な機会を通じて啓発活動を行うとともに、子どもたちが感性と活力に満ちた人間として育っていくための取組を積極的に推進していく必要があります。

※44 「いじめ防止対策推進法」：平成25（2013）年6月公布・同年9月施行。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

※45 「高知県子ども条例」：平成16（2004）年制定時は「高知県こども条例」。平成24（2012）年12月改正・平成25（2013）年4月施行。この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的としています。

※46 「こうちこどもプラン（高知県次世代育成支援行動計画）」：平成17（2005）年、「前期計画」策定・平成22（2010）年、「後期計画」策定。この計画は、「次世代育成支援対策推進法」（平成15（2003）年制定）に基づき、前期計画では、「次代を担う高知の子どもたちが健やかに育つための環境づくり」を目指して取組を行ってきました。後期計画は、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までの5年間を計画期間とし、「次代の親を育成するための若者の就職支援」や「児童虐待防止対策など要保護児童への対応」などに取り組んでいます。

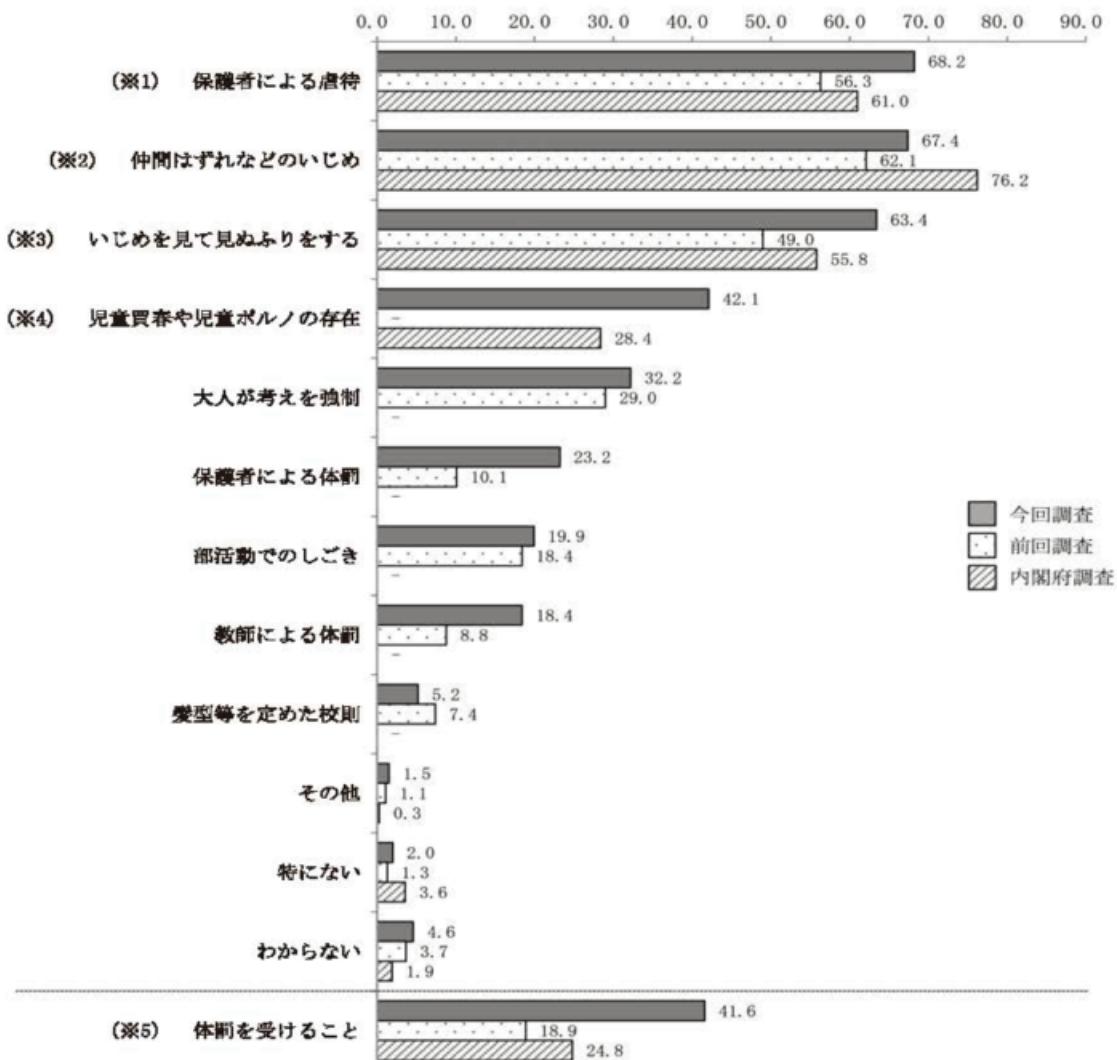
※47 「高知県子どもの環境づくり推進計画」：平成19（2007）年策定・平成24（2012）年、第二期策定・平成25（2013）年、高知県子ども条例改正施行により、第三期策定。条例の目的及び基本理念を実現するための推進計画であり、12のプランを示しています。

※48 「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」：平成25（2013）年6月策定。少年非行の課題解決に向けて必要となる抜本的な対策や、今後の目指すべき姿などを取りまとめて示しています。

また、子ども自身が人権を大切にし、他人を差別しない人間に育っていくためには、子どもの成長や発達段階に応じた適切な教育や環境づくりへの取組が、引き続き重要となっています。

図3 子どもに関する人権上の問題点（%）

- 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（〇はいくつでも）



※1 「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」は、前回調査「保護者による子どもへの虐待」、内閣府調査「虐待を受けること」との比較。

※2 「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」は、内閣府調査「いじめを受けること」との比較。

※3 「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」は、内閣府調査「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」との比較。

※4 「児童買春や児童ポルノ等が存在する」は、内閣府調査「児童買春・児童ポルノ等の対象となること」との比較。

※5 今回調査及び前回調査「保護者によるしつけるための体罰」、「教師による児童・生徒への体罰」を合計したものと、内閣府調査「体罰を受けること」との比較。

* 前回調査の回答条件は【3つまで〇】。

【語群の内容】

- 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
- 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
- いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 児童買春や児童ポルノ等が存在する
- 保護者によるしつけるための体罰
- 教師による児童・生徒への体罰
- その他
- 大人が子どもに自分の考え方を強制する
- 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
- 髪型や服装を定めた校則
- わからない
- 特にない

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

表6 いじめの認知件数

(文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査<高知県>) (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	31	53	133	90	201
中学校	145	123	225	174	421
高等学校	47	30	38	35	64
特別支援学校	1	1	0	1	3
合計	224	207	396	300	689

表7-1 児童虐待の対応件数

(児童相談所における児童虐待相談対応件数) (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
県内	184	155	142	116	153
全国	42,664	44,211	56,384	59,919	66,807

※平成22年度の全国件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

※24年度の数値は速報値

表7-2 児童虐待の詳細（高知県）

(対応状況：24年度 153件の内訳)

項目	件数	割合(%)	項目	件数	割合(%)		
相談経路	学校等	25	16.3	虐待種別	身体的虐待	53	34.7
	市町村機関	39	25.5		ネグレクト (保護の怠慢等)	60	39.2
	家族・親族	25	16.3		心理的虐待	38	24.8
	警察等	15	9.8		性的虐待	2	1.3
	その他	49	32.1				
主たる虐待者	実母	82	53.6	被虐待年齢構成	0～3歳未満	25	16.3
	実母以外の母親	1	0.7		3歳～学齢前	33	21.6
	実父	30	19.6		小学生	58	37.9
	実父以外の父親	4	2.6		中学生	26	17.0
	その他	36	23.5		高校生・その他	11	7.2

表8 体罰の認定件数

(文部科学省 体罰実態把握調査：公立小・中・高等・特別支援学校<高知県>) (件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成24年度件数	10	13	12	2

※全国 5,415 件

(2) 人権侵害の主な事例

ア いじめ

いじめの態様としては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」、「仲間はずれ、集団による無視」等の事例が多くみられます。いじめを受けた子どもは心に大きな傷を残すことにもなり、場合によっては、かけがえのない生命を自ら奪うことさえあります。

(ア) 上履きや筆箱を隠される等、持ち物にいたずらをされる。

(イ) 携帯電話のメール等で誹謗中傷される。

イ 児童虐待

児童虐待とは、本来、子どもをあたたかく守り育てるべき保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に保護するものをいう。）が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。児童虐待は、子どもに対する著しい人権侵害です。

保護者が「しつけ」と思っている行為でも、子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。保護者が子どものためだと考えていても、子どもの立場で判断することが大切です。

なお、児童虐待を行った保護者が子育てに苦労している現実もあることから、その気持ちを大事に考えながら、子どもが良好な家庭環境で生活するために、保護者を支援・指導することが必要です。

(ア) 身体的虐待

身体的虐待は、保護者が子どもに、殴る、蹴る、熱湯をかける、カッターなどで切る、アイロンを押しつける、首を絞める、やけどをさせる、異物を飲み込ませるなどの暴行をすることをさします。子どもは、打撲や骨折、外傷、火傷、切り傷などを負い、死にいたることもあります。

(イ) ネグレクト（保護の怠慢等）

ネグレクトは、保護者が子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、学校に行かせない、無視して子どもの情緒的な欲求に応えない、遺棄するなどをさし、子どもを自動車内に放置してパチンコに熱中する、なども入ります。安全や健康への配慮が著しく欠けたために、子どもが死にいたるケースもあります。病気なのに病院に連れていかない、医療ネグレクトも存在します。

(ウ) 心理的虐待

心理的虐待は、大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだいを差別する、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使つて傷つける、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃する、などをさします。

(エ) 性的虐待

性的虐待には、子どもへの性交や、性的な行為の強要・教唆、子どもに性器や性交を見せる、などがあげられます。性的虐待は、本人が告白するか、家族が気付かないとなかなか顕

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

在化しません。暴力や脅しで口止めされているケースも少なくありませんし、開始年齢が早いと子どもは性的虐待だと理解できないこともあります。

ウ 体罰

学校における体罰は、「学校教育法」第11条において禁止されており、校長及び教員（以下、教員等）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはなりません。体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与える、決して許されない行為です。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあります。もとより教員等は、指導に当たり、児童生徒一人ひとりをよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日ごろから自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要です。

(ア) 小学校女性教員。授業に遅れた男子児童を教室内に立たせた。次の授業は運動場での体育だったが、その間も教室に残して立たせ続け、90分間程度立たせたままだった。

(イ) 中学校男性教員。着衣水泳をするため準備をしていなかった男子生徒に着替えるように指示したが、生徒が反抗的な態度をとったと感じたため、側頭部や頬を平手で3回たたいた。生徒は耳の鼓膜が破れ、完治に2ヶ月を要した。

(3) 推進方針

子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図る。

- ①子どもの人権を尊重した教育の推進
- ②子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進
- ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進
- ④子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発の推進
- ⑤親子の対話やふれあい、地域社会での生活体験や自然体験の機会の充実
- ⑥児童虐待の防止対策の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

子どもの人権や個性を尊重した教育を推進するとともに、家庭や地域の役割の重要性を周知するなど、子どもの人権に関する社会的関心の喚起・意識啓発や、子どもを人権侵害から守る取組を推進します。

ア 教育

就学前教育、学校教育、社会教育などが相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重に向けた取組を推進します。

(ア) 就学前教育

子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

開かれた学校づくりを通して、家庭や地域と連携を図り、子どもの思いや願いを受け止めるとともに、一人ひとりを大切にする教育の推進を通じて、子どもたちが生き生きと安全安心に生活できる環境を整備します。

また、自分や他者を大切にする態度や行動力を身に付けるための学習を推進します。

さらに、いじめや不登校などの対策として、児童生徒理解に努め、問題行動等の予防、早期発見・早期対応のための校内組織の整備や取組、相談体制の充実を図ります。

なお、体罰根絶に向けた取組として、学校の組織的な体罰防止体制の確立や、適切な指導方法の体得に向けた研修の充実、体罰の実態把握の仕組みづくり等を実施します。

(ウ) 社会教育

子どもたちが様々な生活体験や自然体験を通して、お互いの人権を尊重する人間関係を築いていけるよう、青少年教育施設での体験活動の充実や放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実、スポーツ少年団・各種サークルの育成や環境の整備に努めます。

なお、こうした場面においても暴力行為等、不適切な指導が起こらないよう、関係団体等とも連携を図り、指導者等に対する研修や啓発資料の配布等を行っていきます。

また、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取組を進めるとともに、学習機会の提供や啓発資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。

イ 啓発

全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、子どもの人権に関する啓発活動を実施します。

(ア) 講演会や研修会の開催など

子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設けます。

(イ) 広報活動

子どもの人権を尊重する機運を高めるため、「児童福祉週間」^{※49}や「こどもの日」、「児童虐待防止推進月間」^{※50}などを中心とした県民啓発を進めるとともに、子どもの人権に関する啓発資料の作成・配布を行います。

※49 「児童福祉週間」：期間は5月5日から5月11日まで。日本の児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する認識を深めるための週間として、厚生省（現厚生労働省）が昭和22（1947）年から実施しており、こどもの日（5月5日）を初日とした1週間となっています。なお、期間中は児童福祉にちなんだ行事が行われるほか、一部の子ども向け施設で子どもの入場料について無料、又は割引料金を適用するなどのイベントも実施されています。

※50 「児童虐待防止推進月間」：厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、国はもちろん全国各地で集中的な広報・啓発活動を行っています。

また、児童虐待防止に関しては、子どもへの虐待のない社会の実現を目指す市民運動「オレンジリボン運動」も行われています。この運動は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

ウ 児童虐待防止対策

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に与える影響が大きいことから、予防対策から虐待を受けた子どもの保護、自立にいたるまでの支援などを行います。

(ア) 児童相談所の体制の強化

早期発見・早期対応、保護・支援にいたるまで、切れ目のない総合的な支援を進めます。

(イ) 関係機関との連携強化

市町村や警察、学校などとの情報共有と連携を強化します。

(ウ) 関係する職員などへの研修の充実

児童相談所職員や教職員などを対象とした、知識と対応力を身に付ける研修を実施します。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修の支援
	「親育ち支援啓発事業（保護者研修・保育者研修）」の実施
	人権教育指導員による私立学校への訪問指導、研修会等の実施
	学校への「スクールカウンセラー等活用事業」・「心の教育アドバイザー等活用事業」・「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施
	子どもたちが将来への夢や志を持てるような学校づくりを推進する「志育成型学校活性化事業」の実施
	子どもの不安や悩みに関する「電話相談・来所相談・出張相談・Eメール相談」の実施
	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実
	自然体験活動の指導者（自然体験リーダー・自然体験インストラクター・自然体験コーディネーター）の養成
	「青少年教育施設主催事業（中1学級づくり合宿事業、不登校対策事業等）」の実施
	体罰に関する適切な指導方法に関する研修や体罰実態把握調査の実施
	スポーツ体験教室等の実施・地域のスポーツ指導者の活用
	スポーツ推進委員を活用した市町村教育委員会との連携
	総合型地域スポーツクラブや地域の体育団体との連携
啓発	官民協働によるオレンジリボンキャンペーンの継続と拡充
	「高知県子ども条例」の基本理念を広め、子どもが心豊かに成長することができる環境づくりの推進（リーフレットの配布、フォーラム等の開催）
	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施
児童虐待防止対策	児童相談所の組織・運営力の強化及び職員の専門性の確保（職種別・経験年数別職員研修体系表に基づく研修の実施等）
	児童相談所の参画による市町村の要保護児童対策地域協議会の活動強化に向けた支援
	市町村の児童虐待を担当する相談窓口強化への支援

※「子ども」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の99～104ページ参照

達成目標

取組の内容	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標(H30年度)
いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について、電話相談、来所相談、出張教育相談、Eメール相談を通して支援を行う取組の実施						「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況が全国平均まで改善されている。(最終的な目標は0件であるが、平成27(2015)年度における当面の目標として設定しています。) 【平成24(2012)年度状況：不登校（出現率1.32：全国ワースト4位）、暴力行為（発生率7.5件：全国ワースト3位）、中途退学（中途退学率2.2%：全国ワースト1位）】
						※目標年度：平成27(2015)年度 「高知県教育振興基本計画重点プラン」
						児童相談所職員の専門性の確保と向上を図る研修の実施
児童福祉司任用資格取得講習会の実施や市町村の児童家庭相談担当部署の職員などへの研修の実施						職員の経験年数と研修の積み重ねにより一定の専門性が確保され、チーム対応力も向上し、より迅速で適切な対応ができる。 ○市町村職員研修：年3回 ○児童問題関係職員研修会：年1回
						市町村の児童家庭相談窓口強化への支援を行う
						※目標年度：平成27(2015)年度（平成25(2013)年度末の到達点：以降も継続） 「日本一の健康長寿県構想」

【企業等に期待する取組】

子どもが人権感覚豊かに、健やかに成長していくためには、家庭における親子の対話やふれあいが大切です。そのためには、仕事と育児の両立が必要であり、仕事と育児の両立のできる職場環境づくりを期待します。

- ワークライフバランス※51に関する理解と意義の定着
- 「育児・介護休業法」で定める休業や休暇制度などの実行と定着
- 県や市町村等が実施する子どもの人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

子どもの成長にとって、家庭や地域の役割は非常に大切です。このため、家庭や地域で子どもを一人の人間として認め、自主性を尊重しながら、その成長や発達段階に応じた教育を行い、親の行動や生き方を通して、共感しあえる人間関係を築く力を育てることを期待します。

- スポーツ少年団や各種サークルの育成への理解と協力
- 県や市町村等が実施する子どもの人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

※51「ワークライフバランス」：「仕事と生活の調和」のことであり、現在は、若者の自立、就職問題から、非正規労働者の処遇の問題、過労死対策を含めた労働時間問題や年休取得促進、さらには、時間当たりの生産性の問題までが、その内容として言及されています。なお、かつて「職業生活と家庭生活の調和」等の用語で表現された、主として女性がライフコース上で直面するいわゆる子育てや介護と仕事の関係の調整問題も含んでいないわけではありません。

4 高齢者

高齢になっても自らの意思で主体的に生きたい、社会的活動に参加したいという思いは、誰もが持っています。しかしながら、個人差はありますが、多くの人は高齢になると身体の機能が低下し、また、それに伴う心理的な不安感も募り、周囲の何らかの手助け（心身のケア）が必要になってきます。

高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健康で生きがいを持って生活していくためには、社会の環境づくりとともに、家族をはじめとする周りの人たちが、高齢者は長年にわたり社会の一員として活動し、貢献してきた人たちであるという意識を持ち、敬意と感謝の気持ちを持って接していくことが大切です。

国連では、昭和57（1982）年に高齢者に関する初めての世界会議を開催し、各国における高齢者対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」※52を策定し、平成3（1991）年には、「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」の5原則を示した「高齢者のための国連原則」を定めました。

国では、平成元（1989）年に「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」（ゴールドプラン）、平成6（1994）年にはゴールドプランを見直した「新高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」（新ゴールドプラン）を策定しました。

その後も、平成7（1995）年には「高齢社会対策基本法」※53を定め、平成12（2000）年には、「介護保険制度」が導入され、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みがつくられるとともに、平成13（2001）年には新たな「高齢社会対策大綱」※54が決定されました。

さらに、平成17（2005）年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」）が制定され、高齢者虐待についての定義がなされ、高齢者虐待の防止のみならず高齢者を養護する人の支援も施策の柱の一つとしました。

そして、平成18（2006）年には「高齢者虐待防止法」が施行され、自治体による相談窓口の設置、高齢者虐待防止に関する事項の周知、専門的な人材の確保や資質の向上、体制の整備、迅速な対応等により、高齢者の権利擁護を図る施策が推進されてきました。

（1）現状と課題

我が国は現在、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる急速な高齢化が進行しています。平成24（2012）年10月1日現在の人口推計における本県の65歳以上の高齢人口は、226千人で、県人口の30.1%を占め、全国第2位となっており、県民の3.3人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えてます。

※52 「高齢者問題国際行動計画」：昭和57（1982）年、国連採択。この計画は、高齢者の問題を単なる保護やケアの提供という問題から、社会への関与と参加の問題に視点を移し、そのような視点からの政策の推進を求めたものです。

※53 「高齢社会対策基本法」：平成7（1995）年11月公布・同年12月施行。この法律では、高齢者が様々な社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であることを示しています。

※54 「高齢社会対策大綱」：平成13（2001）年12月、閣議決定。この大綱には、高齢者の社会参加、世代間交流の活性化、高齢者の人権侵害に対する積極的な対応などが盛り込まれています。なお、平成24（2012）年9月に新たな「高齢者社会対策大綱」が閣議決定されています。

こうした現状のなか、高齢者が自立し、住み慣れた地域や家庭において健康で生きがいを持って暮らしていくためには、その能力等に応じた就労機会の確保や、在宅・施設両面における調和のとれた保健福祉サービスの充実などの環境づくりが大きな課題となっています。

県においては、これまでも継続して取り組んできており、現在は、平成24（2012）年3月に「高知県高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画」^{※55}を策定し、高齢者の人権擁護に向けた取組等も含め推進しています。

しかし、高齢者を介護する家族にとって、肉体的、精神的、経済的な負担が大きいことや、認知症高齢者らが経済的な被害にあったり、虐待などの人権侵害（表9-1・2）、また、シルバー110番（高齢者総合相談センター）への相談事例が1,000件近くに上る（表10）など、高齢者を取り巻く社会には、解決しなければならない多くの課題が残されています。

平成24（2012）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」、「道路、乗物、建物等でバリアフリー^{※56}化、ユニバーサルデザイン^{※57}化が図られていない」、「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」などが高齢者に関する人権上の問題点として上位になっています（図4）。

こうしたことから、高齢者が社会の一員として人権が尊重され、健康で生きがいを持って生活していくためには、今後も、高齢者を取り巻く多くの課題を解決していくための取組を更に推進し、継続していくことが必要となっています。

※55 「高知県高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画」：平成24（2012）年3月策定。本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画です。

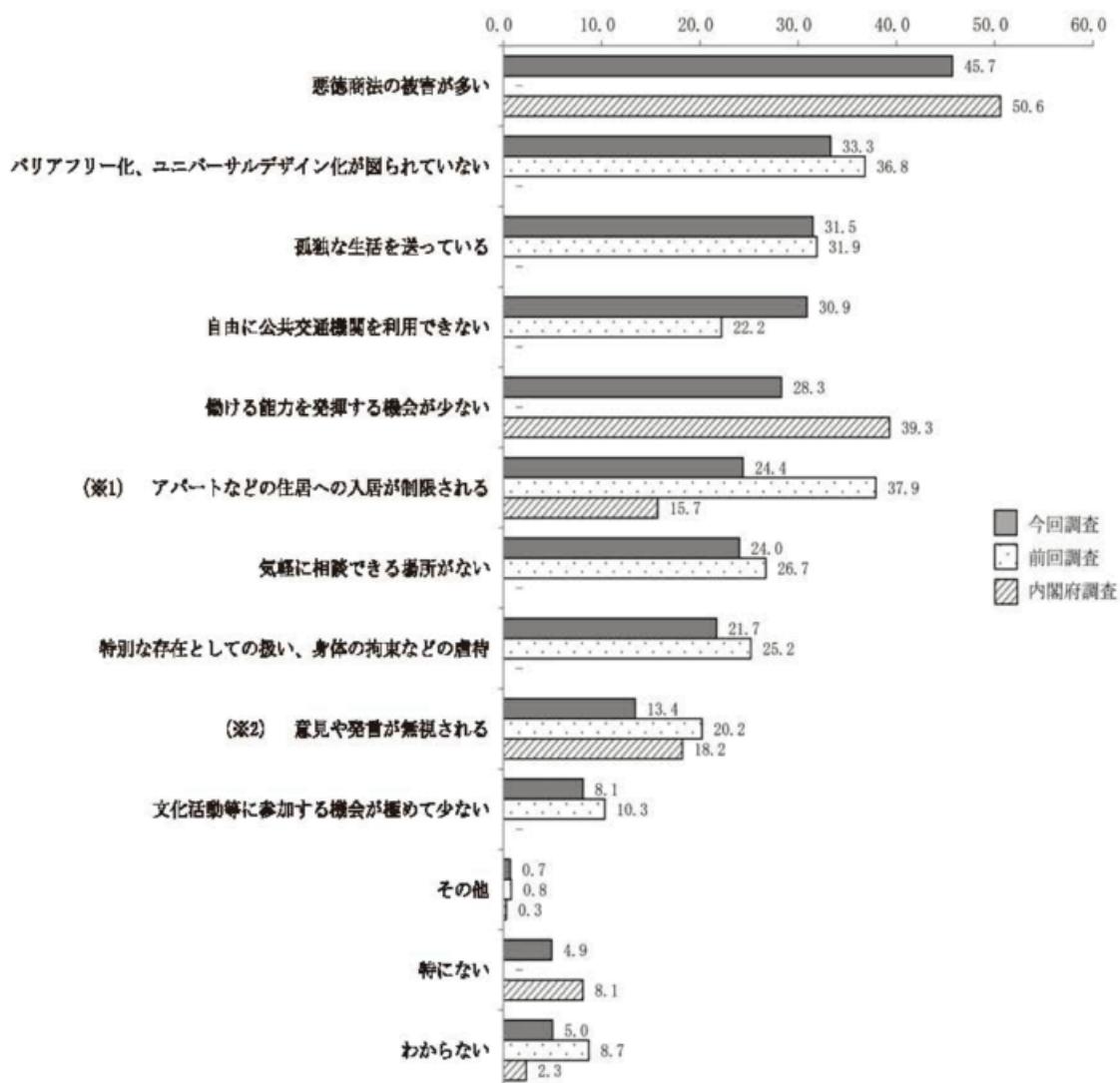
※56 「バリアフリー」：主に高齢者や障害のある人が生活するうえで、支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための取組や障壁を取り除いた状態のことといいます。

※57 「ユニバーサルデザイン」：文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。バリアフリーが「障害者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」をさすのに対して、ユニバーサルデザインは、「もともと障壁がない環境デザイン」のことといいます。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

図4 高齢者に関する人権上の問題点（%）

- 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



※1 「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」は、内閣府調査「アパート等への入居を拒否されること」との比較。

※2 「高齢者ということで意見や発言が無視される」は、内閣府調査「高齢者の意見や行動が尊重されないこと」との比較。

* 前回調査の回答条件は【3つまで○】。

【語群の内容】

- 高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い
- 道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない
- 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
- 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
- 働く能力を発揮する機会が少ない
- アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される
- 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
- 高齢者（特に認知症高齢者）ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける
- 高齢者ということで意見や発言が無視される
- 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
- その他 ●特にない ●わからない

表9－1 施設等従事者による人権侵害の状況

(市町村受付)	(件)				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談・通報件数	8	9	10	12	10
うち虚偽の事実が認められた件数	5	2	2	3	2

表9－2 看護者による人権侵害の状況

(市町村受付)	(件)				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談・通報件数	218	204	230	170	129
うち虚偽の事実が認められた件数	112	118	116	103	76

表10 高齢者的人権侵害等に関する相談状況

シルバー110番（高齢者総合相談センター）	(件)				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談件数	1,261	1,050	1,038	981	995
うち人権に関する件数	26	35	13	3	1

（2）人権侵害の主な事例

- 同居の母に暴言をはき、時に暴力を振るいそうになる。
- 近所の人から嫌がらせを受けている。
- 家族から身体的・経済的に虐待を受けている。
- 年金の入る通帳を子どもにとられ、施設の利用料等の支払が滞るなど、家族・親族からの経済的な虐待を受けている。

（3）推進方針

高齢者的人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいを持って生活していく社会の実現を図る。

- ①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進
 - ②世代を超えた交流やふれあいの機会の充実
 - ③高齢者の雇用や社会参加の促進
 - ④高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

高齢者に対する理解や高齢者の人権について関心を高める取組、高齢者の人権が尊重される取組を推進します。

ア 教育

高齢者への理解を深め、豊かな人間性を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

高齢者等とふれあい、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、親しみを持ち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

高齢化の進行を踏まえ、高齢者とのふれあいの機会を充実させ、豊かな人間性を育むなかで、世代を越えた共感や高齢者を思いやる心を育てます。

(ウ) 社会教育

社会教育諸学級や各種団体等において、高齢社会の問題点や高齢者のおかれている社会的状況など、高齢者に対する理解を深めるための学習機会の提供や充実を図り、高齢者の持つ豊富な知識や経験を生かした世代間交流の機会を設けます。

イ 啓発

高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組や啓発活動を促進します。

(ア) 研修会の開催など

「高知県立ふくし交流プラザ」※58などで実施されている、高齢者と同じ身体的な状況の疑似体験や介護講座、福祉教育・ボランティア学習実践講座などを活用し、高齢者や高齢者的人権に対する理解を深める取組を行います。

また、認知症に対する正しい知識を普及、啓発するため「認知症サポーター」の養成に取り組みます。

(イ) 地域との連携

市民のネットワークや各種ボランティア活動との連携を強化します。

(ウ) 広報活動

啓発パンフレットなどの作成・配布や、テレビ・ホームページ等を活用し、高齢者の積極的な社会活動や介護問題などについて、県民にわかりやすい広報活動に努めます。

※58 「高知県立ふくし交流プラザ」：明るく豊かで活力のある長寿・福祉社会づくりを推進するための総合施設で、全階に視覚障害者誘導システムや障害者用トイレを設けるなど、障害のある人や高齢者に配慮した様々な工夫がされている施設です。
事務所：高知県高知市朝倉戸 375-1 (総合案内) 088-844-9007

ウ 高齢者の雇用や社会参加

高齢者が社会参加しやすい環境づくりに関する取組を促進します。

(ア) 高齢者の能力を活用した就業の促進

シルバー人材センター等が実施する、高齢者の能力を広く活用する機会の確保や、就業機会の拡大に向けた取組などを支援します。

(イ) 高齢者の社会参加の促進

「ひとにやさしいまちづくり」のために必要な施策の促進や、高齢者の生きがい活動を支援します。

エ 高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組

高齢者的人権や権利を守るために、高齢者と関わる機会の多い職員等の資質向上に努めます。

(ア) 高齢者虐待の防止

虐待防止に関する広報・啓発活動を行うとともに、「地域包括支援センター」※59をはじめとする各種施設職員等の資質の向上に努めます。

(イ) 高齢者の権利擁護の推進

相談体制の充実や日常生活自立支援専門員・生活支援員等の資質の向上に努めます。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育授業研究講座」の実施 小・中・高等・特別支援学校の児童生徒に対する「人権作文募集事業」の実施
啓発	県民に対する「介護講座事業（入門・基礎・テーマ別講座）」の実施 地域連携による福祉教育・ボランティア学習の推進
	市町村への事業委託による各市町村での人権に関する講演会や研修会等の実施
	県民が認知症に関する正しい認識や知識を身に付けるためのキャラバンメイトや認知症サポーターの養成
	認知症コールセンターの運営
	認知症の人の家族の交流の場づくり
	地域の「介護者の集い」・「認知症の人と家族の会」などについての情報提供
	高知県シルバー人材センターに対する財政支援の実施 広報誌などを活用した「高年齢者確保措置法」の定着を図る取組
高齢者の雇用や社会参加	「シニアスポーツ交流大会」や「オールドパワー文化展」など、高齢者の生きがい活動の支援
高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組	「権利擁護研修会」や「認知症介護実践者等養成研修」の実施
	高齢者総合相談センターによる地域包括支援センターへの支援及び研修会の実施
	高齢者総合相談センターでの「相談窓口（シルバー110番）」の設置

※「高齢者」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の105～108ページ参照

※59 「地域包括支援センター」：地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行います。

達成目標

取組の内容	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標(H30年度)
認知症の正しい知識や、早期発見について対応するためのキャラバンメイトや認知症サポーターの養成						<p>認知症サポーターを30,000人養成する。 【平成25（2013）年12月末：26,345人】</p> <p>※目標年度：平成27（2015）年度 「日本一の健康長寿県構想」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護研修会等の実施 ○高齢者総合相談センターによる地域包括支援センターへの支援及び研修会の実施 ○高齢者総合相談センター（シルバー110番）の設置 		<p>権利擁護研修会、認知症介護実践者等養成研修の実施</p>				<p>施設従事者、地域包括支援センター従事者等が高齢者虐待に関する正しい認識や知識を身に付けることで、高齢者虐待の早期発見や人権侵害の予防につながる。</p> <p>高齢者総合相談センターによる地域包括支援センターへの支援により高齢者虐待の対応力が強化される。</p>
		<p>地域包括支援センターへの支援・研修会の実施</p>				
		<p>相談窓口（シルバー110番）の設置</p>				

【企業等に期待する取組】

高齢者的人権についての認識を深める取組や、高齢者の社会参加などに配慮した取組に期待します。

- 高齢者の使いやすい福祉機器・用具の開発
- 定年延長や再雇用、多様な雇用の場の創出
- 高齢者が社会に参加・貢献するシルバー人材センター事業等の取組への協力
- 県や市町村等が実施する高齢者の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

高齢者に対し敬意と感謝の気持ちを持って接し、高齢者の持つ知識や技能、豊富な経験に学ぶ取組に期待します。

- 高齢者との交流活動への積極的な参加
- 高齢者の社会的活動への協力
- 要介護高齢者やひとり暮らし高齢者などへの支え合い、見守り
- 「老人週間」^{※60}への取組をはじめ、様々な世代間交流活動などへの積極的な参加
- 家庭や地域における高齢者の経験等に学ぶ自主的な取組
- 県や市町村などが実施する高齢者の人権に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力

^{※60}「老人週間」：国民の祝日に関する法律が改正され、「敬老の日」が「9月15日」から「9月の第3月曜日」に改められたため、平成14（2002）年からは9月15日を「老人の日」とし、同日から9月21日までを「老人週間」としています。

5 障害者

人は誰もが、生まれながらにして、個人として尊重され、住み慣れた地域のなかで幸せな生活を送る権利を持っています。しかしながら、障害のある人が、地域の一員として日常生活や社会生活を送ろうとするとき、様々な社会的障壁^{※61}があります。

こうした社会的障壁をなくし、障害のある人が尊重されるように、国連では、昭和50（1975）年に「障害者の権利に関する宣言」^{※62}を採択し、障害のある人の人権保障の基準を示しました。そして、昭和56（1981）年を「完全参加と平等」を基本理念にした「国際障害者年」と定め、世界各国に取組の推進を求めるとともに、予防・リハビリテーション・機会均等化の3つを柱にした「障害者に関する世界行動計画」を策定し、昭和58（1983）年からの10年間を「国連障害者の10年」として定めました。

また、平成18（2006）年には、障害者の権利及び尊厳を保護し、取組を促進するために、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）^{※63}を採択しています。

国では、平成5（1993）年に「障害者基本法」^{※64}が制定され、全ての障害者は個人としての尊厳を有し、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが定められました。

また、同年には、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」^{※65}を理念に、全ての人の参加による全ての人のための平等な社会づくりを推進することを定めた10年を期間（平成5（1993）年度～平成14（2002）年度）とする「障害者対策に関する新長期行動計画」（のちの「障害者基本計画」^{※66}）を決定し、平成7（1995）年には、この計画の重点施策実施計画として「障害者プラン」が定められ、障害のある人に関する施策を総合的、計画的に推進することが示されました。

平成16（2004）年には、「障害者基本法」が改正され、障害を理由にした差別等の禁止や障害のある人の自立、社会参加による福祉の増進について、国や地方公共団体などの責務が規定されました。

さらに、平成23（2011）年には、内閣の「障がい者制度改革推進本部」のもとに設置された「障がい者制度改革推進会議」での議論を踏まえ、基本理念や「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直しなどの改正が行われました。

^{※61 「社会的障壁」：障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。}

^{※62 「障害者の権利に関する宣言」：昭和50（1975）年12月、国連採択。同決議には、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。…」と記されています。}

^{※63 「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）：平成18（2006）年12月、国連採択。平成26（2014）年2月、日本批准。この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として定められています。}

^{※64 「障害者基本法」：平成5（1993）年12月公布・施行。昭和45（1970）年に制定された「心身障害者対策基本法」が改正されたもので、特徴は、（1）従来からの対象だった身体障害者（内部障害者を含む）と知的障害者に精神障害者が加えられたこと。（2）法の基本理念と目的が、「障害者があらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものとし、「障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」と位置づけられたこと。（3）国に「障害者基本計画」の策定を義務づけ、毎年その進行や成果を国会に報告することとしたことなどである。なお、その後、平成16（2004）年6月・平成23（2011）年8月に改正されています。}

^{※65 「ノーマライゼーション」：障害のある人を特別視するのではなく、社会のなかで普通の生活が送れるように条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会こそ当然の社会であるとする考え方です。}

^{※66 「障害者基本計画」：「障害者基本法」に基づき策定が義務づけされているもので、「障害者対策に関する新長期行動計画」（平成5（1993）年度～平成14（2002）年度）が第1次障害者基本計画となり、第2次（平成15（2003）年度～平成24（2012）年度）、第3次（平成25（2013）年度～平成29（2017）年度）と策定されています。}

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

福祉制度は、平成15（2003）年に、行政がサービスの提供の可否や種類等を決定する、いわゆる「措置制度」から、障害のある人が自らサービスを選択し、事業者と直接契約する「支援費制度」に改められました。平成18（2006）年には、「支援費制度」の地域格差や障害種別ごとの格差といった諸問題を解決するため、「障害者自立支援法」が施行され、さらに、平成25（2013）年には、「障害者基本法」の改正等を踏まえて「障害者総合支援法」に改められ、難病患者等がサービスの対象となりました。

その他、平成18（2006）年には、障害のある人等が日常生活において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進等を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が、平成21（2009）年には、中小企業における障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなどを内容とする「改正障害者雇用促進法」が、平成24（2012）年には、障害者虐待の防止に関する施策の促進や通報義務を課すことを記した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、それぞれ施行されるなど、障害のある人の人権が尊重されるための法整備を行ってきています。

なお、平成25（2013）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）※67が公布され、同法施行（平成28（2016）年4月1日）に向けて、基本方針の策定などの施策の具体化を進めるなか、平成26（2014）年2月に「障害者の権利に関する条約」を批准しています。

（1）現状と課題

県では、平成9（1997）年に「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」※68を制定するとともに、平成16（2004）年には、ノーマライゼーションを基本理念とする「高知県障害者計画」（計画期間：平成15（2003）年度から平成24（2012）年度まで）を策定し、「共生社会」の実現に向けた施策に取り組んできました。

平成25（2013）年には、新たな「高知県障害者計画」（計画期間：平成25（2013）年度から平成34（2022）年度まで）を策定し、「障害福祉計画」や「日本一の健康長寿県構想」に基づく取組などと併せて、障害のある人が、地域社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるための施策を推進しています。

しかし、障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえの社会的障壁は、完全になくなっているわけではありません（表11）。

平成24（2012）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「就労の機会が少ない」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」など、障害のある人にとっての様々な障壁に関することが障害者に関する人権上の問題点の上位を占めています（図5）。また、障害のある人への虐待や財産が奪われるなどといった人権侵害もみられます。

※67「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）：平成25（2013）年6月公布・平成28（2016）年4月施行（予定）。この法律は、平成23（2011）年に改正された「障害者基本法」第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として定められています。なお、この法律では、政府は、差別解消の推進に関する基本方針を策定すること。国・地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定すること（地方の策定は努力義務）。事業者は、事業分野別の指針（ガイドライン）を策定することなどが示されています。

※68「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」：平成9（1997）年3月25日公布・同年4月1日施行・平成11（1999）年12月27日改正・平成12（2000）年4月1日施行。この条例の目的については、同条例第1条に、「この条例は、ひとにやさしいまちづくりについて、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用ができる施設等の整備その他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進し、もってすべての県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。」と記されています。

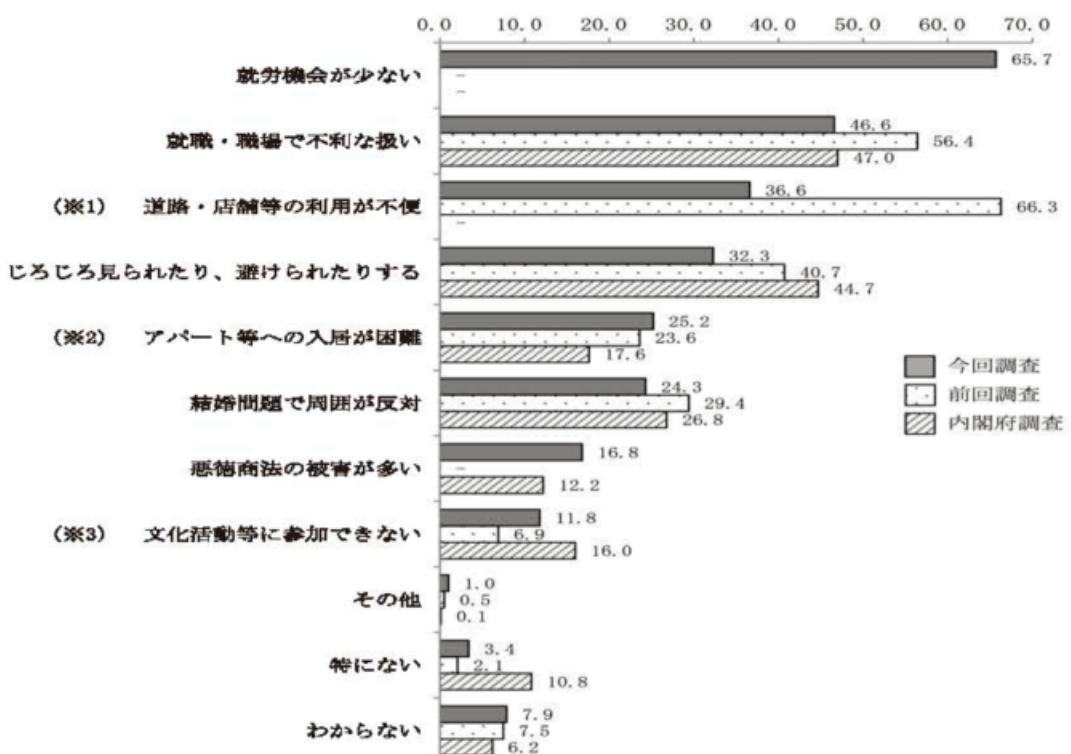
平成19（2007）年には、特別支援教育が新たな制度としてスタートしました。特別支援教育は、発達障害^{※69}も含めて特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであり、全国の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の6.5%（平成23（2011）年度）が、特別な支援を必要としていると把握されています。

県教育委員会では、平成23（2011）年に「発達障害等のある児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」を策定し、発達障害等のある全ての子どもに対して、適切な指導や必要な支援を充実させるための具体的な施策や取組の方向性を示しました。

障害のある人やその家族が、周りの人たちの障害に対する理解が十分でないことなどによって、人間としての尊厳を傷つけられることがないよう、障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して生き生きと暮らせる社会を実現するための取組が重要です。

図5 障害者に関する人権上の問題点（%）

- 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるほどのようなことですか。（○はいくつでも）



*1 「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」は、前回調査「外出時に道路、店舗、公園等の利用が不便なこと」、「外出時に交通機関の利用が不便なこと」を合計したものとの比較。

*2 「アパートなどの住宅への入居が困難である」は、内閣府調査「アパート等への入居を拒否されること」との比較。

*3 「スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない」は、内閣府調査「スポーツ・文化活動、地域活動に気軽に参加できないこと」との比較。

* 前回調査の回答条件は【3つまで○】。

【語群の内容】

- 就労の機会が少ない
- 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
- アパートなどの住宅への入居が困難である
- 障害者を狙った悪徳商法の被害が多い
- その他
- 特にない
- わからない
- 就職・職場で不利な扱いを受ける
- じろじろ見られたり、避けられたりする
- 結婚問題で周囲から反対を受ける
- スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない

^{※69}「発達障害」：「発達障害者支援法」（平成16（2004）年12月公布・平成17（2006）年4月施行）には、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

表11 障害者の人権侵害等に関する相談状況

障害者 110 番相談件数（電話相談事業委託業務事業実績報告書）					(件)
	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
生活相談	646	842	833	1,207	1,110
財産	88	52	71	68	70
医療	24	14	126	62	167
人権・法律	29	11	39	38	37
その他	83	57	58	88	62
合計	870	976	1,127	1,463	1,446

(2) 人権侵害の主な事例

ア 障害者 110 番の主な相談内容

- 障害があるため、仕事が見つからない。
- 金銭管理を病院に依頼しようかと考えている。
- 高次脳機能障害で精神障害者保健福祉手帳を取得すべきか悩んでいる。
- 障害者ボランティアがいないか。

イ 施設や企業での人権侵害

人権侵害に対して自ら訴えることが困難な人がいます。また、障害のない人と比べて、リストラされやすいことがあります。

ウ 財産管理の問題

障害のある人のなかには金銭管理が十分にできない人もおり、保護者が金銭管理をしている場合があります。こうした場合に、保護者自身の生活費に障害のある人の年金が当てられているケースがあります。

また、保護者以外の者が金銭管理をしている場合に、お金を擰取されている事例もあります。

エ 社会参加への障害

視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）は視覚に障害のある人にとって大切な道しるべです。「一台くらい・・」といった軽い気持ちで自転車などを置くことが、視覚に障害のある人たちの行動を妨げています。

車いすを利用している人の駐車スペースに、健常者が駐車している事例があります。「少しだけ」との思いが障害のある人の活動を妨げています。

オ 言葉の問題

障害のある人に対して（または障害に対して）心ない言葉を使ったり、何気ない気持ちで言った言葉が、障害のある人の心を傷つけていることがあります。

(3) 推進方針

障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で共に生活し活動できる安全安心な社会の実現を図る。

- ①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及のための教育・啓発の推進
- ②障害のある子どももいない子どもも共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進
- ③障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育の推進
- ④障害のある人との交流やふれあいの機会の充実
- ⑤障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備
- ⑥障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実
- ⑦障害のある人への差別解消に向けた取組の推進
- ⑧「ひとにやさしいまちづくり」の推進

(4) 今後の取組

【県の取組】

社会全体が障害や障害のある人について正しく理解する取組や、障害のある人の人権が尊重される取組を推進します。

ア 教育

障害について正しく理解し、障害のある人との交流等を通じて、互いに支え合う心を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

障害のある人との活動を共にする機会を積極的に設け、仲間として気持ちが通じ合うことを実感することを通して、将来、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

人を尊重する態度、尊敬や思いやりの気持ちなど、豊かな人間性を育むための教育を推進するとともに、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システム^{※70}の構築や、交流及び共同学習の機会を積極的に設け、ふれあう機会を通じて、障害や障害のある人に対する理解を深めます。

また、特別支援教育の体制整備を推進し、その質的な向上を図っていきます。

さらに、発達障害等のある子どもが、自分の特性を生かして社会的・職業的自立ができるよう取組を推進します。

^{※70} 「インクルーシブ教育システム」：「障害者の権利に関する条約」（平成18（2006）年、国連採択）第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると述べられています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

(ウ) 社会教育

障害や障害のある人に対する意識上の障壁を取り除き、差別や偏見をなくしていくために、障害者理解に関する学習機会を提供するとともに、障害のある人との交流を通して相互理解を深めるよう努めます。

イ 啓発

障害や障害のある人に対する理解を深める広報や啓発活動に努めます。

(ア) 講演会や研修会の開催など

「障害者週間^{※71}の集い」や「障害者作品展」などを通じて、障害のある人とない人の交流を図り、相互理解を深めます。

また、研修会の開催や、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を行います。

(イ) 広報活動

テレビ・新聞等のマスメディアや県、市町村の広報誌等を活用した啓発活動により、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発に努めます。

ウ 障害のある人の社会参加と雇用の促進等

障害のある人が生き生きと暮らせるよう、障害のある人の社会参加を推進するための環境整備や、雇用を促進する取組を推進します。

(ア) 障害のある人の社会参加の推進

「ひとにやさしいまちづくり」の推進や文化・芸術活動、障害者スポーツの振興など、障害のある人が社会的活動に参加しやすい環境を整備します。

(イ) 障害のある人の雇用の促進等

労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター^{※72}及び障害者就業・生活支援センター^{※73}などの関係機関と連携し、障害のある人の就労支援や職場定着に取り組みます。

エ 障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組

障害のある人の人権や権利を守るため、正しい情報の提供や啓発等を行うとともに、差別解消に向けた取組を推進します。

※71 「障害者週間」：期間は12月3日から12月9日まで。昭和57（1982）年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された12月3日が「国際障害者デー」、昭和50（1975）年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された12月9日を「障害者の日」としていたことから、平成16（2004）年の「障害者基本法」の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、この週間が設定されました。

なお、県はこの「障害者週間」の期間中に県民の集いを開催し、各種イベント等を通じて障害のある人との交流を深め、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図る取組として、「障害者週間の集い」を毎年、実施しています。

※72 「障害者職業センター」：障害のある人や障害のある人を雇用する事業主などに対して、公共職業安定所（ハローワーク）と連携をとりながら、就職のための相談から就職後の職業適応指導までの一連の業務を行います。

※73 「障害者就業・生活支援センター」：障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。

(ア) 障害のある人の人権擁護・権利擁護の推進

県は、施設の監査において、サービス提供事業者に対する指導を徹底するとともに、県障害者権利擁護センター^{※74}を設置し、障害者虐待の防止等のための情報の提供や、広報その他の啓発活動などを実施していきます。

また、成年後見制度の普及に努めます。

(イ) 差別解消の取組の推進

障害のある人への差別の解消に向けた取組を推進します。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修への支援
	教職員対象の「人権教育実践スキルアップ講座」の実施
	「人権教育主任連絡協議会」・「人権教育主任研修」の実施（小・中・高等・特別支援学校の人権教育主任への研修）
	特別支援教育学校コーディネーターをサポートできる教員を養成する「発達障害等指導者実践講座ステージⅠ・Ⅱ」の実施
	特別な教育的ニーズのある子どもの障害の理解や支援の仕方について学ぶ「特別支援教育講座Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期」の実施
	特別支援学校の児童生徒に対する「（県）居住地校交流実践充実事業」の実施
	「放課後子どもプラン推進事業」における発達障害児等への理解を促進する研修や地域サポーター養成等の実施
啓発	「障害者週間の集い」・「障害者作品展」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施
	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への助成
	人権啓発映画のテレビ放映・人権に関するコラムの新聞掲載
	人権研修用のテキスト、県民啓発資料、パネル等の作成
障害のある人の社会参加と雇用の促進等	「こうちあったかパーキング（障害者等用駐車場利用証交付制度）」の推進
	高知市中心商店街における車椅子の貸出やボランティアによる付添い等の「タウンモビリティ推進事業」の実施
	「高知県障害者美術展」の開催や「全国障害者スポーツ大会派遣事業」の実施
	「障害者就労支援対策事業」や「障害者職業訓練」の実施
障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組	「県障害者権利擁護センター」の設置運営
	「電話相談事業（障害者110番）」の実施

※「障害者」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の109～113ページ参照

※74 「障害者権利擁護センター」：障害者本人や養護者等からの相談を受け付けています。また、相談内容の事実確認をし、場合によっては障害者本人の安全確認を目的とした訪問などを行い、虐待防止のための支援を行います。

達成目標

取組の内容	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標(H30年度)
○障害のある人の働く場の確保や就労支援機関が連携					→	一般就労している障害のある人が増えている。 全ての企業等で法定雇用率が達成されている。
					→	※法定雇用率：従業員50人以上の民間企業は2.0%（平成25(2013)年4月1日から適用）
○一般就労を希望する障害のある人を対象に職業訓練を実施					→	
					→	「障害者職業訓練」の実施
○県障害者権利擁護センターを設置し、虐待防止等のための情報の提供や、広報その他の啓発活動などを実施					→	施設の監査等の実施
					→	「県障害者権利擁護センター」の設置運営
○「障害者110番」を継続して実施					→	「電話相談事業」の実施
					→	障害のある人に対する虐待が皆無となる。

【企業等に期待する取組】

障害や障害のある人に対する理解を深め、社会参加を推進する取組を期待します。

- 障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備
- 障害者理解のための職場研修の実施
- 病院など公共的な施設などにおけるユニバーサルデザインに向けた取組
- 「ひとにやさしいまちづくり」への取組
- ユニバーサルデザインの商品開発
- 県や市町村等が実施する障害者の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

障害や障害のある人に対する理解を深め、人権の尊重と社会参加に配慮した取組を期待します。

- 障害や障害のある人に対する正しい理解のための研修会などへの参加
- 障害のある人との交流の場・ボランティア活動への積極的な参加と協力
- 街なかでの、障害のある人への心配り（やさしさを行動に）
- 「ひとにやさしいまちづくり」への取組
- 家庭や地域における自主的な学習の取組

6 HIV感染者等

I エイズ患者・HIV感染者等

エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

こうした感染症のうち、エイズについては、その原因はHIV^{※75}といわれる非常に感染力の弱いウイルスであり、通常ではうつりにくい病気であることがわかっています。

エイズに関して、国連では、昭和63（1988）年にWHO（世界保健機構）がエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別や偏見と差別の解消を図るため、毎年12月1日を「世界エイズデー」^{※76}と定め、啓発活動の実施を提唱しました。

国では、昭和61（1986）年から翌年にかけて全国的にエイズ問題がクローズアップされ、当時は、治療方法や感染経路などが特定し難い病気であるという情報などによって、国民のエイズに対する認識が誤ったイメージとして定着しました。

その後、平成4（1992）年に公衆衛生審議会の専門委員会が、誤った理解に基づく差別や偏見が根強く存在している現状から、国民を対象にした幅広い啓発が必要とのアピールを行いました。

平成10（1998）年には、患者等の人権尊重に配慮した内容の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」^{※77}を制定し、翌平成11（1999）年に「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）を公表しました。

また、平成18（2006）年には、「エイズ予防指針」が改正され、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな施策の方向性を示し、国や地方公共団体、医療関係者などが共に連携して総合的な取組を推進していくこととされました。

そして、平成24（2012）年には、さらに同指針が改正され、性に関する意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年、言語的に障壁や文化的障壁のある外国人及び性的志向の側面で配慮の必要なMSM（男性間で性行為を行う者をいう）などの個別施策層^{※78}に対して、人権や社会的背景に最大限配慮した、きめ細かく効果的な施策を実施することが追加されました。

^{※75}「HIV」：HIV（Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス）。エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスで、非常に感染力の弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体のなかで増えると、体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々になくなり、健康なときにはかかる感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

^{※76}「世界エイズデー」：WHO（世界保健機構）は、昭和63（1988）年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。なお、平成8（1996）年より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっています。

^{※77}「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」：平成10（1998）年公布・平成11（1999）年施行。従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」^{※D}の3つの法律を統合し制定。この法律の前文では、「エイズ等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」と明記し、患者等の人権尊重に配慮した内容になっています。

なお、同法は数回の改正を行っており、平成19（2007）年4月改正では、「結核予防法」の統合や、人権尊重や最小限度の措置の原則を明記しています。

^{※D}「エイズ予防法」：正式名称は「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」。平成元（1989）年1月公布・同年2月施行。後天性免疫不全症候群（エイズ）の予防及び後天性免疫不全症候群患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、後天性免疫不全症候群が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的として制定された法律です。なお、この法律は、平成11（1999）年に廃止されています。

^{※78}「個別施策層」：感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいいます。

(1) 現状と課題

県では、エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症に関して、自分の健康は自分で守るという観点から、正しい予防知識及び予防行動の普及を行っています。また、「HIV検査普及週間（6月1日～6月7日）」での時間外の検査、相談の実施や、「世界エイズデー」にあわせた啓発活動、学校教育と連携したエイズ予防・啓発教育などにも取り組んでいます。

こうした国・県のエイズに関する様々な情報の提供や取組により、社会のエイズに対する理解は一定進んできましたが、いまなお誤った認識や偏見が存在しています。感染症発生時には、患者を取り巻く環境のなかで、全国的には、正しい知識や理解不足による差別や偏見、プライバシーの侵害などが、いまだにみられる状況です。

また、県内においても、近年、HIVに関する相談が毎年、100件以上あります（表12）。

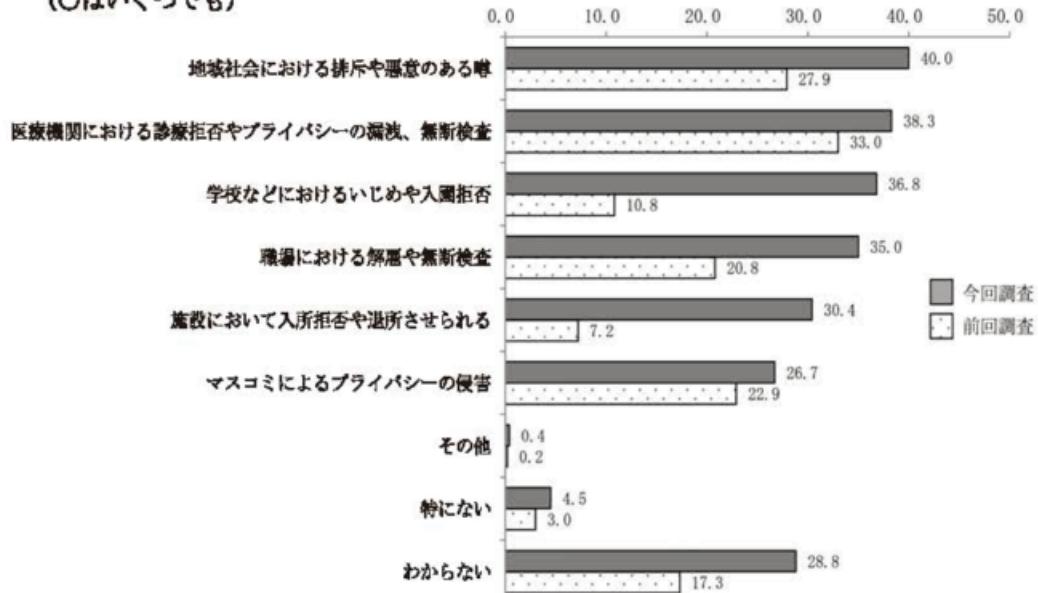
平成24（2012）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、HIV感染者等に関する人権上の問題点として、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」、「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩（もれること）、無断で検査が行われる」、「学校などにおけるいじめや入園拒否」などが、上位になっている一方、「わからない」とする回答が28.8%となっています（図6）。

こうした状況を踏まえ、今後も、エイズ等の感染症について、より一層の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染者や患者の人権を大切にした社会づくりを行っていくことが必要となっています。

図6 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点（%）

- エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

（○はいくつでも）



* 前回調査の回答条件は【2つまで○】。

【語群の内容】

- 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される
- 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩（もれること）、無断で検査が行われる
- 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
- 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
- その他
- 特にない
- わからない

表12 H I Vについての相談件数

	(保健所受付)	(件)			
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
H I V相談	255	133	118	101	144

(2) 人権侵害の主な事例

※人権侵害につながりかねない状況

エイズ患者・H I V感染者は、症状が一定以上である場合、身体障害者手帳の交付を受け、様々な制度を利用し治療を受けることができます。しかし、エイズ患者・H I V感染者がプライバシーの漏洩による周囲の偏見を心配するため、身近な市町村の窓口への制度利用の申請が、身近であるがゆえにできにくいという現実があります。

また、H I Vに感染しているのか不安な人（このなかには感染者も含む）が、周囲の偏見が心配で、地元の保健所に検査・相談に行くことを躊躇するといった状況もみられます。

(3) 推進方針

患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図る。

- ①エイズ等の感染症について、正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供
- ③エイズ患者・H I V感染者への相談・支援体制の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

高知県感染症対策協議会エイズ・性感染症対策部会や市町村、関係機関との連携を図り、エイズ等についての正しい教育・啓発を推進します。

ア 教育

エイズ等の感染症について、正しい知識を身に付ける教育を推進します。

(ア) 就学前教育

生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

エイズ等に対するいたずらな不安や偏見を払拭するため、児童生徒の発達段階や実態に応じ、エイズ等に関する理解を深める教育を行います。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

(ウ) 社会教育

社会教育諸学級や各種団体などにおいて、エイズ等に関する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。

イ 啓発

エイズ等の感染症や感染予防対策について、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

(ア) 講演会などの開催

「世界エイズデー」を中心としたキャンペーンやレッドリボン運動^{※79}の普及にあわせた啓発活動に取り組みます。

(イ) 広報活動

テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、エイズ等の感染症や感染予防対策についての正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

ウ エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制

エイズ患者・HIV感染者への相談体制の充実に努めます。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育授業研究講座」の実施
	「人権教育主任連絡協議会」・「人権教育主任研修」の実施（小・中・高等・特別支援学校の人権教育主任への研修）
	市町村における人権教育の指導者を養成する「人権教育推進講座支援事業」の実施
啓発	世界エイズデーにあわせた啓発活動の実施（市町村・各福祉保健所・NGO・大学生等との連携）
	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催
	テレビ、新聞等を活用した「HIV検査・相談」に関する啓発活動
	（公財）高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施
	人権研修用のテキスト、県民啓発資料、パネル等の作成
	人権啓発映画のテレビ放映・人権に関するコラムの新聞掲載
エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制	エイズ拠点病院と連携した相談体制の充実

※「エイズ患者・HIV感染者等」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の114～116ページ参照

^{※79}「レッドリボン運動」：エイズへの理解のしるしとして胸に赤いリボンを付ける運動で、エイズで命を失った友人を追悼するため、ニューヨークの芸術家たちが胸に赤いリボンを付けたことに由来しています。

達成目標

取組の内容	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標(H30年度)
HIV検査及び相談について、テレビ、新聞等のメディアを効果的に活用した啓発活動の実施						 県民がHIV検査、相談に対して、偏見なく気軽に検査できるようになる。

【企業等に期待する取組】

エイズ等の感染症に対する正しい認識を深め、雇用や企業活動などにおいて、差別や偏見のない取組を期待します。

- 県や市町村等が実施するエイズ等の感染症に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力
- エイズ等の感染症に対する正しい認識を深めるための研修など、職場における積極的な取組

【県民に期待する取組】

エイズ等の感染症に対する正しい認識を深め、差別や偏見をなくしていく取組を期待します。

- 県や市町村等が実施するエイズ等の感染症に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力
- レッドリボン運動などへの参加

6 HIV感染者等 II ハンセン病元患者等

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、このことにより偏見、差別が助長されてきました。

実際は、「らい菌」の感染力は極めて弱く、現在は治療薬もあり、早期に治療すれば身体に障害が残ることはありませんが、治療薬ができる以前に病気が進行した人たちのなかには、重い後遺症が残った人が多くいます。

国では、明治40（1907）年に制定された「癩予防二関スル件」からハンセン病政策がはじまり、昭和6（1931）年に制定された「癩予防法」（昭和28（1953）年に「らい予防法」に改正）以降発病した人は、ハンセン病療養所に強制的に終生隔離されるなど、非人間的な扱いを受け、患者と家族はいわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。

「らい予防法」は平成8（1996）年に廃止され、平成13（2001）年には、強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして、療養所の入所者等が提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されました。これに対して国は控訴を断念し、同年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が定められ、損失補償や名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策が実施されています。

これらの取組により、ハンセン病元患者等が受けた被害の回復については、一定の解決が図られているところですが、未解決の問題も残されています。とりわけ、社会に根強く残る偏見・差別の解消、元患者が地域社会から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことができる環境整備などです。

これらの問題の解決のため、元患者等による努力が重ねられ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が、平成21（2009）年に施行されました。これに伴い、国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障、社会復帰の支援及び社会生活の援助、名誉回復及び死没者の追悼、親族に対する援護等に関する施策を実施することとなりました。

（1）現状と課題

県では、これまで、啓発冊子の配布や中高生による療養所訪問などの交流事業、療養所入所者の里帰り支援などに取り組んできました。

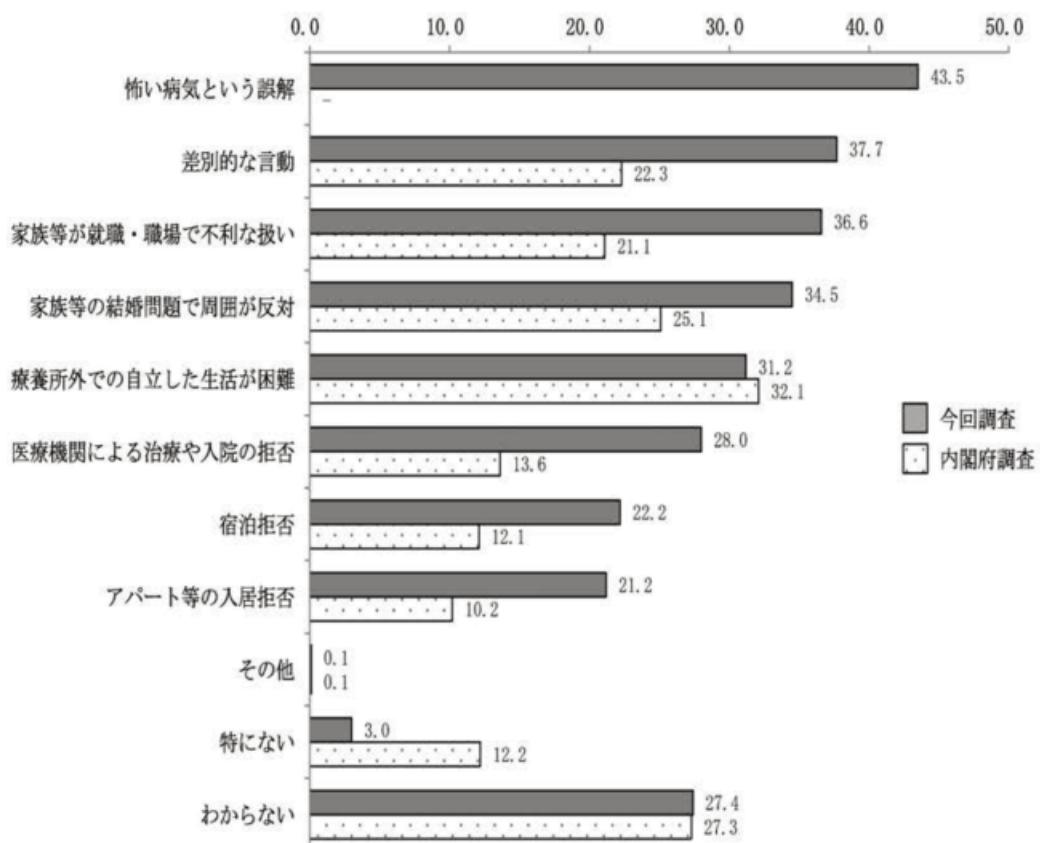
しかしながら、こうした取組の成果がみられる一方、現在も社会のなかでは、「怖い病気」という誤った認識や、ハンセン病元患者の容姿に対しての偏見や差別が残っています。

平成24（2012）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点として、「怖い病気といった誤解がある」、「偏見により差別的な言動をする」、「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」などが上位になっています。一方、「わからない」とする回答が27.4%となっています（図7）。

このような現状を踏まえ、今後も引き続き、入所者が里帰りしやすい体制づくりや、ハンセン病に対する正しい知識の普及と啓発が求められています。

図7 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点（%）

- ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるはどのようなことですか。
(○はいくつでも)



【語群の内容】

- 怖い病気といった誤解がある
- 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける
- ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
- 宿泊を拒否する
- その他
- 特がない
- わからぬ

(2) 人権侵害の主な事例

※入所者との意見交換などで得られたこれまでの療養所内外における事例

- 療養所への入所後、ハンセン病は治癒していると言われたにもかかわらず、入所生活を継続させられた。
- 入所中に断種、中絶等の処置をさせられるなど、非人道的な扱いを受けた。
- ハンセン病という理由で入所させられたにもかかわらず、職員が行うべき重症患者の看護、介護その他作業に従事させられた。
- 療養所に近い郡部の店では、入店を断られたことがあった。
- 療養所への入所後、家族の縁談が破談になった。
- 患者・元患者の親族も、故郷では差別を受けるため、他地域での生活を余儀なくされている。
- 療養所にいる元患者のなかには、近所との関わりを気にして、ホテルなどで家族と会い、実家には帰らない人もいる（現在も続いている状態です）。

(3) 推進方針

ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図る。

- ①ハンセン病について、正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②ハンセン病について、正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

ハンセン病元患者等への支援と、ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける教育・啓発を推進します。

ア 教育

ハンセン病に関する正しい知識を身に付ける教育を推進します。

(ア) 就学前教育

生命の大切さと人権を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

児童生徒の発達段階や実態に応じ、ハンセン病についての正しい知識を身に付ける教育を行います。

(ウ) 社会教育

社会教育諸学級や各種団体などにおいて、ハンセン病に対する正しい知識の普及を図るために、学習機会の充実と情報の提供を行います。

イ 啓発

ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

(ア) 講演会などの開催

「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」※80などを通じて、広く啓発に努めます。

(イ) 広報活動

テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。

※80 「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」：国立療養所大島青松園が主催で開催しており、四国4県もちまわりで毎年1回、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別の解消に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に実施しているフォーラムです。

ウ ハンセン病元患者等への支援体制

ハンセン病元患者等が安心して生活できるための支援や交流事業を実施します。

(ア) ハンセン病元患者等との交流促進

中高生やボランティアグループ等の療養所訪問など、交流によって正しい知識や認識を得られる活動を推進します。

また、ハンセン病元患者の里帰りについても支援を継続していきます。

(イ) ハンセン病元患者等への支援

ハンセン病元患者やその家族への支援体制の充実を図ります。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育授業研究講座」の実施
	小・中・高等・特別支援学校の児童生徒に対する「人権作文募集事業」の実施
啓発	「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」への参加呼びかけ
	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施
	人権啓発映画のテレビ放映・人権に関するコラムの新聞掲載
ハンセン病元患者等への支援体制	「中高生による療養所訪問」の実施
	「ハンセン病元患者の里帰り事業」の実施
	「ハンセン病元患者への個別訪問」実施

※ 「ハンセン病元患者等」に関する取組については、第6章「2 取組一覧」の117~119ページ参照

達成目標

取組の内容	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標(H30年度)
中高生の療養所訪問や元患者の里帰りの実施により、交流の幅を広げる取組を実施					→	ハンセン病元患者等が安心して生活できる環境が整う。
		中高生による療養所訪問の実施				○5年間で延べ15校以上が療養所を訪問する。 【平成25（2014）年度実績：2校】
ハンセン病元患者やその家族の希望等、できるだけ多くの情報を収集する取組の実施					→	○里帰り経験のないハンセン病元患者が里帰りする。
		ハンセン病元患者の里帰り事業の実施				県が、ハンセン病元患者やその家族が相談しやすい身近な機関となる。
					→	県出身の元患者のいる療養所の全数を訪問する。
		ハンセン病元患者への個別訪問実施				

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

【企業等に期待する取組】

ハンセン病に対する正しい認識を深め、企業活動などにおいて、差別や偏見のない取組を期待します。

- 県や市町村等が実施するハンセン病に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力
- ハンセン病に対する正しい認識を深めるための研修など、職場における積極的な取組

【県民に期待する取組】

ハンセン病に対する正しい認識を深め、差別や偏見をなくしていく取組を期待します。

- 県や市町村等が実施するハンセン病に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力
- 「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」などへの参加

7 外国人

国連において、昭和40（1965）年に採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）※81は、我が国でも平成7（1995）年に批准され、国内においても人種差別や外国人差別などあらゆる差別の解消に向けた取組が進められてきました。

国では、平成18（2006）年に、今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案し、外国人住民の更なる増加を予想し、外国人住民施策が全国的な課題となりつつあるとの認識のもと、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推進しています。

また、文部科学省では、平成18（2006）年度から平成21（2009）年度まで、国際理解を深め、国際社会で主体的に活躍できる人材を育成するための「国際教育推進プラン」を実施し、国際理解教育の推進に努めています。

さらに、外国人の子どもの公立学校での受入れに当たり、適切な日本語指導や適応指導を行う体制を支援するため、日本語指導等を行う教員を配置するため加配定数の措置、独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修の実施、自治体が行う初期適応指導教室の実施や、支援員の配置等の取組を支援する事業を実施しています。

（1）現状と課題

平成25（2013）年12月31日現在、県内には、64の国・地域、3,348人の外国人が暮らしています。国籍別に見ると、中国籍が1,259人と最も多く、韓国・朝鮮籍607人、フィリピン籍541人、インドネシア籍191人と続いています。総数では、平成16（2004）年の3,971人を境に概ね年々減少傾向にあり、この5年間では、平成21（2009）年の3,625人に比べ277人、7.6%の減少となっています。

県では、これまで「（公財）高知県国際交流協会」※82を中心に、国際理解のためのイベントなどの開催、外国人のための日本語講座、相談業務などを行ってきています。

しかし、言語・文化・習慣・価値観などの相互理解が十分でないことや、人種、民族、国籍などに対する固定的なものの見方が人権侵害につながる場合もあります。

平成24（2012）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「アパートなどの住居への入居が困難である」などが外国人に関する人権上の問題点の上位になっています（図8）。

※81 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）：昭和40（1965）年12月21日、国連採択。日本は平成7（1995）年12月に批准、翌平成8（1996）年1月14日に発効。この条約でいう「人種差別」とは、人種・皮膚の色・世系（descent。出生によって決定される社会的地位や身分）・民族的または種族的出身（origin）に基づく区別や除外、制約や優先であって、政治・経済・社会・文化その他の公的な生活の分野で、人権と基本的自由の平等の立場での承認や享有や行使を無効にしたり害する目的や効果を持つものを意味しています。この条約の履行を確保するため、締約国は種々の国内措置をとっており、また人種差別撤廃委員会という国際機関を設置しています。この委員会は、締約国の報告を審議し、異議申立てを受理するほか、一定の条件で、個人や団体の申立ても受理し、審理することができるようになっています。

※82 「（公財）高知県国際交流協会」：文化・情報・産業など各分野における地域の国際化を目的に、平成2（1990）年11月に設立。民間国際交流団体の中核的役割を担い、様々な国際交流の講座やイベント等の開催により、県民の国際感覚を養うとともに、外国人への差別の解消に向けた啓発を行っています。事務所：高知市本町4-1-37 （電話）088-875-0022

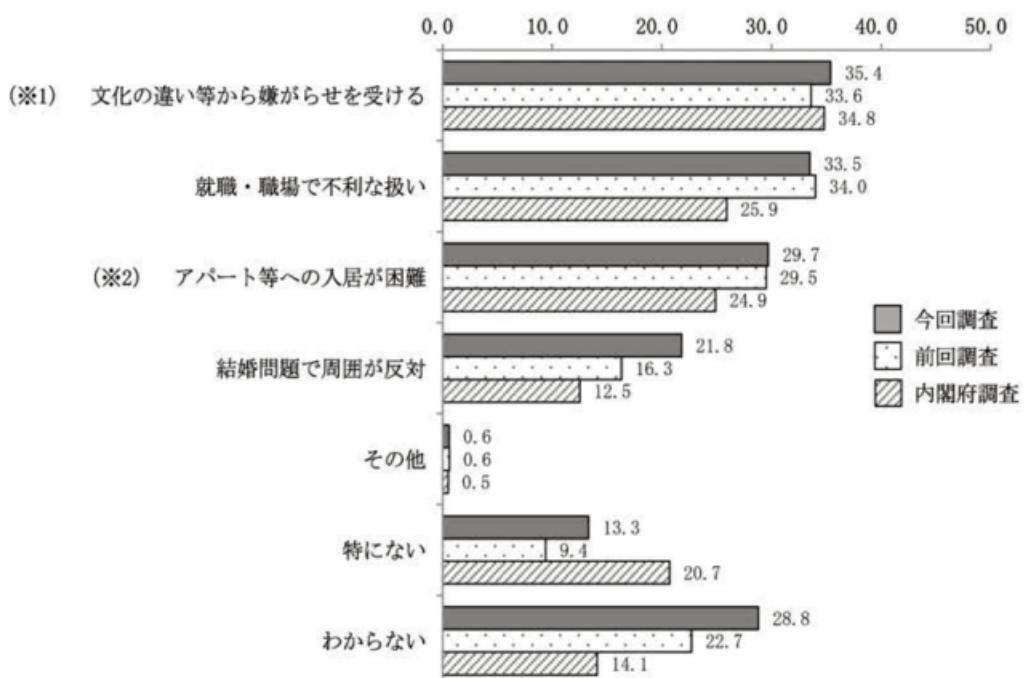
第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

また、県内では外国人からの国際結婚後の生活上のトラブルに関する相談等もあります（表13）。

よって、今後も、外国人にとっても暮らしやすいと感じてもらえる県づくりを目指して、地域における国際化を推進する必要があります。

図8 外国人に関する人権上の問題点（%）

- 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



*1 「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」は、内閣府調査「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」との比較。

*2 「アパートなどの住宅への入居が困難である」は、内閣府調査「アパート等への入居を拒否されること」との比較。

* 前回調査の回答条件は【2つまで○】。

【語群の内容】

- 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
- アパートなどの住宅への入居が困難である
- 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 結婚問題で周囲から反対を受ける
- その他
- 特にない
- わからない

表13 人権・生活相談件数

(公財)高知県国際交流協会 (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
暴力・離婚	1	1	—	—	2
在留資格	—	—	3	1	2
住居	—	—	—	3	—
ストレス	2	—	—	1	—
その他	3	1	6	4	3
合計	6	2	9	9	7

(2) 人権侵害の主な事例

※相談への対応事例

○県内の相談事例として、「日本人配偶者による暴力から身を守るためにどうすればよいか」という内容の相談があり、保護命令申請手続きに関して、専門機関の紹介や通訳を実施した。

(3) 推進方針

多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図る。

- ①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進
- ②外国人との交流やふれあいの機会の充実
- ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進

(4) 今後の取組

【県の取組】

外国人との交流や外国文化を理解し合う教育・啓発を推進し、国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図る取組を推進します。

ア 教育

学校教育や社会教育において、国際理解教育を推進します。

特に、韓国や中国等のアジアの近隣諸国についての理解を深めていきます。

(ア) 就学前教育

外国の文化や習慣等に触れながら、互いに尊重し合う心や態度を育てる保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

国際理解教育を通して、広い視野を持ち、異文化や人間としての共通性を理解するとともに、これを尊重する態度や、共に協調して生きる態度の育成に努めます。

(ウ) 社会教育

国際交流員制度などを活用した地域レベルでの国際交流を促進し、異文化への理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図ります。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

イ 啓発

本県の在住外国人と県民との交流を推進し、国際理解を通じて人権尊重の啓発を行います。

(ア) 講演会の開催など

「国際ふれあい広場inこうち」の開催など、県民が気軽に参加できる交流の場を設け、国際的な人権感覚と意識の高揚を図ります。

また、「ジュニア国際大学」の開催など、児童期からの異文化理解にも努めます。

(イ) 広報活動

ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、外国人や異文化に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。

ウ 外国人が暮らしやすい地域社会づくり

本県の在住外国人が暮らしやすい地域社会づくりのために、日本語教育のための講座を開設し、日常生活の不安解消に努めます。

また、外国人が安心して生活できるための相談体制について、(公財)高知県国際交流協会を中心に充実します。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修への支援
	教職員対象の「人権教育スキルアップ講座」の実施
	「人権教育主任連絡協議会」・「人権教育主任研修」の実施（小・中・高等・特別支援学校の人権教育主任への研修）
	小・中・高等・特別支援学校の児童生徒に対する「人権作文募集事業」の実施
啓発	国際交流員による「異文化理解講座」や「異文化派遣講座」の実施
	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施
	国際交流・国際協力に関する総合イベントである「国際ふれあい広場inこうち」の開催
	小学校高学年を対象とした異文化への理解を深める「ジュニア国際大学」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)や「ハートフルセミナー」(県民対象)の実施
	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への助成
	人権研修用のテキスト、県民啓発資料、パネル等の作成
	普及啓発資料の配布
外国人が暮らしやすい地域社会づくり	日本語教育の推進による日常生活の不安を解消するための「日本語講座」の開催
	(公財)高知県国際交流協会での外国人を対象とした「生活相談」の実施

※「外国人」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の120～122ページ参照

達成目標

取組の内容	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標(H30年度)
国際交流員の派遣、異文化理解（派遣）講座の開催						<p>取組を継続することで、多様な文化や民族の違いをお互いに理解・尊重できる、人権意識が高い、外国人にとって住みやすい地域社会づくりが進んでいる。</p> <p>国際交流員等の派遣回数を78回以上とする。 【平成24（2012）年度実績：71回（目標は10%増）】</p>
「国際ふれあい広場inこうち」・「ジュニア国際大学」の開催						<p>取組を継続することで、多様な文化や民族の違いをお互いに理解・尊重できる、人権意識が高い、外国人にとって住みやすい地域社会づくりが進んでいる。</p> <p>参加者・受講者の増加を図る。 【平成25（2013）年度実績：「国際ふれあい広場inこうち」参加者（6,000人）・「ジュニア国際大学」受講者（32人）】</p>

【企業等に期待する取組】

海外からの研修生の受け入れなどに際し、相手国と対等なパートナーシップに立った取組を期待します。

また、自主的な国際交流・国際協力への参加を期待します。

- 研修の趣旨を尊重した受け入れと職場環境づくり
- 「国際ふれあい広場inこうち」への積極的な参加
- 異文化講座への参加によるアジア諸国への理解

【県民に期待する取組】

諸外国の文化・人権などを尊重した国際交流・国際協力への参加を期待します。

また、地域社会のなかで外国人との自然な交流が可能となるよう、日常の暮らしを通した交流にも期待します。

さらに、若者の国際理解の場への積極的な参加も期待します。

- イベントやフェアなど、在住外国人とのふれあいの場への参加
- ホームステイなどの国際交流ボランティア活動への参加
- 青年海外協力隊などの交流事業への参加

8 犯罪被害者等

国連では、昭和60（1985）年に「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択され、各国は被害者等に対する情報の提供や物心両面の社会的援助とともに、警察等の機関の職員に対する教育やガイドラインの策定などが求められました。

国では、昭和55（1980）年に犯罪被害者等に給付金を支給する「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（犯罪被害者等給付金支給法）※83が制定され、翌昭和56（1981）年には、犯罪被害児に奨学金を支給する「財団法人犯罪被害救援基金」（平成23（2011）年からは公益財団法人）が設立され、犯罪被害者等に対する経済的援助が進められました。

その後、平成4（1992）年に、我が国で初めての民間被害者援助団体が設立され、民間ボランティアによる被害者支援活動が開始されました。

平成8（1996）年には、警察庁が「被害者対策要綱」を定め、本格的な被害者対策が開始されたのに続き、平成12（2000）年には、犯罪被害者等保護二法（「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法））が制定されるなど、被害者等の保護や支援についての法的な整備が進められました。

平成17（2005）年には、「犯罪被害者等基本法」が施行されるとともに、同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」が定められました。

平成20（2008）年には、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（犯罪被害者等給付金支給法）に改められ、犯罪被害給付制度の拡充が図られるとともに、犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体の自主的な活動の促進や、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動の促進に関する規定が整備されました。

平成23（2011）年には、「第2次犯罪被害者等基本計画」が策定され、これを受けて警察庁では、被害者支援を一層充実させるため、同年7月「犯罪被害者支援要綱」を制定しました。

このような被害者等の抱える問題や困難に対する社会的な関心の高まりを受けて、給付金制度の改善など、経済的負担の軽減や、犯罪の捜査や裁判の過程での被害者等の保護や手続への関与等権利の拡充が図られるとともに、社会全体で被害者等を支援していくこうとする取組が進められてきました。

なお、現在では、全国的な組織である「全国被害者支援ネットワーク」が結成され、被害者支援のための電話相談や面接相談を中心とした様々な活動が展開されています。

（1）現状と課題

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけではなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる様々な問題（二次被害）にも苦しめられます。

また、心身の回復や裁判のために仕事を継続することが困難な場合もあります。

※83「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（犯罪被害者等給付金支給法）：昭和55（1980）年公布・昭和56（1981）年施行。平成13（2001）年の改正により、名称が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に変更になったが、平成20（2008）年の改正で、もとの名称に戻っています。

平成 24（2012）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」などが犯罪被害者等に関する人権上の問題点の上位になっています（図 9）。

現在県内では、高知県警察本部に「被害者支援室」を設置し、犯罪被害者に対する情報提供等をはじめ、捜査過程における犯罪被害者の負担軽減、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者の安全の確保、被害者支援に関する広報活動等、様々な側面から被害者支援の充実を図るとともに、「犯罪被害者ホットライン」^{※84}による相談対応を行っています。

また、全国でもボランティアを核とした民間の支援団体が次々と設立され、本県では、平成 19（2007）年に「N P O 法人こうち被害者支援センター」^{※85}が設立されました。この被害者支援センターでは、犯罪被害者等からの電話・面接での相談をはじめ、警察・病院・裁判所等への付添いや、法律相談、自宅訪問など直接的な支援、被害者支援の必要性を訴える講演・広報活動を実施しています。

事件・事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者等になる可能性があります。犯罪被害者とその家族がおかれている状況を理解し、少しでも平穏な生活が取戻せるよう配慮することが必要となっています。

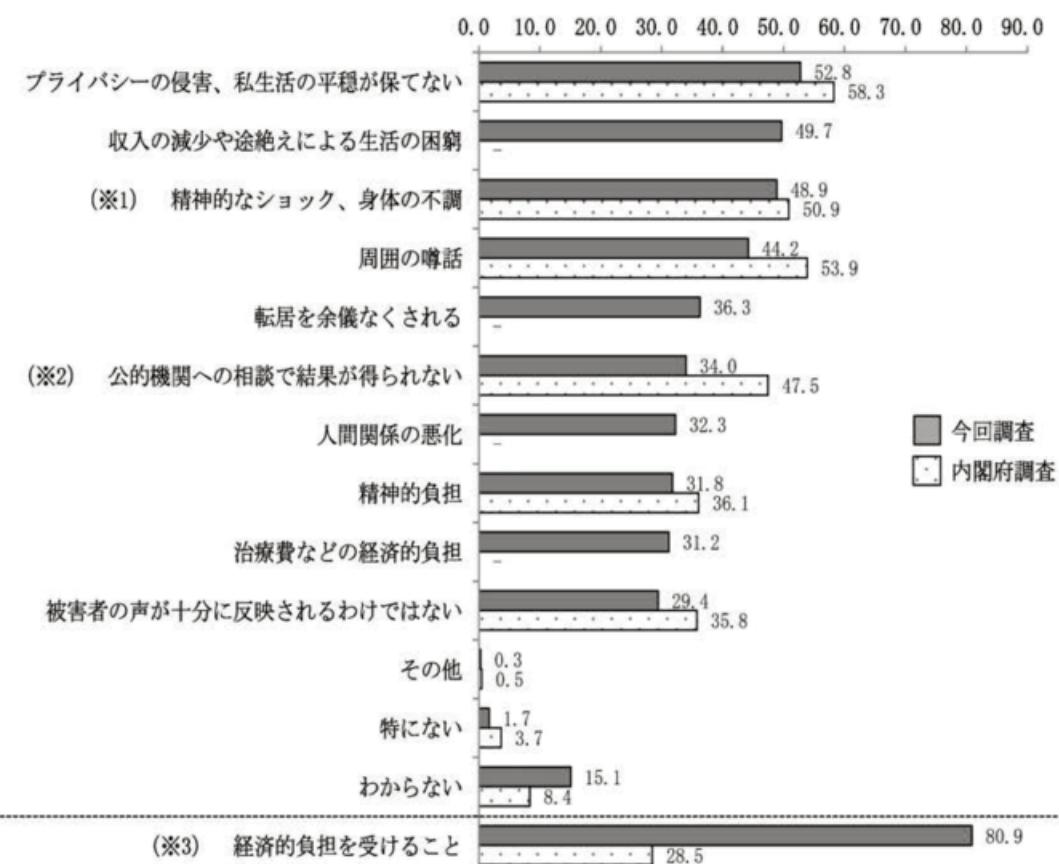
※84 「犯罪被害者ホットライン」：犯罪の被害に遭われた方の心の悩み等に関する相談窓口です。
高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室 （電話）088-871-3110

※85 「N P O 法人こうち被害者支援センター」：平成 19（2007）年 4 月に被害者支援の拠点として設立され、犯罪や交通事故にあった方やその家族の方の精神的なケアや悩みの解決などを支援しています。なお、平成 24（2012）年に高知県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。
事務所：高知市永国寺町 6-16 永国寺第 2 ビル 3 階 （電話）088-854-7511
相 談：月～金曜日（祝日除く）10:00～16:00 （電話）088-854-7867

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

図9 犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題点（%）

- 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（〇はいくつでも）



※1 「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」は、内閣府調査「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」との比較。

※2 「警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない」は、内閣府調査「警察に相談しても期待どおりの対応が得られないこと」との比較。

※3 「治療費などで経済的負担がかかる」、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」を合計したものと、内閣府調査「犯罪行為によって経済的負担を受けること」との比較。

【語彙の内容】

- 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
- 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
- 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
- 事件のことについて、周囲に噂話をされる
- 事件のことで、転居を余儀なくされる
- 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
- 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
- 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
- 治療費などで経済的負担がかかる
- 捜査や刑事裁判手続に必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
- その他 ●特になし ●わからない

(2) 人権侵害の主な事例

- 強姦などの性的犯罪の被害者が、まわりの人から「被害者にも責任や問題があったのではないか」というように言われたり、そう思われているのではないかと悩んでしまう。
- 一人暮らしの女性の部屋に男性が侵入し、その時の精神的ショックでその後も苦痛を負わされる。
- 性的虐待に悩まされ続け、誰にも告白できない状況で苦痛を負わされる。
- 犯罪被害者等が、弁護士や病院の費用等にかかる経済的負担で苦しめられる。
- 暴力被害にあった被害者が、精神的ショックから進路を断たれ、将来に夢や希望が持てないことの苦痛を負わされる。

(3) 推進方針

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図る。

- ①犯罪被害者等の人権を守るために教育・啓発の推進
- ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

(4) 今後の取組

【県の取組】

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図ります。

ア 教育

誰もが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう、犯罪被害者等の気持ちに共感できる力を育む教育を推進します。

(ア) 就学前教育

友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに关心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う信条を育むための保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

情報を正しく読み取り、他者を思いやる気持ちを育む教育を推進します。

(ウ) 社会教育

市町村等で実施される各種学級等において、他者を思いやる教育や相手の立場になって考える教育の充実のための支援を行います。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

イ 啓発

犯罪被害者等のおかれている状況や支援の必要性について、県民等の理解を促進するため、あらゆる機会を通じて効果的な啓発活動を推進します。

(ア) 講演会や研修会の開催など

企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、犯罪被害者等を思いやる気持ちを育む啓発を図ります。

(イ) 広報活動

「犯罪被害者週間」※86などにおける広報活動や、テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動などを通じて、犯罪被害者等への理解を促進する啓発に努めます。

ウ 犯罪被害者等への相談・支援体制

犯罪被害者等からの相談窓口として適切に対処するとともに、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の被害者支援団体等と連携しながら、犯罪被害者等への途切れることのないきめ細かな支援を実施します。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	教職員対象の「人権教育セミナー」の実施 中高生を対象とした犯罪被害者等の講師による「命の大切さを学ぶ教室」の開催
啓発	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催 「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施 (公財)高知県人権啓発センター講師による「人権研修」の実施 犯罪被害者等支援に関する講演会・研修会の実施 犯罪被害者支援団体等が実施する啓発への支援 人権研修用のテキスト、県民啓発資料、パネル等の作成 人権啓発映画のテレビ放映・人権に関するコラムの新聞掲載 関係機関と連携した街頭キャンペーンの実施
	「総合的な対応窓口」が設置されていない市町村に対する設置の働きかけ
	相談電話の「犯罪被害者ホットライン」による適切な相談活動・カウンセリングの実施

※「犯罪被害者等」に関する取組については、第6章「2 取組計画」123～125ページ参照

※86 「犯罪被害者週間」：期間は11月25日から12月1日まで。「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が、「犯罪被害者週間」と定められています。期間中は、集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穡への配慮の重要性等について、人々の理解を深めることを目的としています。

達成目標

取組の内容	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標(H30年度)
中高生を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さなどを直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」の開催					「命の大切さを学ぶ教室」の開催	<p>中高生の規範意識が向上するとともに、犯罪被害者等への配慮、協力意識が醸成される。</p> <p>「命の大切さを学ぶ教室」を5年間で10校以上で開催する。 【平成25（2013）年度実績：年間2校】</p> <p>※「高知県治安対策プログラム2011」</p>
「総合的な対応窓口」が設置されていない市町村に対する設置の働きかけ		市町村での「総合的な対応窓口」の開設			開設市町村への必要な情報提供等	<p>相談者への情報提供と、必要に応じて関係機関へつなげることができるようになる。</p> <p>市町村での「総合的な対応窓口」の設置が100%となる。 【平成26（2014）年1月末：50%（17市町村）】</p> <p>※目標年度：平成27（2015）年度</p>

【企業等に期待する取組】

犯罪被害者等に偏見を持たず、支援する取組を期待します。

- 犯罪被害者等が職場内で人権侵害にあわない環境づくり
- 県や市町村等が実施する犯罪被害者等に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

犯罪被害者等に対して、二次被害を起こすことのないように期待します。

- 県や市町村等が実施する犯罪被害者等に関する教育・啓発活動への参加と協力
- 犯罪被害者等に配慮できる気持ちの醸成

9 インターネットによる人権侵害

情報・通信手段が発達し、社会の高度情報化が急速に進むなか、誰もが容易にインターネットの利用ができるようになるなど、利便性が向上した反面、近年、インターネットの匿名性を悪用し、電子掲示板やホームページに他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する事例が増加しています。

また、コンピューターやネットワークの利用により、大量の個人情報が処理される社会となり、個人情報の不適正な取扱いや信用情報、顧客データの盗用・流出など、新たな問題も生じています。

平成14（2002）年に制定された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）では、インターネット等による情報の流通により権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任や、発信者情報の開示を請求する権利などが定めされました。

また、法の施行に合わせて、被害者がプロバイダ等に対して当該侵害情報の送信防止措置を依頼する手続きなどを定めた「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が同年（平成14（2002）年）に決定されましたが、平成16（2004）年の同ガイドライン一部改訂により、重大な人権侵害事案については、法務省人権擁護機関がプロバイダ等に対し当該侵害情報の削除要請を行うことができるなど、より適切で迅速な対応ができるようになりました。

さらに、平成19（2007）年に「発信者情報開示関係ガイドライン」が定められ、情報の流通によって権利侵害を受けた者が、その情報の開示を発信者に請求できる基準等を、可能な範囲で明確化したことや、既に平成17（2005）年に全面施行されていた「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）により、個人情報の保護やプライバシーの保護等に関する措置が講じられています。

平成21（2009）年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が定められ、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策が行われています。

なお、平成25（2013）年に公布・施行された「いじめ防止対策推進法」においては、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進や、いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等について定められています。

（1）現状と課題

県では、平成24（2012）年に「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」（「高知県教育委員会事務局人権教育課」実施）を行い、子どもたちを取り巻くネット社会の状況についての実態把握を行い、その結果を受けて、児童生徒のインターネット上のトラブルや危険性について、子どもたちや保護者、教職員を中心に教育・啓発活動を進めているところです。

県内の実態においては、インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板等への差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が後を絶ちません。

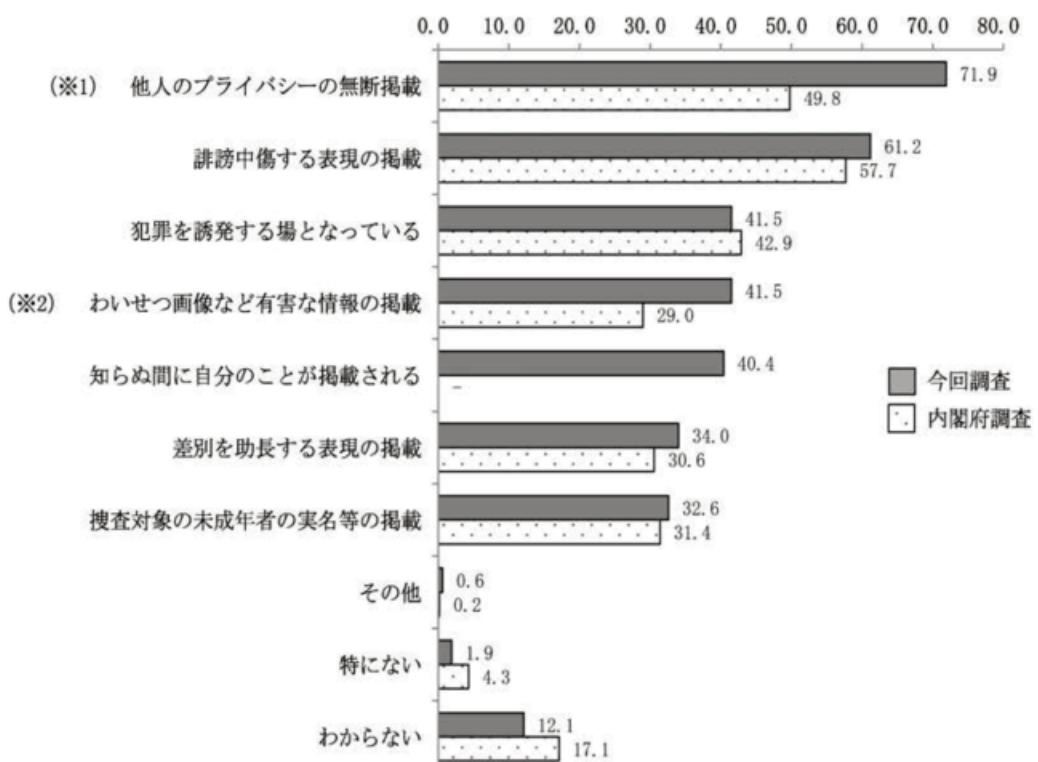
平成24（2012）年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点として、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」などが上位になっています（図10）。

また、近年、全国的にSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）における「なりすまし」や「ソーシャルメディアハラスメント」等の行為も問題になっています。

インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速・拡大化、被害の回復の困難性にあります。画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが求められています。

図10 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点（%）

- インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（○はいくつでも）



※1 「無断で他人のプライバシーに関する情報を掲載する」は、内閣府調査「プライバシーに関する情報が掲載されること」との比較。

※2 「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」は、内閣府調査「ネットボルノが存在していること」との比較。

【語群の内容】

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| ●無断で他人のプライバシーに関する情報を掲載する | ●他人を誹謗中傷する表現を掲載する |
| ●出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている | ●知らない間に自分のことが掲載されている |
| ●わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する | ●検索の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する |
| ●差別を助長する表現を掲載する | ●わからない |
| ●その他 | ●特にない |

（2）人権侵害の主な事例

インターネット上に設けられた電子掲示板に、差別の助長につながる悪質な書き込みが多数発見されています。

また、携帯電話やスマートフォン等のメールなどで誹謗中傷されたり、インターネット上に設けられた電子掲示板に個人が特定される悪質な書き込みがされるなど、プライバシーの侵害や、いじめとなる人権侵害の事例が見られます。

(3) 推進方針

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図る。

- ①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動の推進
- ②インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策の周知

(4) 今後の取組

【県の取組】

インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、起こった場合の対応等についての周知を進めます。

ア 教育

誰もが被害者にも加害者にもならないよう、取組を推進します。

(ア) 就学前教育

友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う信条を育むための保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

インターネットやスマートフォン等の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーに関して正しく理解する情報モラル教育や、人権に関する学習を実践します。

また、友好な人間関係を築くための取組や、共感的に理解する力、人間関係調整力を育む学習についても実践します。

(ウ) 社会教育

新しい情報を得られる機会の提供や、自分が被害者にも加害者にもならないための知識と対応力を身に付けるための学習内容などの充実を図ります。

イ 啓発

インターネットの便利さに潜む危険性について正しく理解し、利用者一人ひとりが正しい利用方法等について理解できる啓発活動を推進します。

(ア) 講演会や研修会の開催など

企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、インターネットの利用に関する正しい知識を身に付ける啓発を図ります。

また、自分が被害にあったり、人権侵害だと思われる内容を発見した時に対応できる力を身に付ける啓発活動を行います。

(イ) 広報活動

テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ等を活用した広報を実施するとともに、県民にわかりやすく、実践につなげることができる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。

ウ インターネットによる人権侵害のおそれがある書き込みなどへの対応

インターネットによる人権侵害が起こった場合の迅速な対応方法を周知するとともに、被害者の心のケアに取り組みます。

(ア) 関係機関との連携

市町村等にインターネットによる人権侵害が起こった場合の削除要請の依頼方法について周知します。

また、警察や法務局などの関係機関と連携しながら、書き込みがあった場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。

(イ) 被害者へのケア

書き込みの内容によっては、警察や学校等が中心となって、被害者の心のケアを行います。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	教職員対象の「人権教育セミナー」や「人権教育授業研究講座」の実施 教職員対象の「人権教育スキルアップ講座」の実施 「人権教育主任連絡協議会」・「人権教育主任研修」の実施（小・中・高等・特別支援学校の人権教育主任への研修） ネット上のトラブルから子どもたちを守るために、携帯電話・スマートフォンの使用に関する家庭でのルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る「親子で考えるネットマナーアップ事業」の実施
啓発	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催 「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施 （公財）高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施 民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への助成 人権研修用のテキスト、県民啓発資料、パネル等の作成 人権啓発映画のテレビ放映・人権に関するコラムの新聞掲載 県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施
インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどへの対応	「市町村人権啓発担当者研修会」の実施 子どもの不安や悩みに関する「電話相談・来所相談・出張相談・Eメール相談」の実施

※「インターネットによる人権侵害」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の126～129ページ参照

達成目標

取組の内容	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標(H30年度)
県民対象の研修会等の実施や、啓発用資料（冊子等）の作成及び人権に関するコラムの新聞掲載などによる啓発活動の実施					啓発用冊子の作成・配付 「インターネットによる人権侵害」に関する研修会の実施 人権に関するコラムの新聞掲載	インターネットを利用する際に、人権意識を持って利用するようになる。 ○「インターネットによる人権侵害」に関する研修会（県民対象）を5年間で2回以上実施する。【新規】 ○コラムを5年間で2回以上新聞に掲載する。【新規】
「親子で考えるネットマナーアップ事業」の実施		啓発リーフレットの配付 リーフレットを活用したPTA研修等の実施と講師派遣 各学校における情報モラル教育の推進、学習指導案等の提供				「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」において、「フィルタリングを設定している」や「携帯電話等の利用に関する家庭でのルールづくりをしている」の項目において、平成24（2012）年の調査結果を上回る。（最終的な目標は100%であるが、平成27（2015）年度における当面の目標として設定しています。） ※平成27（2015）年度に実施予定の「利用実態調査」で検証 「高知家の子ども見守りプラン」

※平成24（2012）年度実施の「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」結果

- 「フィルタリングを設定している」（保護者回答）
 - 小学校（71.3%）・中学校（67.8%）・高等学校（46.3%）・特別支援学校（46.0%）
- 「家庭でのルールづくりをしている」（児童生徒回答）
 - 小学校（61.6%）・中学校（56.6%）・高等学校（35.8%）・特別支援学校（52.9%）

【企業等に期待する取組】

インターネットによる人権侵害についての認識・知識を深める取組を期待します。

- 職場におけるインターネットによる人権侵害に関する自主的な研修の取組
- 県や市町村等が実施するインターネットによる人権侵害に関する講演会や研修会への積極的な参加と協力
- プロバイダ等については、削除要請があった場合の迅速な対応

【県民に期待する取組】

被害者にも加害者にもならないために、ルールを守ったインターネットの利用を期待します。

- 家庭や地域における自主的な学習の取組
- 県や市町村等が実施するインターネットによる人権侵害に関する講演会や研修会への積極的な参加と協力

10 災害と人権

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活のなかで、特別な援助や配慮を必要とする災害時における要配慮者※87や女性への配慮が行き届かない状況が問題になりました。

さらに、福島第一原子力発電所事故により、周辺住民が避難先において風評に基づく差別的扱いを受けるなどの事態も発生しました。根拠のない思いこみや偏見で差別することは人権侵害につながります。

国では、平成17（2005）年に、「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「男女共同参画基本計画」（第2次）において、新たな取組を必要とする分野の一つとして、防災（災害復興を含む）を位置づけています。

また、「男女共同参画基本計画」（第3次）（平成22（2010）年12月、閣議決定）では、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重点分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る」としています。

しかし、東日本大震災において、避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで、当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

こうした状況を踏まえ、平成23（2011）年12月及び平成24（2012）年9月の中央防災会議において、「防災基本計画」が修正され、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画の推進等が位置づけられました。

近年、国際社会において、「災害リスク軽減」※88という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されていることもあります。国は平成25（2013）年5月、

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定し、地方公共団体における男女共同参画の視点からの自主的な取組を推進することを示しています。

（1）現状と課題

本県では、近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、平成20（2008）年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定しています。※89

現在、防災・減災に関する様々な施策を推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例なども教訓として、要配慮者への配慮や、男女のニーズの違い等男女双方の視点への留意などに関する取組をしています。

※87「要配慮者」：「災害対策基本法」第8条第2項第15号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。

※88「災害リスク軽減」：災害が起こる前に、災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、又は最小限にすることを目的とした対策を講じることです。

※89「県策定の防災・災害対策関連の条例など」：「高知県地域防災計画」の「一般対策編」及び「火災及び事故災害対策編」は、平成24（2012）年に改正。「震災対策編」は、平成26（2014）年に修正。

「高知県南海地震対策行動計画」は、平成21（2009）年4月策定。第2期の計画は平成25（2013）年6月に策定し、「高知県南海トラフ地震対策行動計画」に名称を変更しています。

「第2期 日本一の健康長寿県構想」（平成24（2012）年2月策定）では、「南海トラフ地震対策の加速化・強化の取り組み」についても掲げています。

なお、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」（平成20（2008）年3月策定）については、平成26（2014）年3月の改正で「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に名称を変更しています。

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

具体的には、地域防災計画に要配慮者等への配慮の必要性を記載するとともに、避難行動要支援者※90の個別避難支援プランの策定・見直しの支援、災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインや避難所運営の手引きの改訂、避難所運営訓練の実施、心のケア体制の整備、福祉避難所の指定促進等の対策を推進しています。

この他にも、社会福祉施設の防災対策や、災害時にボランティアを受け入れるための「災害ボランティアセンター」の体制づくりなどにも取り組んでおり、こうした施策が、人権に配慮した人づくり・ものづくりになっています。

このようなハード・ソフトの両面への取組も含め、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進していくことが必要となっています。

(2) 人権侵害の主な事例

※東日本大震災時に人権への配慮が十分に行き届かなかった事例

- 高齢者、障害者などの要配慮者について、情報伝達、避難支援、避難生活等、様々な場面で対応が不十分な場面があった。
- 避難所によっては、女性が授乳や着替えをするための場所がなかった。
- 避難所において、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた。
- 原発事故のあった福島県からの避難者が、ホテルで宿泊拒否をされたり、ガソリンの給油を拒否された。
- 原発事故のあった福島県からの避難者の小学生が、避難先の小学校でいじめられた。

(3) 推進方針

災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図る。

- ①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
②人権の視点にたった災害時の対応に関する体制づくりの推進

(4) 今後の取組

【県の取組】

災害時には一層、人権に配慮できるようにするための教育・啓発を実施し、県民が安心して生活が送れるための取組を推進します。

※90 「避難行動要支援者」：要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者ことをいいます。

ア 教育

災害時において、自らの命を大切にすることはもちろん、他者の命や人権も大切にする教育を推進します。

(ア) 就学前教育

日々の生活を通して、命の大切さに気付くとともに、災害から身を守ることができる態度や能力を育む保育・教育を推進します。

(イ) 学校教育

防災教育の実施に加え、避難所においてのプライバシーの保護、要配慮者や女性の避難所生活での配慮について、過去の事例などを活用して、自分の在り方について考えさせる学習を実践します。

(ウ) 社会教育

災害時に、避難所において要配慮者等の人権を尊重するための知識と対応力を身に付ける学習や訓練、根拠のない思い込みや偏見で風評被害等が起こらないよう、正しく情報を得る力を育む学習など、内容の充実を図ります。

イ 啓発

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、県民の一人ひとりが人権への配慮についての認識を深める啓発活動を推進します。

(ア) 講演会や研修会の開催など

企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、災害時においても人権が守られ安心して生活が送れるよう、人権への配慮についての啓発活動を推進します。

(イ) 広報活動

あらゆる機会やマスメディアを活用し、災害時の人権への配慮についての広報活動を実施するとともに、情報・資料の提供を行います。

ウ 災害時の対応

災害時の相談、支援、情報伝達、避難所などの体制の構築や運営に当たっては、人権に十分配慮しながら推進していきます。

(ア) ハード面の充実

社会福祉施設の防災対策や、要配慮者等に対応した避難所の整備（福祉避難所の指定促進など）を推進します。

(イ) ソフト面の充実

避難所の運営等についての働きかけや、心のケア体制の整備、災害ボランティアセンター設置のためのノウハウの蓄積や県域支援体制づくりを通じて、人づくり、ネットワークづくりのボランティア活動の充実・強化を図ります。

県の主な取組

分類	取組の内容
教育	保育所・幼稚園等で行う園内研修への支援
	教職員対象の「人権教育スキルアップ講座」の実施
	「人権教育主任連絡協議会」・「人権教育主任研修」の実施（小・中・高等・特別支援学校の人権教育主任への研修）
啓発	人権週間中に行う「じんけんふれあいフェスタ」の開催
	「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）や「ハートフルセミナー」（県民対象）の実施
	人権啓発映画のテレビ放映・人権に関するコラムの新聞掲載
災害時の対応	災害発生時の要配慮者避難支援のための福祉避難所の指定促進
	社会福祉施設の高台等への移転支援・在宅障害者向け避難スペース確保のための支援
	こうち防災備えちよき隊による各施設での実情に応じた防災マニュアルへの改定等の支援
	自治体職員や住民を対象とした避難所運営訓練「HUG」※91の普及
	「災害時における要配慮者避難支援体制」の構築の促進
	県民及び市町村職員等に対する「防災救助に関連する研修会」の実施
	災害時の心のケア体制の整備
	災害時のボランティアの派遣体制の整備

※「災害と人権」に関する取組については、第6章「2 取組計画」の130～133ページ参照

達成目標

取組	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標(H30年度)
災害発生時の要配慮者避難支援のための福祉避難所の指定促進を図る	県内全市町村で福祉避難所が指定されている					県内全市町村で福祉避難所が指定され、必要数の確保に向けた取組が進んでいるとともに、運営体制の強化が図られ、災害時の要配慮者の避難支援対策の取組が進んでいる。 【平成25（2013）年12月末：20市町村93施設】
自治体職員や住民を対象にした訓練や研修の実施（避難所運営訓練「HUG」の普及）	運営訓練マニュアルの作成	運営体制の充実・強化				地域の防災リーダーにより、人権に配慮した避難所運営ができるようにする。5年間で20回以上の研修を実施する。 【平成25（2013）年度実績：4回開催】

※91 「避難所運営訓練（HUG）」：HUGは、H (hinanzyo避難所)、U (unei運営)、G (gameゲーム) の頭文字を取ったもので、避難所運営をみんなで考えるための一手法として静岡県で開発されました。この訓練では、避難者の年齢や性別、それぞれが抱える事情が書かれたカードを使って、高齢者や障害者など要配慮者への対応や、炊き出し場や仮設トイレといった生活空間の確保、視察や取材対応など、避難所で起こる様々な出来事に対して、グループ内で意見を出し合いながら避難所の運営を模擬体験します。

【企業等に期待する取組】

災害時に、命を守り人権を尊重する体制づくりを促進することを期待します。

- 職場における災害と人権に関する自主的な研修の取組
- 県や市町村等が実施する災害と人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

【県民に期待する取組】

災害時の人権への配慮についての認識を深め、県民一人ひとりが配慮ある行動をすることを期待します。

- 災害時の特別な状況においても、人権意識を持って対応できるよう、日常から災害時に特に配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児や女性への配慮について心がける意識の醸成や対応
- 身近なところでの学習会開催や訓練参加などの自主的な取組
- 県や市町村等が実施する災害と人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

11 その他の人権課題

これまでにあげた個別の人権課題のほかにも、次のような人権課題があります。

なお、こうした人権課題についても、国と連携を図りながら本県の状況に応じて取り組んでいきます。

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

平成9（1997）年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されましたが、いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分でないため、様々な偏見や差別が残っているため、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し認識を深め、偏見や差別の解消を目指して、啓発等が行われています。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」※92が実施されるなど、様々な取組が行われています。

(3) 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。

平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしており、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会をあげて取り組むべき課題とされるなか、この問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発が行われています。

※92「社会を明るくする運動」：この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26（1951）年に法務省（現法務省）は、「社会を明るくする運動」と名付け取り組むことにしました。なお、第60回（平成22（2010）年）からは、新名称「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」が定められています。

(4) 性的指向

人の性愛の対象は様々で、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人が存在し、性の指向がどういう対象に向かうのかを示す概念を性的指向といいます。

同性愛者や両性愛者の少数派の性的指向の人に対する偏見は根強く、職場を追われたりすることもあります。こうしたことが起こらないようにするために、性の指向は様々であることを認識し、偏見・差別をなくすための啓発等が行われています。

(5) ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が多数存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあります、嫌がらせや暴行事件なども発生しています。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するために、平成14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、翌平成15（2003）年には、法律に基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定（平成20（2008）年に見直し・平成25（2013）年に新たな基本方針を策定）しています。

地域社会においてもこの問題についての理解を深めるとともに、ホームレスの人々の自立支援等に努めることが求められており、そのための取組や啓発が行われています。

(6) 性同一性障害者

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障が生じる状態をいいます。

性同一性障害の人々は仕事や社会生活のなかで偏見や差別に苦しんできましたが、平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、戸籍上の表記等を変更できるようになりました（平成20（2008）年の改正により条件を緩和）。

さらに、性同一性障害を正しく理解し、偏見・差別をなくすための啓発等も行われています。

(7) 人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トライフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、日本でも、外国人（特に女性）が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられているという事例が報告されており、日本は人身取引の受入国の一つとして、国際社会から批判を受けています。

国は、平成16（2004）年に「人身取引対策行動計画」、平成21（2009）年に「人身取引対策行動計画2009」を策定し、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。

(8) 他の人権課題

他にも、様々なハラスメント問題（マタニティーハラスメント、アカデミックハラスメントなど）や自死遺族に対する人権侵害、プライバシー保護などの人権課題があり、これらの人権課題についても啓発等が行われています。

第5章 推進体制

1 推進体制等の整備

県は、人権に関する全庁的な推進体制を整備するとともに、市町村やその他の公的機関、企業、関係団体との緊密な連携を図り、この基本方針に基づく人権教育・啓発を積極的に推進します。

また、人権に関する教育や啓発活動を行っている県の関係機関等の取組を充実・強化します。

(1) 県の推進体制

外部の有識者で組織する「高知県人権尊重の社会づくり協議会」などの意見を踏まえ、府内組織の「高知県人権施策推進委員会」※93を中心に、関係部局相互の連携・協力のもと、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、「高知県立人権啓発センター」※94の施設機能の更なる活用についても努めています。

(2) (公財) 高知県人権啓発センターとの連携・協働

人権啓発活動の拠点である「(公財) 高知県人権啓発センター」は、あらゆる人権問題の解決のため、各種の啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修会への講師派遣事業等を実施しています。

「(公財) 高知県人権啓発センター」が、今後とも、市町村、関係機関、企業、NPOなどとの連携を図りながら、県民の人権意識の高揚を図る拠点として、人権に係る啓発教材の開発、作成や啓発事業、講師派遣事業等の取組が充実できるよう、県としても支援を行い、積極的に連携・協働していきます。

(3) 県民、企業等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から、様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進していくためには、相互の緊密な連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要になっています。

さらに、人権意識の高揚のためには、行政だけでなく、企業やNPOなどによる自主的・主体的な活動が不可欠であり、県はこれらの活動との連携・協力を積極的に図っていきます。

※93 「高知県人権施策推進委員会」：委員長を知事が務める委員会で、①高知県人権施策基本方針の推進に関すること。②人権侵害に関すること。③その他の人権施策の推進に関すること。の3つの事項を所掌しています。

※94 「高知県立人権啓発センター」：あらゆる人権に関する問題について、県民の理解と認識を深め、その解決を図るとともに、県民の福祉の向上に寄与することをねらいとして、昭和 58 (1983) 年から業務を行っています。具体的には、ホールや視聴覚室の貸出や、図書・視聴覚教材の貸出・閲覧ができるようにしています。

また、市町村が設置する隣保館^{※95}は、地域における人権啓発や人権相談など、住民に身近な人権関連施設であることから、その運営に関し、支援を行うとともに、積極的に連携を図っていきます。

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。よって、県民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことが生かせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、県民の自発的な取組を支援していきます。

2 人権施策の点検と見直し

(1) 「人権に関する実態」の公表

「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第2項に基づき、県民の人権意識の高揚を図るため、県内の人権侵害の実態などについて、毎年度、県のホームページ等において県民に公表します。

(2) 人権施策の取組の進捗管理

この基本方針に掲げる取組については、P D C Aサイクル^{※96}による進捗管理を行い、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」に報告するとともに、その結果は、毎年度、県のホームページ等において県民に公表します。

(3) 「人権に関する県民意識調査」の実施

これまでの人権施策の成果や課題などについて検証を行うとともに、今後の人権施策推進の基礎資料とするため、県は5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施します。

なお、この調査結果については、県のホームページ等において県民に公表します。

(4) 基本方針の見直し

県は、人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」の意見を聴くとともに、「人権に関する県民意識調査」の結果や、県内における「人権施策の取組状況」などを参考として、5年ごとに必要な見直しを行うこととします。

※95 「隣保館」：地域社会全体のなかで、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業等を総合的に行うこと目的として、市町村が設置・運営している施設です。

※96 「P D C Aサイクル」：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（検証）→ Action（改善）の4段階を順に繰り返すことによって、継続的に業務を改善する手法のことです。

第6章 施策の展開

1 体系表

※「第2・5章」関係

人権施策の推進体制

※「第3章」関係

人権施策の基本的な方向性

基本方針

基本理念	人権とは：一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利 人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの 基本理念：眞に人権が尊重される明るい社会をつくる キーワード：全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり ポイント：●「一人ひとりが尊重される社会」 ●「共生社会」
------	---

推進体制等の整備

県の推進体制	●有識者による「高知県人権尊重の社会づくり協議会」 ●府内組織としての「人権施策推進委員会」
(公財) 高知県人権啓発センターとの連携・協働	
県民、企業等との連携	

人権施策の点検と見直し

「人権に関する実態」の公表	県内の人権侵害の実態などについて、県のホームページ等において公表する。
人権施策の取組の進捗管理	人権施策の取組について、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、県のホームページ等において公表する。
「人権に関する県民意識調査」の実施	5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施し、その調査結果については、県のホームページ等において公表する。
基本方針の見直し	5年ごとに必要な見直しを行う。

人権教育・啓発の推進

人権教育

学校教育

- 発達段階に即した人権教育の推進
- 人権教育の研究推進
- 教育相談体制の充実
- 教職員に対する研修会等の充実

社会教育

- 家庭における人権感覚の定着と家庭教育支援体制の充実
- 地域社会における人権教育の推進
- 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

人権啓発

- 企業等への啓発
- 県民への啓発

特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

- 公務員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員に対する人権教育・啓発などの研修の充実

相談・支援体制の充実

- 相談機関相互の連携強化
- 相談機関の充実
- 保護・支援の充実
- NPO等との連携強化

推進方針

※「第4章」関係

身近な人権課題ことの人権施策の推進

同和問題

<p>同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進 	今後の取組 ●県の取組 ●企業等に期待する取組 ●県民に期待する取組
--	---	--

女性

<p>家庭や職場、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、女性が安全安心に生活できる、女性の人権が男性と対等平等に尊重される社会の実現を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①男女が互いの人権を尊重する教育・啓発の推進 ②あらゆる分野への女性の社会参画の推進 ③女性に対するあらゆる暴力の根絶 	今後の取組 ●県の取組 ●企業等に期待する取組 ●県民に期待する取組
---	---	--

子ども

<p>子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの人権を尊重した教育の推進 ②子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進 ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進 ④子どもの人権に関する社会的关心の喚起、意識啓発の推進 ⑤親子の対話やふれあい、地域社会での生活体験や自然体験の機会の充実 ⑥児童虐待の防止対策の充実 	今後の取組 ●県の取組 ●企業等に期待する取組 ●県民に期待する取組
--	---	--

高齢者

<p>高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいを持って生活していくける社会の実現を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ②世代を越えた交流やふれあいの機会の充実 ③高齢者の雇用や社会参加の促進 ④高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実 	今後の取組 ●県の取組 ●企業等に期待する取組 ●県民に期待する取組
--	---	--

障害者

<p>障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で共に生活し活動できる安全安心な社会の実現を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及のための教育・啓発の推進 ②障害のある子どももない子どもも共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進 ③障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育の推進 ④障害のある人との交流やふれあいの機会の充実 ⑤障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備 ⑥障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実 ⑦障害のある人の差別解消に向けた取組の推進 ⑧「ひとにやさしいまちづくり」の推進 	今後の取組 ●県の取組 ●企業等に期待する取組 ●県民に期待する取組
---	--	--

身近な人権課題ことの人権施策の推進

推進方針

HIV感染者等	<p>エイズ患者・HIV感染者等</p> <p>患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図る。</p>	<p>①エイズ等の感染症について、正しい知識を身に付ける教育の推進 ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供 ③エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制の充実</p>	今後の取組 ●県の取組 ●企業等に期待する取組 ●県民に期待する取組
外国人	<p>ハンセン病元患者等</p> <p>ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図る。</p>	<p>①ハンセン病について、正しい知識を身に付ける教育の推進 ②ハンセン病について、正しい知識の普及・啓発活動の推進 ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実</p>	今後の取組 ●県の取組 ●企業等に期待する取組 ●県民に期待する取組
犯罪被害者等	<p>多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図る。</p>	<p>①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進 ②外国人との交流やふれあいの機会の充実 ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進</p>	今後の取組 ●県の取組 ●企業等に期待する取組 ●県民に期待する取組
インターネットによる人権侵害	<p>犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図る。</p>	<p>①犯罪被害者等の人権を守るためにの教育・啓発の推進 ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実</p>	今後の取組 ●県の取組 ●企業等に期待する取組 ●県民に期待する取組
災害と人権	<p>災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図る。</p>	<p>①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進 ②人権の視点にたった災害時の対応に関する体制づくりの推進</p>	今後の取組 ●県の取組 ●企業等に期待する取組 ●県民に期待する取組
その他の人権課題	<p>その他の人権課題の紹介</p> <p>アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題等、性的指向、ホームレス、性同一性障害、人身取引、他の人権課題（様々なハラスメント問題や自死遺族に対する人権侵害、プライバシー保護など）</p>		

2 取組計画

【同和問題】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子掲載 ページ
同和問題	ア 教育 (ア) 就学前教育	就学前教育は生涯にわたる人権形成の基礎を築う重要な時期であることから、保育所・幼稚園等においては、生活のなかで自分の異様や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権感覚の基礎を育むための保育・教育を推進します。	差別書きや差別免書は減りつつも残っており、また、インターネットでの差別事象は多く、同和問題に関する差別意識は根強く残っている。 同和問題に関する研修は、比較的参加者が多い反面、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施					同和問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」実施 人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	20
		各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。	国内研修支援事業の実施 （国内研修支援・ブロック別研修支援）						生活のなかで乳児の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権意識の基礎を育む保育・教育が行われる。	国内研修実施回数130回 【国内研修支援】 国内研修実施後のアンケート「参考になった」96%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率100%	幼保支援課	20
同和問題	ア 教育 (イ) 学校教育	保育所・幼稚園等、小・中・高等学校等の連携・学年・地域との連携を図りながら、差別を解消し人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる力を育む教育を推進します。 また、大学や専修学校における人権教育の普及・充実を促進します。	私立学校人権教育指導委員による私立学校と公立・地域との連携を図りながら、差別を解消し人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる力を育む教育を推進している。 社会情勢や各学校の要請に応ながら継続した取組が必要。	引き継ぎ、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。					各学校の要請に応じた指導、聯制や段階に応じた体験的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	訪問指導、研修会等の開催 —	私学・大学支援課	20
		人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方にについては、転換期になり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。	受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施						同和問題について、各校の実習に即した人権学習を実現できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」実施 人権教育実践スキルアップ講座	教育センター	20
		人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方にについては、転換期になり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。	小・中・高の各校種別に人権学習の公開授業及び研究協議による研修を実施						同和問題について人権学習の進め方を各校が共通理解し、効率的な実践が行われている。	「人権教育授業研究講座」実施 人権教育授業研究講座	教育センター	20
		○人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権問題に対する十分な知識や経験を有しているとは言えない状況にある。 (連絡協議会の平成25年度研修満足度：80.3%)	○人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施 ○人権教育主任に人権問題や人権学習についての情報提供と他校との情報交換を実施						各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、同和問題の現状を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	○「人権教育主任連絡協議会」研修満足度80%以上とする。 ○「人権教育主任研修」総合評価の5件法で4以上とする。	人権教育課	20
		差別書きや差別免書は減りつつも残っており、また、インターネットでの差別事象は多く、同和問題に関する差別意識は根強く残っている。 同和問題に関する研修は、比較的参加者が多い反面、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施						同和問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」実施 人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	20
		人権尊重の社会づくりに向けて、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進していく必要がある。 児童生徒の人権感覚を育成するために、学校における人権教育に関する指導方法の改善・充実を図る必要がある。 (平成25年度：1推進地域、2指定校)	人権教育研究推進事業の実施 人権教育総合推進地域事業 人権教育研究指定事業						本事業を委託した推進地域や推進校においては、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組の推進や学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実が図られる。 さらに、その研究成果が県内の学校に広がる。	新たな研究指定校、指定地域への委託 平成30年度までに、県内10校を指定し、研究の推進を図る。	人権教育課	20
		人権尊重の学校づくりを進めるためには、綱領的な人権教育の推進が不可欠であり、そのための核となる人材の育成が急務である。 (平成25年度：11名)	人権教育推進リーダー育成事業の実施						事業を終了したリーダーが後となりて、学校での組織的な人権教育が推進される。 また、その学校の取組が市町村に広がる。	平成28年度までに、44名の人権教育推進リーダーを育成する。	人権教育課	20
		児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。 (平成25年度：学校数116校、応募数446編)	人権作文募集事業の実施						人権作文に取り組むことにより、児童生徒の人権意識や人権感覚が高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権作文に取り組むことにより、児童生徒の意識の増加とそれに伴う応募数の増加。	人権教育課	20

第6章 施策の展開

【同和問題】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	目標目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
同和問題	ア 教育 社会教育	生涯学習の視点に立ち、それぞれの時局、段階に応じた学習機会の提供や、地域的な属性と結びついた内容を積極的に取り上げるなど、学習者が意識を持ち、差別を解消するために行動することができる学習内容などの充実を図ります。 (平成25年度：2町1村)	県内の市町村において、人権教育に関する推進方針や推進計画が策定されている市町村は5箇所であり、それに基づいた学習機会の提供や、地域的な属性と結びついた内容を積極的に取り上げるなど、学習者が意識を持ち、差別を解消するために行動することができる学習内容などの充実を図ります。	人権教育推進講座支援事業の実施	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	本事業を指定した市町村において、県民に身近な人権問題の解決に向けた学習内容を立派に効果的な学習方法を身に付けた指導者が養成される。○人権尊重のまちづくりに向けた学習機会の充実として、人権教育推進講座が計画的・継続的に実施される。	平成30年度までに、延べ15市町村で「人権教育推進講座支援事業」を実施する。	人権教育課	20
同和問題	イ 啓発 講演会や研修会の開催など	多くの県民が気軽に参加できるイベント形式の啓発事業や、ワークショップ形式の研修会などを実施します。	「部屋差別をなくす運動」強調句間ににおける講演会について、講師や開催日によって参加者数(H25年度387名参加)や振り返りシートの結果にバラツキがある。よって、参加者が同和問題への関心や正しい理解と認識を深めるために、講演会を工夫・改善していくことが必要である。 平成25年度現在、33市町村(97%)に事業委託を行っており、今後は県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要があります。 平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。 今後は、個別の入権問題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容等を更に充実していく必要があります。 平成25年度は、度々対象とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。 平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、90.9%(5講座平均)であった。 今後は、研修内容を充実させていくことと、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別の入権問題を含めて実施していくことが必要である。 平成24年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一一部支援ということで、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々追加していく必要がある。 平成24年度実績としては、約189回実施中、「同和問題」に関する研修は34回であった。 今後は、「同和問題」に関する研修の内容を更に充実させていくことが必要である。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施	県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業となる。	人権課	20	
同和問題	イ 啓発 広報活動	テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ等を活用した広報を実施するとともに、県民にわかりやすく、実際につなげることができる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。	現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で使用している。 今後もその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の入権問題に関する内容を盛り込んだものにしていくことが必要である。 平成25年度は年3回の「人権啓発映画」をテレビ放映しており、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加される3つの個別の入権問題も含めて、放映映画の内容を検討していくことが必要である。	興味・関心の持てる内容のデータストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	20	
同和問題	イ 啓発 広報活動		基本方針で示した個別の人権問題を扱った人権啓発映画のテレビ放映	人権啓発映画のテレビ放映	人権啓発映画のテレビ放映	人権啓発映画のテレビ放映	人権啓発映画のテレビ放映	(県民)「同和問題に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「同和問題」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	20	

第6章 施策の展開

【同和問題】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
同和問題	(イ)広報活動	テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ等を活用した広報を実施することともに、県民にわかりやすく、実際につなげることができる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。	平成25年度は年7回、人権全般や人権意識別の人権問題に関するコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加された3つの人権問題についても取り上げていく必要があります。 バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいます。 今後は、継続した取組と情報収集等の工夫が必要である。	基本方針で示した個別の人の権問題に関するコラムの新聞掲載					(県民の)同和問題に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は同和問題に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	20
				バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布					(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	20
				県立人権啓発センターの図書販賣室の活性化					県民に近い面図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる場所となる。	—	人権課	20
				○ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入					県立人権啓発センターの認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	20
				「人権啓発センターだより」の発行					県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	人権課	20	
		県内のスポーツ組織等との協働活動の実施	平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていくことが必要である。 人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	県内のスポーツ組織等との協働活動の実施					最近のスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」の割合が90%以上にする。	人権課	20
				農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	20
				農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業・森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	20
				農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に全体的に取り組んでいた団体等の割合が80%以上となる。	水産政策課	20

第6章 施策の展開

【女性】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
女性	ア 教育	(ア) 童学前教育	友だちと様々な心地がす出来る事を共にし、互いの感覚や考え方、行動の仕方などに開心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う併を育むための保育、教育を推進します。	女性の人権に関する研修は、比較的参加者が少ないうえ、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を収集する講演会による講演会を実施	「人権教育セミナー」実施			女性の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進めます。	「人権教育セミナー」 60人以上が受講する。	教育センター	27
女性	ア 教育	(イ) 学校教育	全ての教育活動の場において、児童生徒が男女平等についての理解を深めるよう、また、個別的な役割分担意識などからわ労福や職業観、人生観や家庭観を身に付けるための教育を推進します。なお、データDV防止などの具体的な学習にも取り組んでいきます。	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っています。 社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っています。	訪問指導、研修会等の開催			各学校の要請に応じた指導、研修や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	私学・大学支援課	27
女性	ア 教育	(ウ) 社会教育	市町村等で実施される各種学級等において、男女の自立や協力を目指した教育の充実や、女性の社会参画のための意識の開拓、学習活動の支援を行います。	県内の市町村において、人権教育に関する推進方針や推進計画が策定されている市町村は5箇所であり、それにに基づいた地域住民等に対する人権に関する学習機会が十分設定されていない状況がある。また、学習機会が県内で終わっている状況もあり、計画的・継続的な学習機会を保障していくことが求められる。(平成25年度:2町1村)	人権教育推進講座事業の実施	○人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施 ○人権教育主任に人権問題や人権学習についての情報提供と他校との情報交換を実施	「人権教育主任連絡協議会」実施 「人権教育主任研修」実施		各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、女性の人権問題の状況を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	○「人権教育主任連絡協議会」 研修満足度80%以上とする。 ○「人権教育主任研修」 総合評価の5件法で4以上とする。	人権教育課	27
女性	イ 啓発	(ア) 講演会や研修会の開催など	「こうち男女共同参画センター」「ソーレ」等が「男女共同参画週間」などに実施している講演会や各種講演の開催、団体等への依頼等により、県民の主动的な依頼を受けて、男女共同参画社会づくりに向けた啓発を行っている。 今後は、事業内容や、事業の効果的な広報について検討が必要である。	「こうち男女共同参画センター」「ソーレ」等が「男女共同参画週間」などに実施している講演会や各種講演の開催、団体等への依頼等により、県民の主动的な依頼を受けて、男女共同参画社会づくりに向けた啓発を行っている。 今後は、事業内容や、事業の効果的な広報について検討が必要である。	○「男女共同参画センター」「ソーレ」の講演会や各種講演の開催 ○各種団体等の依頼に応じ、ソーレ職員等が講演して男女共同参画に関する講座を実施 ○男女共同参画周辺を推進するグループ、団体等の事業を助成等	ソーレでの講演や講座等の実施や、団体や市町村の取組支援等による啓発			県民に、男女が互いに考え方、性別にかかわりなくその能力を発揮できる「男女共同参画社会」づくりに向けた意識啓発が進んでいる。	男女共同参画の実施 年間40件 こうち男女共同参画プラン(平成27年度)	県民生活・男女共同参画課	27
女性	イ 啓発	(イ) 講演会や研修会の開催など	平成25年度現在、33市町村(87%)に事業委託を行っており、今後は県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施			県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施となる。	人権課	27	

第6章 施策の展開

【女性】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 号掲載 ページ
女性	イ 啓発 (ア) 講演会や研修会の開催など	「こうち男女共同参画センター」「ソーレ」等が「男女共同参画週間」などに実施している研修会の開催、市町村や団体、企業等が行う研修会に、「講師・助講者を派遣するなど、県民の自主的な取組を支援します。	平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。 今後は、個別の人物課題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容等を更に充実していく必要がある。 平成25年度は、人権の視点を持て企事業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への満足などが課題である。 平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフレセミナー」を年間5回実施しており、参加者の満足度は、90.2%（講座平均）であった。 今後は、研修内容を充実させていくことと、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別的人権課題も含めて実施していくことが必要である。 平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々追加していく必要がある。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施 企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施 「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）実施 個別の人物課題等についての県民を対象とした研修会の実施 「ハートフレセミナー」（県民対象）実施 民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援 人権に関する研修内容の充実					（県民）「人権に対する正しい理解と認識が高まる。」 研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。 県民が「女性の人権問題」に関する正しい理解や知識を身に付けることで、女性への人権侵害の防止につながる。 職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の整備づくりが整う。 （県民）「女性の人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。 DV被害者の早期発見、DV被害抑止となる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人物課題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。 研修終了後、受講者が「会社での研修実施ができた」の割合を60%以上にする。 「ハートフレセミナー」（県民対象）の参加者の「個別的人権課題（女性）への理解が深まった」の割合を80%以上にする。 事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課 人権課 人権課 人権課 人権課 人権課	27 27 27 27 27 27
女性	イ 啓発 (イ) 広報活動	あらゆる機会やマスメディアを活用し、男女の実質的な平等についての広報活動を実施するとともに、広報誌等の作成・発行など、情報・資料の提供を行います。	ODV法の一部改正による保護対象者の拡大に伴う対応を強化する。 O充実した相談体制を柔軟化して、更に女性相談支援センターとの緊密な連携が必要である。 O「こうち男女共同参画センター」「ソーレ」での、広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業その他、広報等利用PR事業、ホームページによる啓発、報紙、また、県の広報誌等で活用した広報を実施している。 Oソーレのホームページの内容の見直しや更新作業の簡素化が必要である。 O情報提供先など効果的な広報についての検討が必要である。 現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。 今後もその取組を継続するとともに、人権全般や各個別的人権課題に関する内容を取り込んだものにしていくことが必要である。 平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人物意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放送映画の内容を検討していくことが必要である。 平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人物意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。	「こうち男女共同参画センター」「ソーレ」で、啓発誌「くちよかばー」「ソーレ・スコープ」の作成ホームページやメールマガジン等による広報を実施 啓発誌等を活用した広報活動の実施 興味・関心の持てる内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示 啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示 人権啓発映画のテレビ放映 人権課題に関するコラムの新聞掲載					県民に、男女が互いに交流し、性別にかかわらずその能力を發揮できる「男女共同参画社会」づくりに向けた意識啓発が進んでいる。 啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。 （県民）「女性の人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。 5年間で1回以上は「女性」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	ホームページの充実 情報誌、セミナー・ガイドの内容充実と配布先の拡大 広報素材の積極的活用 こうち男女共同参画プラン（H23～27年度）	県民生活・男女共同参画課 人権課	27 27

第6章 施策の展開

【女性】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
女性	(イ) 広報活動	あらゆる機会やマスメディアを活用し、男女の実質的な平等についての広報活動を実施するとともに、広報誌等の作成・発行など、情報・資料の提供を行います。	バス車内への広告掲示や、男車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいます。今後は、継続した取組と複数内閣等の工夫が必要である。	公共交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施					(県民の「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。)	一	人権課	27
				バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布								
				県立人権啓発センターの開設資料室の活性化					県民に身近な開設資料室として認知され、人権に関する生産学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	一	人権課	27
				○ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入								
				人権啓発センターの事業等の情報発信	「人権啓発センターだより」の発行				県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	27
		平成24年度実績として、利用者580人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出26件であった。 今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要があります。 これまでにもホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に充実させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知つてもらい、理解してもらうことが必要である。 平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に充実させていくことが必要である。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツ組織等との協働イベントの開催				身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。		イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあつた」割合を80%以上にする。	人権課	27
				農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布				団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	27
				農村女性リーダー育成のため男女共同参画研修等の実施	男女共同参画研修会等の実施				男女が共に支え合う魅力ある農村社会が形成される。	農村女性リーダー認定者数:360人 うち男女共同参画プラン(H23～27年度)	環境農業推進課	27
				農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布				団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(漁連、森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	27
				農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布				団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる農協等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	27
女性	(ア) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。また、女性県議員の登用、活用の推進や、学校教諭における女性教諭員の登用を図ります。	○審議会等委員への女性の割合は、平成25年5月1日現在で34.0%で、前年度の32.4%よりは上回っているものの、低迷している。○府内への女性委員の参画の必要性の更なる啓発や女性委員の割合が40%を下回る審議会についての牽引協議の徹底が必須である。	○女性委員の割合が40%を下回る審議会について、事前協議の実施 ○男女共同参画推進本部会、幹事会で、女性の参画を呼び掛け	審議会等委員への女性の登用を、府内に働きかける				府内の審議会等委員への女性の参画が進むことで、政策に男女の視点が反映され、県全体の男女共同参画の意識啓発が進んでいく。	均等・H27年度 うち男女共同参画プラン(H23～27年度)	県民生活・男女共同参画課	28

第6章 施策の展開

【女性】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ	
女性	ウ (イ) 就用の場における男女平等の推進	雇用拡大を促進し、男女の平等な待遇を促します。また、子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。	急速に進む少子化が大きな社会問題となっており、その要因の1つとして仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されている。次世代を担う子どもたちを健全に育むため、企業においても子育て支援に積極的に取り組む必要がある。(9月末現在:100件)	男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進等子育てや介護等環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する「次世代育成支援企業認証事業」を実施					企業において、仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりができる。	次世代育成支援企業の認証件数(150件)	雇用労働政策課	28	
女性	エ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	DVを未然に防止するための啓発を促進します。また、相談機能の充実や被害者の緊急保護・自立支援を行います。	○女性相談支援センターにおける平成24年度の啓発 テレビCM 36回 ラジオ番組 3回 ソーレ広報誌への記事掲載 1回 啓発用ポケットティッシュの配布 10,000個 相談カード作成、配布 18,000枚(女性団体の協力により配布) 相談シール作成、配布 5,000枚 女性に対する暴力をなくす運動期間中の公共交通機関へのポスター掲示 ○相談件数は、1,453件で(うちDVに関する相談 532件)で複雑な状態 ○今後も関係機関と連携した効果的な広報の検討や、相談体制の充実が必要 ○ブロック別関係機関連携会議を2ブロックで実施 ○次年度以降は、最低でも東部、中部、西部での開催を目指す	女性相談支援センターで、DV被害者をはじめとする女性への暴力防止の啓発等を実施					○DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが広く認識されている。 ○DV防止の意識啓発が十分に推進できている。	人権に関する県民意識調査における、女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるものに、DVが40%以上選ばれている。	28	28	28
女性	オ 市町村における男女共同参画計画策定の支援	男女共同参画計画は、男女共同参画の取組を進めることから、策定に向けた市町村の取組を支援します。	市町村における男女共同参画計画策定を進めている。 (H26年1月末:50%、17市町村) ○文書による計画策定依頼 H24年11月 ○市町村への個別訪問による計画策定等の働きかけ H24年:1市6町 ONPO派遣による計画策定支援 ○計画未策定期町村は、計画策定のための余力がないことから、マニュアル等のノウハウの提供や、NPO派遣等の支援が必要 ○計画策定は、町村の基本的な政策に関わるために、町村幹部への働きかけが必要	○個別訪問や文書による計画策定依頼 ONPO派遣による計画策定支援					意義的には、全ての市町村において計画が策定され、県内の男女共同参画が更に進んでいく。	計画策定期町村の割合 67.8%(23市町村) 目標年度:H27年度 こうち男女共同参画プラン(H23~27年度)	県民生活・男女共同参画課	28	

第6章 施策の展開

【子ども】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目標すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ	
子ども ア 教 育	(ア) 就学前 教育	子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した保育・教育を推進します。	いじめや虐待などにより命を失う事例は後を絶たず、子どもに対する人権侵害は、深刻な状態となっています。 子どもの人権問題に関する研修は、比較的の参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施					子どもの人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」実施 「人権教育セミナー」実施	人権教育セミナー 60人以上が受講する。	教育センター	38
		各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。	各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。 子どもの人権問題に関する研修は、比較的の参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。	国内研修支援事業の実施 （国内研修支援・ブロック別研修支援）					子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した保育・教育が行われる。	国内研修実施回数130回 【国内研修支援】 国内研修実施後のアンケート「参考になった」95%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率100%	国内研修実施回数130回 【国内研修支援】 国内研修実施後のアンケート「参考になった」95%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率100%	幼保支援課	38
				ブロック別研修支援(13ブロック13回)の実施									
		子どもの暮らし方がわからなくなったり、子育てに不安や悩みを抱える保護者が多い。 複雑化・多様化する保護者の不安や悩みに、各保育所・幼稚園等で日常的・継続的に対応する必要がある。	保護者支援啓発事業の実施 （保護者研修）	親育ち支援啓発事業の実施					親の子育て力を高めて、よりよい親子関係の構築を促し、子どもの健やかな育ちにつなげる。	実施回数100回 新規実施回数13回 事業実施後の保護者や保育者のアンケート結果「子どもへの親の関わりが大切だと思う」85% 「保護者への関わりが大切と思う」85%	実施回数100回 新規実施回数13回 事業実施後の保護者や保育者のアンケート結果「子どもへの親の関わりが大切だと思う」85% 「保護者への関わりが大切と思う」85%	幼保支援課	38
				保護者研修の実施									
				保育者研修の実施									
子ども イ 学 校 教 育	(イ) 学校教 育	開かれた学校づくりを通して、家庭や地域と連携を図り、子どもの思いやりや頼り受け止めることで、一人ひとりを大切にすることを中心とする教育の推進を図じて、子どもたちが生き生きと安全安心に生活できる環境を整備します。 また、自分や他者を大切にする態度や行動力を身に付けるための学習を推進します。 さらに、いじめや不登校などの对策として、児童生徒理解に努め、問題行動等の予防、早期発見・早期対応のための校内組織の整備や取組、相談体制の充実を図ります。 なお、体育後免に向けた意識として、学校の組織的な体調防止体制の確立や、適切な指導方法の体得に向けた研修の充実、体罰の実態把握の仕組みづくり等を実施します。	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。 社会情勢や各学校の要務に応じながら継続した取組が必要。	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。					各学校の要務に応じた指導、職制や段階に応じた体質的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	私学・大学支援課	38	
				訪問指導、研修会等の開催									
		体育の実施を正確に把握する必要がある。	実施把握調査及び相談窓口の設置 （実施把握調査）	実施把握調査及び相談窓口の設置					体罰の実施を正確に把握し、迅速かつ適切に対応できる体制がでていている。	—	教育政策課	38	
				相談窓口の設置									
		人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期になり、学習指導要領の改訂に沿った授業とならない事例がある。	受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施 （人権教育実践スキルアップ講座）	受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施					子どもの人権問題について、各校の実際に応じた人権学習を展開できるリーダーの役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	38
				小・中・高の各校種別に人権学習の公開授業及び研究協議による研修を実施					子どもの人権問題の進め方を各校が共通理解し、効果的な実践が行われている。	「人権教育授業研究講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	「人権教育授業研究講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	38
				「人権教育主任連絡協議会」実施									
		人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権問題に対して十分な知識や経験をしているとは言えない状況にある。 (連絡協議会の平成25年度研修満足度: 80.3%)	○人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施 ○人権教育主任に人権問題や人権学習についての情報提供と他校との情報交換を実施	○人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施					各校において、人権教育推進のためのPDSAサイクルが確立するとともに、子どもの人権問題の状況を正しく把握し、人権学習の取り方を校内で積極的に推進できる。	○「人権教育主任連絡協議会」研修満足度80%以上とする。 ○「人権教育主任研修」総合評価の5件法で4以上とする。	人権教育課	38	
				「人権教育主任研修」実施									
				「人権教育セミナー」実施					子どもの人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 60人以上が受講する。	教育センター	38	
		いじめや虐待などにより命を失う事例は後を絶たず、子どもに対する人権侵害は、深刻な状態となっている。 子どもの人権問題に関する研修は、比較的の参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施										

第6章 施策の展開

【子ども】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目標すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ		
子ども ア 学校教育	(イ) 学校教育	<p>開かれた学校づくりを通して、家庭や地域と連携を図り、子どもの思いや願いを受け止めるとともに、一人ひとりを大切にする態度や行動力を身に付けるための学習を推進します。さらに、いじめや不登校などの対策として、児童生徒理解に努め、同窓会等の予防、早期発見・早期対応のための校内組織の整備や取組、相談体制の充実を図ります。なお、体罰後遺に向かうたる問題として、学校の組織的な体罰防止体制の確立や、適切な指導方法の体得に向けた研修の実施、体罰の実態把握の仕組みづくり等を実施します。</p> <p>また、自分や他者を大切にする態度や行動力を身に付けるための学習を推進します。さらに、いじめや不登校などの対策として、児童生徒理解に努め、同窓会等の予防、早期発見・早期対応のための校内組織の整備や取組、相談体制の充実を図ります。なお、体罰後遺に向かうたる問題として、学校の組織的な体罰防止体制の確立や、適切な指導方法の体得に向けた研修の実施、体罰の実態把握の仕組みづくり等を実施します。</p>	子どもたちの自尊感情や自己有用感、学習への意欲を高め、将来への夢や志を持たせる必要がある。 (平成24年度：暴力行為発生件数7,5件(全国4,1件)、不登校児童生徒数13,2人(全国10,9人)、中途退学率2,2人(全国1,5人))	志育成型学校活性化事業～高知　夢いっぱいプロジェクト～の実施	6校指定			指定校での実績を県内の学校へ発信	指定校での実績を県内の学校へ発信	各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化される。	国の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。	人権教育課	36	
			相談活動以外のスクールカウンセラーの効果的活用方法を考える必要がある。 スクールカウンセラーの配置拡充を推進するための人の材の確保が必要である。 また、スクールカウンセラーの専門性の更なる向上が必要である。	スクールカウンセラー等活用事業の実施							各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化される。 ○公立中学校に100%配置。 ○公立小学校に85%配置。	目標年度：H27年度 高知県教育振興基本計画重点プラン(平成24-27年度) 高知県の子ども見守りプラン	人権教育課	36
			相談活動以外のスクールカウンセラーの効果的活用方法を考える必要がある。 心の教育アドバイザー等の配置拡充を推進するための人材の確保が必要である。 また、心の教育アドバイザー等の専門性の更なる向上が必要である。	心の教育アドバイザー等活用事業の実施							各高等学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。		人権教育課	36
			スクールソーシャルワーカーによる支援件数及び解決・好転率を上昇させることが必要である。 スクールソーシャルワーカー等の配置拡充を推進するための人材の確保が必要である。 また、スクールソーシャルワーカー等の専門性の更なる向上が必要である。	スクールソーシャルワーカー等活用事業の実施							各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化される。 配置する市町村を広げ、配置人数を増員させる。		人権教育課	36
			市町村によっては専門性の高い相談員が確保できず、十分な相談業務ができないない。	生徒指導推進事業の実施							各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化される。 配置する市町村を広げ、配置人数を増員させる。		人権教育課	36
			児童生徒の生命に関わる事件・事象はいつ起こってもおかしいとの認識の下、事業に応じて、専門的に早期対応をするための体制整備が必要である。	子どもの命と心を守り育てる学校支援事業							各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化される。 配置する市町村を広げ、配置人数を増員させる。		人権教育課	36
			1回の相談が40～50分の相談が多い。夜間の電話は回線しかないので、多くの相談を受けることができない。 平成25年度からダイヤルサービスによる相談に対応していることから、回線を増やすて相談に対することが必要である。	24時間電話相談事業の実施							専門性の高い相談員を配置し、2回線以上で複数対応ができる体制を確立している。	国の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。	人権教育課	36
			平成25年度の電話相談状況は、1,100件で、最近5年間は1,000件前後で推移するなど県民のニーズが高い。 電話相談は匿名性が高く時間も限られるため、来所による面談につなげるための一つの有効な手段として活用する必要がある。 (平成24年度：暴力行為発生件数7,5件(全国4,1件)、不登校児童生徒数13,2人(全国10,9人)、中途退学率2,2人(全国1,5人))	子ども及び保護者の不安や悩みに対する電話相談の実施 月～金(9:00～21:00)							児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況が全国平均となっている。	目標年度：H27年度 高知県教育振興基本計画重点プラン(平成24-27年度)	心の教育センター	36
			平成25年度の相談状況は、来所・出張教育相談は延べ1,900件、メール相談は約400件を超える見込みで、いずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校・関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。	いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に囲む悩み、児童上の課題や行動上の課題について、来所相談、出張教育相談、メール相談を通して支援を行う。							児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況が全国平均まで改善されている。		心の教育センター	36

第6章 施策の展開

【子ども】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
子ども	ア 学校教育	対前ページ参照 (イ) 学校教育	児童生後の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。 (平成25年：学校数116校、応募数446箇)	人権作文募集事業の実施					人権作文に取り組むことにより、児童生後の人権意識や人権感覚が高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権作文に取り組むことにより、児童生後の人権意識や人権感覚が高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権教育課	36
子ども	ア 社会教育	子どもたちが様々な生活体験や自然体験を通じて、お互いの人格を尊重する人間関係を築いていくけるよう、青少年教育施設での体験活動の充実や放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実、スポーツ少年団・各種サークルの育成や環境の整備に努めます。 なお、こうした場面においても暴力行為等、不適切な指導が起こらないよう、関係団体等とも連携を図り、指導者等に対する研修や啓発資料の配布等を行っていきます。 また、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取組を進めるとともに、学習機会の提供や啓発資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。	保護者が安心して働きながら子育てができる、子どもたちが放課後に安全に過ごせる場所が全小学校区の約9割に設置されている。 これらの居場所が、より安全で暖やかに、様々な体験・交流・学習活動が充実した豊かな学びの場となるよう、学校・地域・家庭との連携を推進する。	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実	<H27年度の目標すべき姿> ○学校や地域と連携し、より安全で暖やかに、地域で子どもを育てる風土ができる。	放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくり	<H27年度の目標すべき姿> ○放課後学びの場において、より学校との連携が進み、子どもたちが学ぶ力を身に付けることができる。	高知県教育振興基本計画重点プラン(H24-27年度)	生涯学習課	36		
		高知県では、幼少期の子どもたちの自然体験の減少を感じ、大人も含めた自然感覚が進んでいます。 青少年向けに自然体験活動を提供している指導者の高齢化が並行していきます。	自然体験活動の指導者を養成	自然体験リーダー養成	<H27年度の目標すべき姿> ○養成した人材を活用し、県内の自然体験活動や環境学習の一層の推進を図る。	自然体験インストラクター養成	<H27年度の目標すべき姿> ○幼少期における自然体験活動に、多くの人が積極的に参加できる環境を整備する。	高知県教育振興基本計画重点プランを踏く個別事業・取組の計画(H24-27年度)	生涯学習課	36		
		不登校やいじめ等の問題は引き続き高い水準で発生している。 また、自然体験活動や人の関わりが少なく、人とのコミュニケーションの取り方がわからない子どもが増えている。	青少年教育施設主催事業(中学生づくり合宿事業、不登校対策事業等)の実施	青少年教育施設主催事業(中学生づくり合宿事業、不登校対策事業等)の実施	<H27年度の目標すべき姿> ○生徒が自分の目標を持ち、やる気を持つて学業に取り組めるようになる。 ○中1学年になるとまりができる、学習に集中できる円滑な学級運営を行なうことができる。 ○周囲とのコミュニケーション機会が増えることで、不登校などの問題を抱える生徒の復学のきっかけになる。 ○多様な体験活動や学習活動を通して、青少年の自主性、社会性、協調性が育まれる。	青少年教育施設主催事業の実施	<H27年度の目標すべき姿> ○生徒が自分の目標を持ち、やる気を持つて学業に取り組めるようになる。 ○中1学年になるとまりができる、学習に集中できる円滑な学級運営を行なうことができる。 ○周囲とのコミュニケーション機会が増えることで、不登校などの問題を抱える生徒の復学のきっかけになる。 ○多様な体験活動や学習活動を通して、青少年の自主性、社会性、協調性が育まれる。	高知県教育振興基本計画重点プラン(H24-27年度)	生涯学習課	36		
		積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著となり、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実は大きな課題となっている。 そのため、スポーツや運動を通して、チームワーク、責任感、忍耐力、実戦力、友情などを経験的に体得させる機会が失われている。	○総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団において、確定期を増やしたり、運動が苦手な子どもでも参加できるようなスポーツ体験教室等を開催 ○地域のスポーツ指導者等の活用により、放課後の時間や週末等を利用して、スポーツ活動を行う	スポーツ体験教室等の実施	子どもたちを取り巻く社会全体が運動して運動を行うことができる環境を整えたことで、全ての子どもたちが、学校以外でも体を動かしている。	放課後子ども教室との協働開催	運動やスポーツの実施や習慣化している子どもの割合が増えたこと。 【目標数値】 ①総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団への加入率を上げる。 ②子どもの1日の運動やスポーツの実施時間が増える。 ③土曜日や日曜日に運動やスポーツを実施する子どもの割合が増える。(全国体力運動能力・運動習慣等調査)	運動やスポーツの実施や習慣化している子どもの割合が増えたこと。 【目標数値】 ①総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団への加入率を上げる。 ②子どもの1日の運動やスポーツの実施時間が増える。 ③土曜日や日曜日に運動やスポーツを実施する子どもの割合が増える。(全国体力運動能力・運動習慣等調査)	スポーツ健康教諭課	36		
				地域のスポーツ指導者の活用		市町村教育委員会との連携(スポーツ推進委員の活用)		高知県スポーツ推進計画(H25-24年度)				
				総合型地域スポーツクラブや地域の体育団体との連携								

第6章 施策の展開

【子ども】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
子ども	ア 社会教育 (ウ)	子どもたちが様々な生活体験や自然体験を通して、お互いの人権を尊重する人間関係を築いていくけるよう、青少年教育施設での体験活動の充実や放課後の子どもの居場所づくりと学びの春の充実、スポーツ少年団・各種サークルの育成や環境の整備に努めます。なお、こうした場面においても暴力行為等、不適切な指導が起らぬないように、関係団体等とも連携を図り、指導者等に対する研修や春期資料の配布等を行っています。また、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取組を進めるとともに、学習機会の提供や春期資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。	小学5年生の男子が約80%、女子が約35%程度の児童が運動部やスポーツクラブに加入している(平成24年度)。多くのチームはスポーツ少年団や競技団体にて運営されているものの、指導者に対する研修システムが十分機能してはいる。また、少年スポーツを純粋な組織自体がないため、組織だった取組ができないことが課題となっている。	少年スポーツを純粋化する組織を構築し、実績を把握するとともに、課題に応じた取組を推進					少年スポーツにおける指導体制が整い、科学的な根拠に基づいた指導方法が多く用いられており、子どもたちがスポーツの楽しさを十分味わうことができる環境が充実する。	—	スポーツ健康教育課	36
子ども	イ 講演会や研修会の開催など (ア)	子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催などを、県民の自主的な学習機会を設けます。	平成25年度現在、33市町村(87%)に事業委託を行っており、今後は県内全ての市町村で委託事業が実現され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要があります。	市町村への事業委託による各市町村で講演会や研修会等の実施	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定	3市町村指定及びフォローアップ	本事業を指定した市町村において、○県民に身近な人権問題の解決に向けた学習内容を企画立案する力や効果的な学習方法を身に付けた指導者が養成される。○人権草案のまちづくりに向けた学習機会の充実として、人権教育講座が計画的・継続的に実施される。	平成30年度までに、延べ15市町村で「人権教育講座支援事業」を実施する。	人権教育課	36
子ども	イ 講演会や研修会の開催など (ア)	平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。今後は、個別の個人権問題を含む人権全般に關する県民の正しい理解と認識を深めるために内容等を更に充実していく必要があります。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施					(県民)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	人権課	36
子ども	イ 講演会や研修会の開催など (ア)	平成25年度は、人権の視点を持つて企業を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	企業での人権視点を持つて企業を高めるリーダーを養成する研修会の実施	「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫					研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での研修実績ができた」の割合を80%以上にする。	人権課	36
子ども	イ 講演会や研修会の開催など (ア)	平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間3講座開催しており、参加者の満足度は、90.2%（5講座平均）であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別の個人権問題も含めて実施していくことが必要である。	個別の人権問題等についての県民を対象とした研修会の実施	「ハートフルセミナー」（県民対象）実施					県民が子どもの人権問題に関する正しい認識や知識を身に付けることで、子どもへの人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」（県民対象）の参加者の「個別の人権問題（子ども）への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	36
子ども	イ 講演会や研修会の開催など (ア)	平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経営の一部支援ということでは、こうした活動が要に広がるよう、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援	「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知					職場や地域などで主導的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	36
子ども	イ 講演会や研修会の開催など (ア)	平成24年度実績としては、のべ189回実施中、「子ども」に関する研修は14回であった。今後は、「子ども」に関する研修の内容を更に充実させていくことが必要である。	（公財）高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施	人権に関する研修内容の充実					(県民)「子どもの人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	36

第6章 施策の展開

【子ども】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ			
子ども	(イ) 広報活動	<p>子どもの人権を尊重する意識を高めるため、「児童福祉週間」や「子どもの日」、「児童虐待防止推進月間」などを中心とした県民啓発を進めるとともに、子どもの人権に関する啓発資料の作成・配布を行います。</p> <p>平成25年4月に「子ども条例」が改正施行されたが、県民に広く広報・啓発をしていくことが必要である。</p> <p>現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。</p> <p>今後もその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を取り込んだものにしていくことが必要である。</p> <p>平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人の意識高揚に努めている。</p> <p>今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。</p> <p>バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるからでなく啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。</p> <p>平成24年度実績としては、利用者580人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。</p> <p>今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要があります。</p> <p>これまでにもホームページの充実等に努めたのが、今後は、その取組を更に充実させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知つてもらい、理解してもらうことが必要である。</p> <p>平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に充実させていくことが必要である。</p> <p>人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、啓発が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。</p>	官民協働によるオレンジリボンキャンペーンの継続・拡充						虐待防止や通告義務の啓発活動によって県民に取組が浸透し、早期発見されるケースが増えている。 (H27年度)			児童家庭課	36		
			県の広報媒体を活用した広報を実施												
			虐待が懲られる場合の通告義務についての意識醸成												
			「子ども条例」の基本理念を広め、子どもが世帯から成長することができる環境づくりの推進	広報・啓発(リーフレットの配布、フォーラム等の開催)	高知県子どもの環境づくり推進委員会	4期 → 第5期 → 第6期	高知県子どもの環境づくり推進計画 第3期	進行管理	第4期	終了	進行管理	○子どもの環境づくり推進委員会との連携による高知啓発の取組により、子ども条例の認知度がアップしている。 ○府内各部局や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画の取組が着実に進んでいる。		少子対策課	36
			興味・関心の持てる内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示								啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。		人権課	36
			基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映	人権啓発映画のテレビ放映								(県民)「子どもの人権問題に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「子ども」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	36
			基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載	人権課題に関するコラムの新聞掲載								(県民)「子どもの人権問題に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「子ども」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	36
			公共交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施	バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布								(県民)「人権に対する正しい理解と認識が高まる。		人権課	36
			県立人権啓発センターの開設貢献室の活性化	○ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入								県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生徒学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。		人権課	36
			人権啓発センターの事業等の情報発信	「人権啓発センターだより」の発行								県立人権啓発センターの施設のことや「公財」人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	36
県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツ組織等との協働イベントの開催								身近なスポーツを通じて人権啓発の取組により、人権を身近な問題として感じる県民が多くなる。	イベント参加者が「人権に関する新しい気づきがあった」割合を80%以上にする。	人権課	36			
農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布								団体職員が、農林漁業を振興するうえで啓発要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、農業政策課(農業協同組合会)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	36			

第6章 施策の展開

【子ども】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目標すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
子ども	(イ) 広報活動	子どもの人権を尊重する意識を高めるため、「児童虐待週間」や「子どもの日」、「児童虐待防止推進月間」などを中心とした県民啓発を進めるとともに、子どもの人権に関する啓発資料の作成・配布を行います。	人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、啓発が強づいていたため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農連、森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり 推進課	36
			人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、啓発が強づいているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に生徒的に取り組んでいる農連等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	36
子ども	(ア) 児童虐待防止体制の強化	早期発見・早期対応、保護・支援にいたるまで、切れ目のない総合的な支援を進めます。	平成26年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」から提言に沿った取組を行っているが、職員の経験年数が少なく、専門性の確保に時間がかかる。	○外部専門家の招へい ○弁護士による法的対応の代行とサポート ○児童虐待対応の先達地への研修研修 ○職種別・経験年数別職員研修体系を基づく研修の実施 ○子どもの安全と最善の利益を優先し、必要な場合は職権による一時保護の実施					職員の経験年数と研修の積み重ねにより一定の専門性が確保され、チーム対応力も向上し、より迅速で適切な対応ができる。	—	児童家庭課	37
				○児童相談所の参画による各市町村の児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい。 ○児童相談所職員の経験年数が少なく、専門性の確保に時間がかかる。また、人事異動や市町村の児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい。	市町村の相談窓口強化への支援 課題を抱える市町村への重点的な支援 関係機関との連携強化				関係機関の連携によって、地域のなかで、要保護児童等の早期発見と、きめ細やかな対応に向けた取組ができつつある。	—	児童家庭課	37
子ども	(ウ) 関係機関との連携強化	市町村や警察、学校などとの情報共有と連携を強化します。	人事異動や専門職不足のため市町村の児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい。	○児童相談所の参画による各市町村の児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい。 ○児童相談所職員の経験年数が少なく、専門性の確保に時間がかかる。また、人事異動や市町村の児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい。	児童相談所職員の専門性の確保と向上 市町村の児童家庭相談窓口強化への支援				職員の経験年数の積み重ねにより一定の専門性が確保され、チーム対応力も向上し、より迅速で適切な対応ができる。	—	児童家庭課	37
				○児童虐待対応の先達地への研修研修 ○職種別・経験年数別職員研修体系を基づく研修の実施 ○児童福祉司任用資格取得講習会の実施や市町村の児童相談担当部署の職員などへの研修の実施	課題を抱える市町村への重点的な支援 市町村の児童家庭相談窓口強化への支援				職員の経験年数の積み重ねにより一定の専門性が確保され、チーム対応力も向上し、より迅速で適切な対応ができる。	—	児童家庭課	37
子ども	(ウ) 関係機関などへの研修の充実	児童相談所職員や教職員などを対象とした、知識と対応力を身に付ける研修を実施します。	児童虐待については、早期発見・早期対応が求められる。教職員は、児童生徒や保護者との日々のかかわりのなかで、児童虐待を見抜く力を身に付ける必要がある。(平成24年度:100%)	○児童虐待対応の先達地への研修研修 ○職種別・経験年数別職員研修体系を基づく研修の実施 ○児童福祉司任用資格取得講習会の実施や市町村の児童相談担当部署の職員などへの研修の実施	児童虐待に関する校内研修の実施 児童虐待に関する体系的な教職員研修の実施				児童虐待を更抜く力を備えた教職員が増え、より迅速で適切な対応ができる。	○県内すべての公立学校の児童虐待に関する校内研修実施率100%を維持する。 ○児童虐待に関する体系的な教職員研修を継続する。	人権教育課	37

第6章 施策の展開

【高齢者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
高齢者	ア 教育 (ア) 基本的 前教育	高齢者等とふれあい、自分の感情や意識を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、恵みを待ち、人と語ることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる保健・教育を推進します。	高齢化率が高い本県では、子どもたちにとって多くの場面で関わる問題になっている。高齢者の人権問題に関する研修は、比較的の参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を収集する講座による講演会を実施					高齢者の人権問題を正しく認識できる教職員が、根拠的に人権問題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」実施 80人以上が受講する。	教育センター	43
高齢者	ア 教育 (イ) 学校教育	高齢化の進行を踏まえ、高齢者とのふれあいの機会を充実させ、豊かな人間性を育むなかで、世代を超えた共感や高齢者を思いやる心を育てます。 社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。	私立学校人権教育指導委員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。 人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方にについては、転換期にあり、学習指導要領の改訂に沿った授業となっていない事例がある。	国内研修支援事業の実施 （国内研修支援・ブロック別研修支援）					高齢者等と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、恵みを待ち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる保健・教育が行われる。	国内研修実施回数130回 【国内研修支援】 国内研修実施後のアンケート 「参考になった」95%以上 【ブロック別研修支援】 公認保育への参加市町村率100%	幼保支援課	43
高齢者	ア 教育 (ウ) 社会教育	社会教育能率学習や各種団体等において、高齢者の社会の関心点や高齢者のおかれている社会的状況など、高齢者に対する理解を深めるとともに、高齢者の持つ豊富な知識や経験を生かした世代間交流の機会を開設する。	県内の市町村において、人権教育に関する推進方針や推進計画が策定されている市町村は5割弱であり、それに基づいた地域住民等に対する人権に関する学習講会が十分設定されていない状況がある。また、学習講会が單発で終わっている状況もあり、計画的・継続的な学習講会を保障していくことが求められる。(平成25年:2町1村)	人権教育推進講座事業の実施 3市町村指定及びフォローアップ 3市町村指定及びフォローアップ 3市町村指定及びフォローアップ 3市町村指定及びフォローアップ 3市町村指定及びフォローアップ					高齢者の人権問題について、各校の実態に即した人権学習を実現できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	43
高齢者	イ 啓発 (ア) 研修会の開催など	「高知県立くじ交流プラザ」などで実施されている、高齢者と同じ身体的な状況の柔軟体操や介護講座、福祉教育・ボランティア学習実践講座などを活用し、高齢者や高齢者的人権に対する理解を深める取組を行います。 また、認知症に対する正しい知識を普及・啓発するため「認知症サポーター」の養成に取り組みます。	高齢者が、住み慣れた地域や家庭において健常できがいをもって暮らしていくためには、地域全体での支え合いが必要不可欠であり、県民一人ひとりが、介護や高齢者に対する理解を深めらる必要がある。 高知県立くじ交流プラザでは、これまで県民に対する介護講座を開催してきたが、プラザから遠い地域への出前講座を行うなど、県下全域でより多くの学びの機会を設ける。	○県民に対する介護講座事業の開催 ○入門講座(高齢者既存体験や草将子体験、福祉用具見学等) ○基礎講座(介護の基本的な知識や技術についての実技講座等) ○テーマ別講座(介護のみならず、高齢者の生活を考えるために必要な知識を幅広く学ぶ講座等)					県民が、様々な学びや体験を通じて、高齢者や障害を持つ方への理解を深め、「福祉社会を國民全体で支える」という考え方が広く県民に広がっている。	県民に対する介護講座事業 開催 80人以上が受講する。	地域福祉政策課	43

【高齢者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目標すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子 ページ
高齢者 イ 啓発	(ア) 研修会の開催など	「高知県立ふくく交換プラザ」などで実施されている高齢者と同じ身体的な状況の要似体験や介護講座、福祉教育・ボランティア学習の推進等を図る 平成25年度後編は、33市町村(87%)に事業委託を行っており、今後は、県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。 平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスティ」の参加者は9,100人であった。 今後は、個別の人権問題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容等を更に充実していく必要がある。 平成25年度は、人権の視点を持って企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。 平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間6講座開催しており、参加者の満足度は、90.2%(5講座平均)であった。 今後は、研修内容を充実させていくことと、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別的人権問題を含めて実施していくことが必要である。 平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経営資源の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるよう、今後は支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。 平成24年度実績としては、約180回実施中、「高齢者」に関する研修は3回であった。 今後は、「高齢者」に関する研修の内容を更に充実させていくことが必要である。	地域連携による福祉教育・ボランティア学習の推進等を図る。 市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施 「じんけんふれあいフェスティ」の実施 企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施 個別の人権問題等についての県民を対象とした研修会の実施 民間団体が実施する人権問題の高揚を目的とした活動への支援 (公財)高知県人権啓発センター運営による人権研修の実施						ボランティア活動が活動になり、地域福祉の推進につながっている。	—	地域福祉政策課	43
		市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施 「じんけんふれあいフェスティ」の実施及び効果的な宣伝の工夫 「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施 「ハートフルセミナー」(県民対象)実施 「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知 人権に関する研修内容の充実						(県民)「人権に対する正しい理解と認識が高まる。」「じんけんふれあいフェスティ」の参加者が9,200人以上にする。また、参加者の「人権問題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。		人権課	43	
								研修受講者が企業内の人事リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社で研修実践ができた」の割合を80%以上にする。	人権課	43	
								県民が「高齢者の人権問題」に関する正しい知識や知識を身に付けることと、高齢者への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権問題(高齢者)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	43	
								職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが図る。	事業全体のなかで、新たな課題を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	43	
高齢者 イ 啓発	(イ) 地域との連携	市民のネットワークや各種ボランティア活動との連携を強化します。	ボランティア活動の推進を図るため、市町村ボランティアセンターへの支援、地域連携による福祉教育・ボランティア学習の推進等を図る。	市町村ボランティアセンターやボランティア情報システム運営支援等によりボランティア活動を推進				ボランティア活動が活動になり、地域福祉の推進につながっている。	—	地域福祉政策課	43	
高齢者 イ 啓発	(ウ) 広報活動	認知パンフレットなどの作成・配布や、テレビ・ホームページ等を活用し、高齢者の健康的な社会活動や介護問題などについて、県民にわかりやすい広報活動に努めます。	高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の急激な増加が見込まれる。認知症の正しい知識や、早期発見について更高的普及啓発が必要となっている。 ○キャラバンメイトや認知症サポートの養成 ○パンフレット等による正しい知識の普及 ○認知症コールセンターの運営 ○認知症の人との家族の交流の場づくり ○地域の介護者の高い「認知症の人と家族の会」などについての情報提供					県民が認知症に関する正しい知識や知識を身に付けることで、認知症の早期発見や人権侵害の予防につながる。	平成27年度までに、認知症サポートを30,000人養成 日本一の健長高齢者構想	高齢者相談課	43	

第6章 施策の展開

【高齢者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目標すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針指 子掲載 ページ	
高齢者	(ウ) 啓発活動	啓発パンフレットなどの作成・配布や、テレビ・ホームページ等を活用し、高齢者の社会活動や介護問題などについて、県民にわかりやすい広報活動に努めます。	現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示						啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	43	
		平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人の権意識高揚に努めている。	基本方針で示した個別の人の権問題に関する人権啓映画のテレビ放映							(県民の)「高齢者の人の権問題に対する正しい理解と認識が高まる。」	5年内で1回以上は「高齢者」に関する人権啓映画をテレビ放映する。	人権課	43
		平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人の権意識高揚に努めている。	基本方針で示した個別の人の権問題に関するコラムの新聞掲載							(県民の)「高齢者の人の権問題に対する正しい理解と認識が高まる。」	5年内で2回以上は「高齢者」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	43
		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施							(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	43
		平成24年度実績としては、利用者520人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化	○ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入						県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	43
		これまでにもホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に充実させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知つてもらい、理解してもらうことが必要である。	人権啓発センターの事業等の情報発信	「人権啓発センターだより」の発行						県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	43
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に充実させていくことが必要である。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツ組織等との協働イベントの開催						身近なスポーツを通じて人権啓発の取組により、人権を身近な問題として扱うれる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」割合を80%以上にする。	人権課	43
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	43
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業・森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	43
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる農協等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	43

第6章 施策の展開

【高齢者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目標すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
高齢者 ウ 高齢者の能力を活用した就業の促進	(ア) 高齢者の能力を活用した就業の促進	シルバー人材センター等が実施する、高齢者の能力を広く活用する機会の確保や就業機会の拡大に向けた取組などを支援します。	地域における高齢者就業等の場として、県内には、23市町村のアリで20のシルバー人材センターが設置され、会員4,907名、県務費支額1,635,541千円(24年度未実績)が、これまで培った知識や技術を生かして活動している。県は、高齢者の能力を広く活用するため、シルバー人材センター事業を統括する高知県シルバー人材センターに対して財政支援を実施している。	シルバー人材センターの適正・適切な事業運営への財政的支援、指導・助言					シルバー人材センターで活動する会員数及び受注事業量が増加する。	○会員数目標 5,448人 ○契約総額目標 1,706,310千円 (シルバー連合会目標値を参考)	雇用労働 政策課	44
		国が実施する取組(希望者全員まで届ける制度、定年引上げ等要助金など)と連携して、高齢者の雇用の場を確保する。	広報等でのサポートを行い、高年齢者確保措置法の定着を図る。						希望者全員が65歳まで働き続けることができる。	高齢者確保措置の実施企業 100%	雇用労働 政策課	44
		実施企業(経済産業省) 88.8% (H24.5.1現在 高知労働局)										
高齢者 ウ 高齢者の社会参加の促進	(イ) 高齢者の社会参加の促進	「ひとにやさしいまちづくり」のために必要な施設の促進や、高齢者の生きがい活動を支援します。	高齢者の価値観が多い様化し、生きがい活動について様々なニーズがある。地域ごとに盛んな活動があり、地域の特性に応じた活動を活性化していくことや、活動に参加したい方に情報を届けていく必要がある。	高齢者が健康で生きがいを持つ社会生活ができるような各種取組を推進する。					高齢者が健康で生きがいを持って社会生活ができるようになる。	—	高齢者 福祉課	44
		80歳代から90歳以上までの高齢者が一緒に活動しており、ニーズが合わない。リーダーの後継者が育っていないために、クラブの存続が困難な場合がある。	老人クラブ等に対し、会員の収益の向上、健常づくり、レクリエーションの充実及び地域社会との交流活動に対する助成を行い、その活動を通じて高齢者福祉の充実を図る。						老人クラブ等に対し、会員の収益の向上、健常づくり、レクリエーションの充実及び地域社会との交流活動に対する助成を行い。その活動を通じて高齢者福祉の充実が図られる。	—	高齢者 福祉課	44
高齢者 工 高齢者虐待の防止	(ア) 高齢者虐待の防止	虐待防止に関する広報・啓発活動を行うとともに、「地域包括支援センター」をはじめとする各種施設職員等の資質の向上に努めます。	認知症高齢者や老老介護の増加により、高齢者虐待のリスクは高まっている。また、単身高齢者も増加しており、高齢者の権利を擁護するしくみづくりはますます重要となっている。高齢者虐待や高齢者の人権に関する正しい知識の広報・啓発活動、施設従事者の資質向上のための取組や、さらには、高齢者の虐待や権利侵害等の相談に対応する窓口が必要となってい。	○権利擁護研修会の実施 ○高齢者総合相談センターによる地域包括支援センターへの支援及び研修会の実施 ○高齢者総合相談センター(シルバー110番)の設置					○施設従事者、地域包括支援センター従事者等が高齢者虐待に関する正しい認識や知識を身に付けることで、高齢者虐待の早期発見や人権侵害の予防につながる。 ○高齢者総合相談センターによる地域包括支援センターへの支援により高齢者虐待の対応力が強化される。	—	高齢者 福祉課	44
				権利擁護研修会の実施								
				地域包括支援センターへの支援・研修会の実施								
高齢者 工 高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組	(イ) 高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組	相談体制の充実や日常生活自立支援専門員・生活支援員等の資質の向上に努めます。	認知症高齢者などの判断能力が十分ではない方へ福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行つ。	認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が在宅での自立した生活を送ることができるよう、県社会福祉協議会の事業を支援する。					認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が在宅でも安心して自立した生活を送ることができる。	—	地域福祉 政策課	44
				権利擁護研修会の実施								
				相談窓口(シルバー110番)の設置								
高齢者 工 高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組	(イ) 高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組	相談体制の充実や日常生活自立支援専門員・生活支援員等の資質の向上に努めます。	認知症高齢者や老老介護の増加により、高齢者虐待のリスクは高まっている。また、単身高齢者も増加しており、高齢者の権利を擁護するしくみづくりはますます重要となっている。高齢者虐待や高齢者の人権に関する正しい知識の広報・啓発活動、施設従事者の資質向上のための取組や、さらには、高齢者の虐待や権利侵害等の相談に対応する窓口が必要となってい。	認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が在宅での自立した生活を送ることができるよう、県社会福祉協議会の事業を支援する。 ○権利擁護研修会等の実施 ○高齢者総合相談センターによる地域包括支援センターへの支援及び研修会の実施 ○高齢者総合相談センター(シルバー110番)の設置					○施設従事者、地域包括支援センター従事者等が高齢者虐待に関する正しい認識や知識を身に付けることで、高齢者虐待の早期発見や人権侵害の予防につながる。 ○高齢者総合相談センターによる地域包括支援センターへの支援により高齢者虐待の対応力が強化される。	—	高齢者 福祉課	44
				権利擁護研修会、認知症介護実践者等養成研修の実施								
				地域包括支援センターへの支援・研修会の実施								
高齢者 工 高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組	(イ) 高齢者的人権擁護・権利擁護等に関する取組			相談窓口(シルバー110番)の設置								

第6章 施策の展開

【障害者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目標すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ	
障 害 者 ア 教 育 (ア) 然 学 前 教 育	障害のある人と の活動を共にする 機会を積極的に設 け、仲間として氣 持ちが通じ合うこ とを実感すること をを通して、将来、 障害のある人に對 する正しい理解と 認識を深めるため の保育・教育を推 進します。	障害者の人権問題は、 比較的に入参加者の多い 人権問題ですが、参加者 が固定化している傾向が ある。 各保健所・幼稚園等で 自主的・計画的な研修が 十分に行われておらず、 職員が相互に実践力を 高めていく体制が弱い。	先進的な情報を 運営出来る構 造による講演会 を実施						障害者の人権問 題を正しく認識でき る教職員が、積極的に 人権問題の解 決に向けた取組を 進める。	「人権教育セミナー」実施 国内研修支援 事業の実施 国内研修支 援・ブロック別研 修支援	人権教育セミ ナー」 80人以上が受 講する。	教育 センター	50
			国内研修支援 事業の実施 国内研修支 援・ブロック別研 修支援						障害のある幼児 との活動を共にする 機会を積極的に設 け、仲間としての 気持ちが通じ合ふこ とを実感することを を通して、将来、障 害者に対する正しい 理解と認識を深め る保育・教育が行 われる。	国内研修実施回 数130回 【国内研修支援】 国内研修実施後 のアンケート 「参考になった」 85%以上 【ブロック別研修 支援】 公開保護への参 加市町村率 100%	幼保支援課	60	
			ブロック別研修支援(13ブロック13箇)の実施										
障 害 者 ア 教 育 (イ) 学 校 教 育	人を尊重する態 度、尊敬や思いや る気持ちなど、最 かな人間性を育む ための教育を推進 とともに、障 害のある子どもと ない子どもが共に 学ぶインクルーシ ン教育システムの 構築や、交流及び 共同学習の機会を 積極的に設け、ふ れあう機会を通じて、 障害や障害の ある人に対する理 解を深めます。 また、特別支援 教育の体制整備を 推進し、その質的 な向上を開いてい きます。 さらに、児童障 害等のある子ども が、自分の特性を 生かして社会的・ 職業的自立ができる よう取組を推進 します。	私立学校人権教育指 導委員会を委託し、人権教 育指導員による私立学校 への訪問指導の実 施、私立学校教職員に対 する研修会の開催等によ り、私立学校における人 権教育の推進を図ってい る。 社会情勢や各学校の 要請に応じながら継続し た取組が必要。 人権教育の重要性を認 識しつつも、人権学習の 進め方については、転換 期にあり、学習指導要領 の改訂に沿った授業と なっていない事例があ る。 人権教育主任の主な役 割は、校内の人権教育 の推進であるが、組織マ ネジメントの意識が十分 ではない状況が見られる とともに、全員が人権課 題に対して十分な知識や 経験を有しているとは言 えない状況にある。 (最終接觸会の平成25年 度研修満足度: 80.3%)	引き継ぎ、人 権教育指導員 による私立学校 への訪問指導、私立 学校教職員に對 する研修会等を実施 する。						各学校の要請に 応じた指導、職制 や段階に応じた体 系的な研修の実施 等により、各私立 学校における人権 教育の推進に寄与 している。	訪問指導、研修会等の開催	—	私学・大学 支援課	50
			受講者自らが テーマを設定し、授 業計画や 学習指導案の 作成について協 議を実施						障害者の人権問 題について、各校 の実態に即した人 権学習を展開できる リーダー的役割を担う 実践者が育っている。	「人権教育実践ス キルアップ講座」 総合評価の5件 法で4以上とする。	教育 センター	50	
			小・中・高の各 校種別に人権 学習の公開授 業及び研究活 動による研修を 実施						障害者の人権問 題について、各校 の実態に即した人 権学習の進め方を各校 が共通理解し、効 率的な実践が行 われている。	「人権教育授業 研究講座」 総合評価の5件 法で4以上とする。	教育 センター	50	
			○人権教育主任の主 な役割は、校内の人 権教育の推進 の推進であるが、組織マ ネジメントの意識が十分 ではない状況が見られる とともに、全員が人 権課題に対して十分な 知識や経験を有して いるとは言えない状況 にある。						各校において、人 権教育主任連絡協 議会が開催され るためのPDCAサイ クルが確立するとも に、障害者の人権 課題の現状を正し く把握し人権学習 の在り方を校内で 積極的に推進でき る。	○「人権教育主 任連絡協議会」 研修満足度 80%以上とする。 ○「人権教育主 任研修」 総合評価の5件 法で4以上とする。	人権教育課	50	
			○人権教育主任 に人権課題 や人権学習に ついての情報 提供と他校との 情報交換を実 施								教育 センター	50	
			障害者の人権問題は、 比較的に入参加者の多い 人権問題ですが、参加者 が固定化している傾向が ある。						障害者の人権問 題を正しく認識でき る教職員が、積極的に 人権問題の解 決に向けた取組を 進める。	「人権教育セミナー」 実施	「人権教育セミ ナー」 80人以上が受 講する。	教育 センター	50
			発達障害等通常の学 級に在籍する特徴的な教 育的ニーズのある児童生 徒数は、年々増加傾向に ある。(小学校: 5.5% H23) 特別支援教育の体制 は、ほぼ整備されている 状況であるが、その仕組 みが十分に機能してい ない学校がある。 通常学級を担任する教 員の中で、先進障害の ある子どもの障害特性を 理解したうえで、効果的な 支援やその方法につ いて適切な指導・助言がで きる者は少ない。						特別支援教育学 校コーディネーター とともに、校内委員 会を運営する等、 校内での支援体制 が強化される。 先進障害等の特 性を理解し、子ども 一人一人への対応 ができる、他の教員 へ適切な指導・助 言ができるようにな る。	「先進障害等持 導者実践講座 ステージⅠ、Ⅱの実 施 ※H28年度はステージⅡのみ 実施	平成28年度末ま でに特別支援教 育学校コーディ ネーターをサ ポートできる教 員を80名程度養 成する。 高知県教育振興 基本計画重点プ ラン (H24-27年度)	教育 センター	50
			特別な教育的ニーズ のある子どもの数は、年々 増加傾向にある。 特別な教育的ニーズ のある子どもの障害特性を 理解し、それに応じた指 導・支援ができる教員を 増やす必要がある。						教職員の、特別 な教育的ニーズの ある子どもの見取 りが向上し、個々の 障害特性に応じた 指導・支援の充 実につながる。 特別支援学校の 教育の充実を図る とともに、地域のセ ンター的役割を果 たせるようになる。	「特別支援教育講 座Ⅰ・Ⅱ期・Ⅲ期」 の実施	3講座とも毎年 100名(定員) の受講。	教育 センター	50
			特別支援学校の児童 生徒が卒業後等に居住 地に戻った時、スムーズ な移行ができるようにす るために、居住地校交 流を進めていく必要があ る。 (平成25年度居住地校 実施校:H25.5) 特別支援学校1校14名						○居住地校交 流を各学校に授 業で30名以上 の児童生徒に対 して居住地校交 流を実施する。 (居住地校交 流実施実績)	特別支援学校全 体で30名以上 の児童生徒に対 して居住地校交 流を実施する。 (居住地校交 流実施実績)	特別支援 教育課	50	

第6章 施策の展開

【障害者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目標すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
障 害 者 ア 教 育 (イ) 学 校 教 育	人を尊重する態度、尊厳や思いやりの気持ちなど、誰かに人間性を育むための教育を推進するとともに、障害のある子どもとない子ども共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築や、交流及び共同学習の機会を積極的に設け、ふれあう機会を派じて、障害や障害のある人に対する理解を深めます。 また、特別支援教育の体制整備を推進し、その質的な向上を図っていきます。 さらに、発達障害等のある子どもが、自分の特性を生かして社会的・職業的自立ができるよう取組を推進します。	県教育委員会は、特別支援学校が地域支援を行なう際の、特別支援学校教員の幅広い専門性の向上を図るために「特別支援学校教員免許状の認定講習」の受講を推進し、着実に免許保有率の進捗を図る。教職員・福利厚生とも連携して、特別支援学校の教員が優先的に認定講習を受けられるようにする。 高等学校群と特別支援教育機関が連携して、発達障害等のある生徒を育む障害のある生徒の就職率を高める取組を強化する。 特別支援学校の就職率24.2%（平成24年3月卒業者） 児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。 (平成25年：学校数118校、応募数446編)	校長は、職業能力育成型人事評価制度とおいて対象教員の認定講習の受講を推進し、着実に免許保有率の進捗を図る。教職員・福利厚生とも連携して、特別支援学校教員免許状の保有率向上に向けたかく年計画（前期5か年計画）を策定し、平成25年度から実施する。全国平均保有率は70%であるが、本県は59%である。5つ全ての特支援域の免許状保有者数は平成24年度現在11名。						○県立特別支援学校教員の専門性の向上を図るために、特支援教員を保有している特別支援学校教員を増やす。 ○特支援教員の保有率向上に向けた取組の進捗状況を確認し、目標値を見直し、更なる取組を3年間継続実施する。	○特支援教員の保有率を80%以上にする。 ○5つ全ての特支援域の免許状保有者数150名以上にする。 (特別支援学校教員免許状の保有率向上に向けた8か年計画)	特別支援教育課	50
		高等学校群と特別支援教育機関が連携して、発達障害等のある生徒を育む障害のある生徒の就職率を高める取組を強化する。 特別支援学校の就職率24.2%（平成24年3月卒業者） 児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。 (平成25年：学校数118校、応募数446編)	高等学校アドバイザーと特別支援学校就職アドバイザーが一堂に会し、年に3回就職アドバイザー会を実施し、日常的な情報交換ができるようになる。						高等学校アドバイザーからは、県内各地域の企業に関する情報の提供を行う。 また、特別支援学校アドバイザーからは、発達障害等を含めた障害等のある生徒の特徴を踏まえた就労支援の在り方にについて情報提供等を行う。	○就職希望者のうち就職できた者の割合、100%を目指す。	特別支援教育課	50
		児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。 (平成25年：学校数118校、応募数446編)	人権作文募集事業の実施						人権作文に取り組むことにより、児童生徒の人権意識や人権感覚を高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権作文に取り組む学生数の増加とそれに伴う応募数の増加。	人権教育課	50
障 害 者 ア 教 育 (ウ) 社 会 教 育	障害者や障害のある人に対する意識上の障壁を取り除き、差別や偏見をなくしていくために、障害者理解に関する学習機会を提供するとともに、障害のある人との交流を通して相互理解を深めよう努めます。	保護者が安心して働きながら子育てができる、子どもたちが放課後に安全に過ごせる場所が小学校区の約9割に設置されている。 これらの居場所が、より安全で暖かく、様々な体験・交流・学習活動が充実したかながい学びの場となるよう、学校・地域・家庭との連携を推進する。	放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実 ※うら、参加している児童障害児等への支援の充実						<H27年度の目標すべき姿> ○学校や地域と連携し、より安全で暖かく、地域で子どもを育てる風土ができる。 ○「放課後学びの場」において、より学校との連携が進められ、子どもたちが学ぶ力を身に付けることができる。	放課後子どもプラン指導員等研修を毎年5ヵ所で実施する。 高知県教育振興基本計画重点プラン(H24-27年度)	生涯学習課	51
		県内の市町村において、人権教育に関する推進方針や推進計画が策定されている市町村は5割弱であり、それに基づいた地域住民等に対する人権に関する学習機会が十分策定されていない状況がある。 また、学習機会が單発で終わっている状況もあり、計画的・継続的な学習機会を保障していくことが求められる。 (平成25年度：2町村)	人権教育推進講座支援事業の実施	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	本事業を指定した市町村において、県民の身近な人権問題の解決に向けた学習内容を企画立案する力や効果的な学習方法を身に付いた指導者が養成される。 ○人権尊重のまちづくりに向けた学習機会の充実として、人権教育推進講座が計画的・継続的に実施される。	平成30年度までに、延べ15市町村で「人権教育推進講座支援事業」を実施する。	人権教育課	51
		「障害者週間の集い」や「障害者作品展」などを通じて、障害のある人とない人の交流を図り、相互理解を深めます。 また、研修会や研修会への講師の派遣などを通じて、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を行います。	ホテルや飲食店等で援助犬同伴の人が入店を断られる事例がある。 また、精神障害について正しい理解が十分にされない。 難病や障害の属性がわかり難い過障害や高次認能機能障害についても、あまり理解が進んでいない。 平成24年に実施した高知県障害(児)者等アンケート調査では、障害のある人への周りの人の理解が進んでいない回答した人は8.5%に過ぎなかつた。	障害や障害のある人に対する県民理解の促進					障害や障害のある人に対する県民理解が進んでいる。	高知県障害計画	障害保健福祉課	51
障 害 者 イ 啓 発 (ア) 講 演 会 や 研 修 会 等 の 開 催 など	「障害者週間の集い」や「障害者作品展」などを通じて、障害のある人とない人の交流を図り、相互理解を深めます。 また、研修会や研修会への講師の派遣などを通じて、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を行います。	平成25年度現在、33市町村(87%)に事業委託を行っており、今後は県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要があります。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施						県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施とする。	人権課	51

第6章 施策の展開

【障害者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目標すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ	
障 害 者	イ 啓 発 (ア) 研修会や 研修会の開催など	「障害者問題の集い」や「障害者作品展」などを通じて、障害のある人とない人の交流を図り、相互理解を探めます。また、研修会や団体等の研修会及び各種学校等への機関の派遣などを通じて、障害や障害のある人に理解を深める研究活動を行います。	平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。 今後は、個別の人物問題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めたために内容等を更に充実していく必要があります。 平成25年度は、人権の視点を持つ企業力を高めるとともに人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。 今後は、研修内容を充実させていくことと、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別的人権課題を含めて実施していくことが必要である。 平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一助支援ということでの、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施 「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫 企業での人権意識を持つリーダーを養成する研修会の実施 「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施 個別の人物問題についての県民を対象とした研修会の実施 「ハートフルセミナー」(県民対象)実施						(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。 研修受講者が企体内の人権リーダーになり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人物問題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	51
	イ 啓 発 (イ) 広報活動	テレビ・新聞等のマスメディアや県、市町村の広報誌等を活用して、障害や障害のある人に対する理解を探める等努めます。	現在、毎年度「人権啓発シリーズ」・「人権啓発研修デブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。 今後もその取組を継続するとともに、人物全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていくことが必要である。 平成25年度は年3回の人物啓発映画をテレビ放送しており、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加される3つの人物課題も含めて、放映映画の内容を検討していくことが必要である。 平成25年度は年7回、人物全般や人物課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人物意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加された3つの人物課題について取り上げていく必要があります。 バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいます。 今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。 平成24年度実績としては、利用者580人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。 今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要があります。	興味・關心の持てる内容のデータシートや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パンフレット等の作成、配布、展示 啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成、配布、展示 基本方針で示した個別の人権課題を綴った人物啓発映画のテレビ放送 人権課題に関するコラムの新聞掲載 公共交通機関への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布 県立人権啓発センターの図書資料室の活性化 ○ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入 これまでにもホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に充実させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知つてもらい、理解してもらうことが必要である。						県民が「障害者の人権問題」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、障害のある人への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(障害者)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	51
									職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	51	
									(県民の)「障害者の人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	51	
									啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	51	
									(県民の)「障害者の人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「障害者」に関する人権啓発映画をテレビ放送する。	人権課	51	
									(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「障害者」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	51	
									県民に広くな図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	51	
									県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	51	

第6章 施策の展開

【障害者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目標すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
障 害 者 (イ) 広報活動	テレビ・新聞等 のマスメディアや 県、市町村の広報 部等を活用した啓 発活動により、障 害や障害のある人 に対する理解を探 める努力に努めま す。	平成25年度から新規事業として、人権啓発に關注する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に充実させていくことが必要である。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施						身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあつた」割合が80%以上にする。	人権課	51
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	51
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり 推進課	51
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる農協等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	51
障 害 者 (ア) 障害のある人の社会参加の推進等	「ひとにやさしいまちづくり」の推進や文化・芸術活動、障害者スポーツの振興など、障害のある人が社会的活動に参加しやすい環境を整備します。	道路・施設・公共交通機関等を障害のある人に使って利用しやすいよう整備するとともに、県民一人ひとりが「ひとにやさしいまちづくり」に対する意識を持つことが必要である。 さらに、あらゆる人が利用しやすいように配慮するユニバーサルデザインの考え方を普及することが大切である。	○パリアフリー モニターマー設置し、ひとにやさしいまちづくりの取り組みを推進 ○障害者等用駐車場の真正利用を図るために、移動に配慮が必要な人に利用証を交付する「こうちあつたかバーキング制度」を推進 ○誰もが安心して出かけられるまちづくりのため、車椅子の貸し出しやドランティアによる付添等のサポートを実施						公共施設等のパリアフリー化が進んでいる。 駐車場利用等制度が普及している。	—	障害保健 福祉課	51
		文化活動やスポーツ活動などは、生きがいをもたらし、生活を豊かにする上で大きな役割を果たす。障害のある人が地域で生き生きと暮らすためには、こうした活動に積極的に参加できることが大切。	障害のある人の芸術活動について、その作品発表の機会を確保することで芸術活動の促進と、障害や障害のある人の人権の理解を深める。 全国障害者スポーツ大会に県選手団を派遣し、障害者スポーツの振興を図るとともに、障害のある人の社会参加の促進を図る。						多くの障害のある人が文化活動やスポーツ活動を行い、生き生きと生活できている。	—	障害保健 福祉課	51
障 害 者 (イ) 障害のある人の雇用の促進等	労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、障害のある人の就労支援や職務就着に取り組みます。	近年、障害者を対象とした採用選考試験の申込者数が少ない状態が続いており、また、過年受験の者も受けられたるため、新たな受験者の発掘を行う必要がある。	ホームページへの掲載、新聞広告、さんsUN高知への掲載、ラジオ、テレビでの広報等の広報活動により、受験者層を目指す。						30名以上の申込者数を目指す。 また、各任命権者ごとの法定雇用率を遵守する。	障害者の法定雇用率	人事委員会 事務局	51
		厳しい経済情勢のなか、障害者の就職者数は過去最高となったが、企業側の障害者の能力・意欲についての知識や経験が不足している。	障害のある人の働く場の確保や就労支援機関が連携して就労促進や職場定着に取り組む。						一般就労している障害のある人が増えている。 全ての企業等で法定雇用率が達成されている。	—	障害保健 福祉課	51
		一般就労を希望する障害のある人を対象に職業訓練を実施し、就労の促進を図る。	「障害者就労支援対策事業」の実施 「障害者職業訓練」の実施						—	障害保健 福祉課	51	

第6章 施策の展開

【障害者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子掲載 ページ
障害者	工 （ア） 障害のある人の人権擁護・権利擁護の推進	県は、監査の監査において、サービス提供事業者に対する指導を徹底するとともに、県障害者権利擁護センターを設置し、障害者虐待の防止等のための情報の提供や、広報その他の啓発活動などを実施していきます。 また、成年後見制度の普及に努めます。	平成24年に実施した高知県障害(児)者等アンケート調査では、障害のある人の25.8%の人が、障害を理由とした権利侵害(虐待を含む)を感じた経験があると回答している。	○県障害者権利擁護センターを設置し、虐待防止等のための情報の提供や、広報その他の啓発活動などを実施 ○「障害者110番」を継続して実施					障害のある人に 対する虐待が皆無 となる。	—	障害保健福祉課	52
障害者	工 （イ） 差別解消の取組の推進	障害のある人への差別の解消に向けた取組を推進します。	平成25年に障害者差別解消法が公布され、平成28年4月1日施行されることとなっています。 この間、国において基本方針等が作成されることとなっており、この基本方針等に則った取り組みが必要となる。	障害者差別解消法に基づいた取り組みを進めます。					障害のある人に 対して合理的配慮 がされている。 障害のある人に 対する差別が皆無 となる。	—	障害保健 福祉課	52

第6章 施策の展開

【エイズ患者・HIV感染者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
エイズ患者・HIV感染者等 ア 教育 (ア) 管学前教育	生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。	エイズ患者・HIV感染者の人権問題に関する研修は、比較的参加者が少ないと見え、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を収集出来る講師による講演会を実施						エイズ患者・HIV感染者の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進める。	人権教育セミナー 80人以上が受講する。	教育センター	55
			各保健所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。	国内研修支援事業の実施 （国内研修支援・ブロック別研修支援）					生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育が行われる。	国内研修実施回数130回 【国内研修支援】国内研修実施後のアンケート「参考になった」96%以上 【ブロック別研修支援】公認保育への参加市町村率100%	幼保支援課	55
エイズ患者・HIV感染者等 ア 教育 (イ) 学校教育	エイズ等に対するいたずらな不安全見を払拭するため、児童生徒の発達段階や実態に応じ、エイズ等に関する理解を探める教育を行います。	学校において、エイズ教育は選択授業であり、優先順位が低くなっているため、十分なエイズ教育が実施できていない。学校と福祉保健所との連携が弱っている。 私立学校人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。 社会情勢や各学校の実情に応じながら継続した取組が必要。	福祉保健所と教育委員会等の学校関係機関が連携し、エイズ教育を推進						学校においてエイズ教育を実施し、正しい知識の普及啓発を行うことで、学生が正しい知識を習得することができる。	高等学校でエイズ教育を実施する。	健康対策課	55
			引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。	学校におけるエイズ教育の実施 訪問指導、研修会等の開催					各学校の実情に応じて指導、職制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	私学・大学支援課	55
エイズ患者・HIV感染者等 ア 教育 (ウ) 社会教育	社会教育講座や各種団体などにおいて、エイズ等に関する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。	県内の市町村において、人権教育の普及と学習機会の充実と情報の提供を行っているが、主に市町村が運営している市町村は5箇所であり、それに基づいた地域住民等に対する人権に関する学習機会が十分設定されていない状況がある。 また、学習機会が單発で終わっている状況もあり、計画的・継続的な学習機会を保障していくことが求められる。 (平成25年度：2町1村)	人権教育推進講座支援事業の実施						エイズ患者・HIV感染者の人権問題について、各校の実施に即した人権学習を実践できるリーダーの役割が担う要員が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	55
			3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、エイズ患者・HIV感染者の人権問題の状況を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	○「人権教育主任連絡協議会」 研修満足度80%以上とする。 ○「人権教育主任研修」 総合評価の5件法で4以上とする。	人権教育課	55
エイズ患者・HIV感染者等 イ 啓発 (ア) 講演会などの開催	「世界エイズデー」を中心としたキャンペーンやレッジリボン運動の普及にあわせた啓発活動に取り組みます。	世界エイズデーにあわせて各福祉保健所及び本府において大学祭や市町村の産業まつり等のイベントに参加し、啓発活動を実施しているが、近年マンボーリ化しており、新しい取組ができていない。 NGO及び大学生等と連携した新たな取組を検討する。	組織頂と連携しながら多くの県民の参加が得られるよう地域ごとにイベント等を活用した啓発活動の実施						新規登録者とN GO等の関係機 会とが連携し、多く の県民に啓発活動 を実施する能够 性がある。	イベント等でのN GO等と連携し た啓発活動を増 やす。	健康対策課	57
			新たな啓発活動の検討						新たな啓発活動の実施			

第6章 施策の展開

【エイズ患者・HIV感染者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ	
エイズ患者・HIV感染者等	（ア）講演会などの開催 啓発	「世界エイズデー」を中心としたキャンペーンやレッドリボン運動の普及にあわせた啓発活動に取り組みます。	平成25年度現在、33市町村(97%)に事業委託を行っており、今は県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要があります。 平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は8,100人であった。 今後は、個別の人権課題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容を更に充実していく必要があります。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施					県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施とする。	人権課	57	
エイズ患者・HIV感染者等	（イ）広報活動 啓発	テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への研修の派遣などを通じて、エイズ等の感染症や感染予防対策についての正しい知識の普及・啓発活動に努めます。	HIV検査及び相談に対する啓発は、ホームページや新聞などつまり、十分とは言えない。 平成25年度は、人権の視点を持って企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は88.7%であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。 平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間3回開催しており、参加者の満足度は、90.2%(5講座平均)であった。 今後は、研修内容を充実させていくことと、基本方針の改定によって新たに追加された3つの個別の人権課題も含めて実施していくことが必要である。 平成24年度実績としては、11回団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一部支援ということと、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。 平成24年度実績としては、約189回実施中、「エイズ患者・HIV感染者等」に関する研修は0回であった。 今後は、「エイズ患者・HIV感染者等」に関する研修の新たな受講者を増やしていく必要である。 現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。 今後もその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていくことが必要である。 平成25年度は年3回の「人権啓発映画」をテレビ放映しており、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していくことが必要である。	HIV検査及び相談について、テレビ・新聞等のメディアを効果的に活用した啓発活動の実施 企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施 個別の個人権課題等についての県民を対象とした研修会の実施 民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援					（県民）「人権に対する正しい理解と認識が高まる。」 「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫 HIV検査・相談の啓発活動を強化 「ヒューマンパワー育成講座」（企業対象）実施 「ハートフルセミナー」（県民対象）実施 「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知	（県民）がHIV検査、相談に対して、信頼なく気軽に検査を受けることができる。 研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。 職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の整備づくりが整う。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権課題への理解が深まった」割合を80%以上にする。 研修終了後、受講者が「会社での啓発実績ができた」の割合を80%以上にする。 研修終了後、受講者が「会社での啓発実績ができた」の割合を80%以上にする。	人権課	57
エイズ患者・HIV感染者等	（イ）広報活動 啓発	（イ）	（公財）高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施 興味・関心の持てる内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パンフレット等の作成・配布・展示 基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映 基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載 バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたまで啓発活動に取り組んでいます。 今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	人権に関する研修内容の充実 人権に関する研修内容の充実 人権啓発映画のテレビ放映 人権課題に関するコラムの新聞掲載 バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布					（県民）「エイズ患者・HIV感染者等に対する正しい理解と認識が高まる。」 （県民）「エイズ患者・HIV感染者等に対する正しい理解と認識が高まる。」 （県民）「エイズ患者・HIV感染者等に対する正しい理解と認識が高まる。」 （県民）「エイズ患者・HIV感染者等に対する正しい理解と認識が高まる。」 （県民）「エイズ患者・HIV感染者等に対する正しい理解と認識が高まる。」	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。 5年間で1回以上は「エイズ患者・HIV感染者等に対する正しい理解と認識が高まる。」 5年間で2回以上は「エイズ患者・HIV感染者等に対する人権啓発映画をテレビ放映する。」 5年間で2回以上は「エイズ患者・HIV感染者等に対する人権コラムを新聞掲載する。」	人権課	57	
エイズ患者・HIV感染者等	（イ）		公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示等の実施						（県民）「人権に対する正しい理解と認識が高まる。」	—	人権課	57	

第6章 施策の展開

【エイズ患者・HIV感染者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ		
エイズ患者・HIV感染者等	(イ)広報活動	テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、エイズ等の感染症や感染予防対策についての正しい知識の普及・啓発活動に努めます。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化 今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要があります。						県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	57		
			これまでにもホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に充実させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知つてもいい、理解してもらうことが必要である。	人権啓発センターの事業等の情報発信						県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	57	
			平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていくことが必要である。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施						身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあつた」の割合を80%以上にする。	人権課	57	
			人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進						団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	57	
			人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進						団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる団体の割合が80%以上となる。	農づくり推進課	57	
			人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進						団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	57	
		エイズ患者・HIV感染者等	(ウ)エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制	エイズ患者・HIV感染者への相談体制の充実に努めます。	現在、エイズ患者・HIV感染者の相談対応は、エイズ拠点病院で実施しているが、今後、患者、感染者の増加及び高齢化に対応できるよう更に相談体制を充実させる必要がある。 また、県内52所のエイズ治療拠点病院の人材育成も課題となっている。 本県では、カウンセラーサービスを実施しているが、医療機関に十分な周知等ができていない。	県内のエイズ拠点病院等と連携しながら相談体制の充実を図る					県立病院、保健所等が連携しながら、エイズ患者・HIV感染者全員が確実に相談ができる体制がとれる。	エイズ患者・HIV感染者全員がいわゆる相談窓口に相談している。	健庫対策課	57
					人権全般にわたって相談を受け、関係機関との連携を図り、対応している。 今後は、更に相談対応のスキルや関係機関との連携を密にしていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施						県民から寄せられた相談される相談窓口となる。	—	人権課

第6章 施策の展開

【ハンセン病元患者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ	
ハンセン病元患者等	ア 教育 (ア) 管学前教育	生命の大切さと人権を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。	ハンセン病元患者等の人権問題に関する研修は、比較的参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。 各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施					ハンセン病元患者等の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進めます。	「人権教育セミナー」実施	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	61
ハンセン病元患者等	ア 教育 (イ) 学校教育	児童生徒の発達段階や英語についての正しい知識を身に付ける教育を行っています。	私立学校人権教育指導委員会を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。 社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。					各学校の要請に応じた指導、激励や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	国内研修支援事業の実施 （国内研修支援・ブロック別研修支援）	国内研修実施回数130回 【国内研修支援】 国内研修実施後のアンケート 「参考になった」 95%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率 100%	幼保支援課	61
ハンセン病元患者等	ア 教育 (イ) 学校教育	人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期にあり、学習指導要領の講習に沿った授業となっていない事例がある。	受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施						ハンセン病元患者等の人権問題について、各校の実態に即した人権学習を展開できるよう一貫的な授業を組む実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」実施	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	61
ハンセン病元患者等	ア 教育 (ウ) 社会教育	人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権問題に対して十分な知識や経験を有しているとは言えない状況にある。 (通常研修会の平成25年度研修満足度: 80.3%)	○人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施 ○人権教育主任に人権問題や人権学習についての情報提供と他校との情報交換を実施						各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、ハンセン病元患者等の人権問題の現状を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	「人権教育主任連絡協議会」実施 「人権教育主任研修」実施	○「人権教育主任連絡協議会」 研修満足度 80%以上とする。 ○「人権教育主任研修」 総合評価の5件法で4以上とする。	人権教育課	61
ハンセン病元患者等	ア 教育 (ア) 講演会などの開催	ハンセン病に対する理解を深めることを目的とした講演会や情報発信会等の開催を行っています。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施						ハンセン病元患者等の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進めます。	「人権教育セミナー」実施	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	61
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (ア) 講演会などの開催	「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」などを通じて、広く啓発に努めます。	県内に公立ハンセン病療養所がないため、ハンセン病元患者と接する機会がないこともあり、関心が薄い。	ハンセン病元患者や国立ハンセン病療養所長等職員の声を聞くことのできるフォーラムへの参加の呼びかけ					一人でも多くの人に、ハンセン病問題が人権問題であることを認識してもらう。	「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」参加呼びかけ	平成29年度開催 「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」に 150人参加。	健康対策課	61
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (ア) 講演会などの開催	平成25年度現在、33市町村(87%)に事業委託を行っており、今後は県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施						県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施とする。	人権課	61

第6章 施策の展開

【ハンセン病元患者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
ハンセン病元患者等	(ア)啓発会などの開催	「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」などを通じて、広く啓発に努めます。	平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。 今後は、個別の人权課題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容等を更に充実していく必要があります。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施					(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権問題への意識が深まった」割合を80%以上にする。	人権課	61
ハンセン病元患者等	(イ)広報活動	テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。	健康対策課ホームページの活用と啓発冊子の配布 平成25年度は、人権視点を持って企画力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。 平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間6箇所開催しております、参加者の満足度は、90.2%（5講座平均）であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別的人権課題も含めて実施していくことが必要である。 平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経営の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるよう、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	ホームページの利用と啓発冊子の配布 企業での人権視点を持つ企画力育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施 個別の人权課題等についての県民を対象とした研修会の実施					研修冊子を利用した広報活動等の普及。	一	健康対策課	61
ハンセン病元患者等		(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施 現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。 今後もその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人权課題に関する内容を取り込んだものにしていくことが必要である。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援 人権に関する研修内容の充実 啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示					研修受講者が企業の人材リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や職務に対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での効果実感ができた」の割合を60%以上にする。	人権課	61	
ハンセン病元患者等		平成24年度実績としては、約189回実施中の、「ハンセン病元患者等」に関する研修は50回であった。 今後は、「ハンセン病元患者等」に関する研修の新たな実施者を増やしていくことが必要である。	人権に関する研修内容の充実 啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示					県民がハンセン病元患者等に關する正しい認識や知識を身に付けることで、ハンセン病元患者等への人権侵害の防止につながる。	ハートフルセミナー」(県民対象)実施 事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	61	
ハンセン病元患者等		平成24年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経営の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるよう、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	人権に関する研修内容の充実 人権啓発映画のテレビ放映					参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	61		
ハンセン病元患者等		平成25年度は年3回の人权啓発映画をテレビ放映しており、県民の人权意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加された3つの人权課題についても取り上げていく必要があります。	人権啓発映画のテレビ放映 人権課題に関するコラムの新聞掲載					(県民の)「ハンセン病元患者等」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「ハンセン病元患者等」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	61	
ハンセン病元患者等		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目に見えるからちでの啓発活動に取り組んでいる。 今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目に見えるからちでの啓発活動に取り組んでいる。 今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	公共の交通機関を活用した人权啓発広告やポスターの掲示の実施 バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布					(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「ハンセン病元患者等」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	61
ハンセン病元患者等		平成24年度実績としては、利用者580人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。 今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要があります。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化 ○ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入					県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する学習会の場や資料を十分に提供できる施設となる。	一	人権課	61	

第6章 施策の展開

【ハンセン病元患者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子掲載 ページ	
ハンセン病元患者等	(イ)広報活動	テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページの先駆者に努めてきたが、今後はその取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知ってもらい、理解してもらうことが必要である。	人権啓発センターの事業等の情報発信						県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	人権啓発センターだよりが毎月発行する。	人権課	61	
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていくことが必要である。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施							身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」割合を90%以上にする。	人権課	61
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進							団体職員が、農林漁業を振興するうえで昭和要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	61
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進							団体職員が、農林漁業を振興するうえで昭和要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる農協等の団体の割合が80%以上となる。	森づくり推進課	61
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進							団体職員が、農林漁業を振興するうえで昭和要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる農協等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	61
ハンセン病元患者等	(ア)ハンセン病元患者等との交流促進	中高生やボランティアグループ等の医療所訪問など、交流によって正しい知識や認識を得られる活動を推進します。 また、ハンセン病元患者の虱掃りについても支援を継続していくきます。	平成25年度の中高生による医療所訪問の参加学校は2校であった。 医療所を訪問する学校や里帰りされるハンセン病元患者の固定化が見られる。	中高生の医療所訪問や元患者の里帰りの実施					ハンセン病元患者が安心して生活できる環境が整う。	〇5年前で述べ16校以上の医療所を訪問する。 〇里帰りの経験のないハンセン病元患者が里帰りする。	健康対策課	62	
		人権全般にわたって相談を受け、関係機関との連携を図り、対応している。 今後は、更に相談対応のスキルや関係機関との連携を密にしていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施							県民から頼られ信託される相談機関としての窓口となる。	—	人権課	62
		ハンセン病元患者やその家族への支援体制	ハンセン病元患者等への支援	ハンセン病元患者やその家族への支援体制の充実を図ります。	県職員の医療所個別訪問時のみが相談の機会となっている。 平成25年度においては、全数の75%の訪問予定である。	ハンセン病元患者やその家族の希望等について、できるだけ情報収集を行なう					県が、ハンセン病元患者やその家族が相談しやすい身近な機関となる。	県出身の元患者のいる医療所の全数を訪問する。	健康対策課

第6章 施策の展開

【外国人】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ	
外国人	ア 教育 就学前教育	外国人の文化や習慣等に触れたがら、互いに尊重し合う心や態度を育てる保育・教育を推進します。	外国人の人権問題に関する研修は、比較的参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施					外国人の人権問題を正しく認識できる教職員が、根拠的に人権問題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」実施 国内研修支援事業の実施 ブロック別研修支援(13ブロック13箇)の実施	人権教育セミナー」 80人以上が受講する。 国内研修実施回数130回 【国内研修支援】 国内研修実施後のアンケート 「参考になった」 95%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率 100%	教育センター	66
外国人	ア 教育 学校教育	国際理解教育を通して、広い視野を持ち、異文化と人間としての共通性を理解するとともに、これを尊重する態度や、共に協調して生きる態勢の育成に努めます。	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っています。 社会情勢や各学校の要所に応じながら継続した取組が必要。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。					各学校の要所に応じた指導、激励や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	訪問指導、研修会等の開催	— 「人権教育実践スキルアップ講座」実施 「人権教育授業研究講座」実施 「人権教育主任連絡協議会」実施 「人権教育主任研修」実施 「人権教育セミナー」実施 人権作文募集事業の実施	私学・大学支援課	66
外国人	ア 教育 社会教育	国際交流員制度などを活用した地域レベルでの国際交流を促進し、異文化への理解を探求するとともに、人権意識の高揚を図ります。	○国際交流員派遣 ○異文化理解講座開催 ○国際交流員派遣申請が同一の学校や団体からくるため、新規の団体から申請があらうよう広報にも力を入れ、広く県民の国際化が図られるようにする必要がある。 ○新聞広告やHP掲載等、周知の方法が限られている。 ○国際交流員派遣回数71件(平成24年度) ○異文化理解講座受講者数134名(平成24年度)	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施					外国人の人権問題を正しく認識できる教職員が、根拠的に人権問題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。 人権作文に取り組む学年数の増加とそれに伴う応募数の増加。	人権教育セミナー」 人権作文 「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。 「人権教育授業研究講座」 総合評価の5件法で4以上とする。 ○「人権教育主任研修」 総合評価の5件法で4以上とする。 「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	66
外国人	ア 教育 社会教育	国際交流員制度などを活用した地域レベルでの国際交流を促進し、異文化への理解を探求するとともに、人権意識の高揚を図ります。	市町村の人権啓発センター、県教委人権教育課の3者で市町村担当者への研修会を年度当初に実施している。調査は、行政説明が中心だが、今後は、市町村担当者のスキルアップにつながる内容にしていくことが必要である。	市町村の人権啓発センターに対するスキルアップ研修会の実施					市町村の担当者が、人権啓発を推進していくための知識とスキルを身に付けている。	市町村人権啓発担当者研修会の実施	— 市町村の担当者が、人権啓発を推進していくための知識とスキルを身に付けている。	人権課	66

第6章 施策の展開

【外国人】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
外国人 イ 啓発 講演会の開催など	(ア)「国際ふれあい広場inこうち」の開催など、県民が気軽に参加できる交流の場を設け、国際的な人権意識と意識の高揚を図ります。 また、「ジュニア国際大学」の開催など、児童青少年からの異文化理解にも努めます。	<p>○新聞広告やTV掲載等、周知の方法が限られている。 ○国際ふれあい広場inこうち受講者数8,000名(平成25年度) ○ジュニア国際大学受講者数32名(平成25年度)</p> <p>平成25年度現在、33市町村(87%)に事業委託を行っており、今後は、県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要があります。</p> <p>平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。 今後は、個別の入権問題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容を更に充実していく必要があります。</p>	<p>○国際ふれあい広場inこうち開催 ○ジュニア国際大学開催</p> <p>市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施</p> <p>「じんけんふれあいフェスタ」の実施</p>						取組を継続することで、多様な文化や民族の違いをお互いに理解・尊重できる人権意識が高く、外国人にとって住みやすい地域社会づくりが進んでいる。	これまでの周知方法に加え、新たな広報活動を行うことで、参加者・受講者を増加させる。	国際交流課	67
									県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施	人権課	67
									（県民）「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権問題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	67
外国人 イ 広報活動	ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、外国人や異文化に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。	<p>現在、年2回機関紙を発行しているが、より多くの人に知ってもらう必要がある。</p> <p>平成25年度は、人権の視点を持つ企業力を高めるため「ヒューマンパワー育成講座」を年5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。</p> <p>平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年4回講座開催しており、参加者の満足度は、90.3%（5講座平均）であった。 今後は、研修内容を充実させていくことと、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別の人権課題も含めて実施していくことが必要である。</p> <p>平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的活動への経営の一助支援ということで、こうした活動が更に広がるよう、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。</p> <p>平成24年度実績としては、のべ189回実施中、「外国人」に関する研修は21回であった。 今後は、「外国人」に関する研修の内容を更に充実させていくことが必要である。</p> <p>現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。 今後もその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていくことが必要である。</p> <p>平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人物意識も高めている。 今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していくことが必要である。</p>	<p>機関紙 WINDOWの発行</p> <p>企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施</p> <p>「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施</p> <p>個別の人権課題等についての県民を対象とした研修会の実施</p> <p>民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援</p> <p>人権に関する研修内容の充実</p> <p>啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示</p> <p>基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映</p>						取組を継続することで、多様な文化や民族の違いをお互いに理解し、外国人にとって住みやすい地域社会づくりが進んでいる。	一	国際交流課	67
									研修受講者が企業内の人権リーダーになり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での啓発実績ができた」の割合を80%以上にする。	人権課	67
									県民が「外国人と人権」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、外国人への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別的人権課題(外国人)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	67
	(イ)「ハートフルセミナー」(県民対象)実施	<p>「ハートフルセミナー」(県民対象)実施</p> <p>「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知</p> <p>人権に関する研修内容の充実</p> <p>啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示</p> <p>人権啓発映画のテレビ放映</p>	<p>職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。</p> <p>事業全般のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。</p> <p>参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。</p> <p>参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。</p> <p>(県民)「外国人」に対する正しい理解と認識が高まる。</p> <p>6年間で1回以上は「外国人」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。</p>						事業全般のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	67	
									参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	67	
									参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	67	

第6章 施策の展開

【外国人】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針指 子掲載 ページ
外国人	(イ) 広報活動	ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、外国人や異文化に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。	平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別の人権を新聞に掲載し、県民の人権意識を高めています。 今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要があります。	基本方針で示した個別の人の権利課題に関するコラムを新聞掲載する。					（県民の）外国人に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「外国人」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	67
			バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいます。 今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいます。 今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいます。	バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布			（県民の）「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	67
			平成24年度実績としては、利用者580人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出126件であった。 今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要があります。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化					県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	67
			これまでにもホームページの充実等に努めてきたが、今後はその取組を更に充実させ、新たに「人権啓発センター」より配信し、より多くの多様な内容について知ってもらい、理解してもらうことが必要である。	人権啓発センターの事業等の情報発信					県立人権啓発センターの施設のことや（公財）人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センター」より配信する。	人権課	67
			平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に充実させていくことが必要である。 人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、県民が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施					最近のスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあつた」の割合を80%以上にする。	人権課	67
			農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体（農業・漁業・森林組合）全てが80%以上を獲得している。	農業政策課	67
			人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、県民が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体（農業・漁業・森林組合）全てが80%以上を獲得している。	商づくり推進課	67
			人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、県民が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	67
			本県の在住外国人が暮らしやすい地域社会づくりのために、日本語教育のための講座を開設し、日常生活の不安解消に努めます。 また、外国人が安心して生活できるための相談体制について、（公財）高知県国際交流協議会を中心にお実します。	日本語講座、生活相談とともに、継続して実施し、一定の周知できているが、今後も引き続き、外国人、日本人配偶者等への周知を図る。	日本語講座と生活相談の実施				外国人、日本人配偶者から何があるか、国際交流協議会の窓口が頭に浮かぶ、周知された窓口となる。	—	国際交流課	67
			人権全般にわたって相談を受け、関係機関との連携を図り、対応している。 今後は、更に相談対応のスキルや関係機関との連携を密にしていく必要がある。	（公財）高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施					県民から頼られ信頼される相談機関としての窓口となる。	—	人権課	67

第6章 施策の展開

【犯罪被害者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ		
犯罪被害者等	(ア) 犯罪被害者等の教育	友だちと様々な心象かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに開かれて、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う個性を育むための保育、教育を推進します。	犯罪被害者の人権問題は、研修の機会がほとんどなく、保育所・幼稚園の実態よっては、職員間で大きく異なることが考えられる。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施					犯罪被害者の人権問題を正しく認識できる職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」実施	人権教育セミナー」 60人以上が受講する。	教育センター	72	
			各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。	国内研修支援事業の実施（国内研修支援・ブロック別研修支援）					友だちと様々な心象かす出来事を共有し互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに開かれて、それぞれの違いや多様性に認めるとともに、互いが認め合う心象を育む保育、教育が行われる。	国内研修支援の実施	国内研修実施回数130回 【国内研修支援】 国内研修実施後のアンケート 「参考になった」 95%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率 100%	幼保支援課	72	
									各学校の要請に応じた指導、研修や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進を図っている。	ブロック別研修支援(13ブロック13回)の実施	一	私学・大学支援課	72	
犯罪被害者等	(イ) 学校教育	情報を正しく読み取り、他人を思いやる気持ちを育む教育を推進します。 私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。 社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。					各学校の要請に応じた指導、研修や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進を図っている。	訪問指導、研修会等の開催	「人権教育セミナー」実施	「人権教育セミナー」 60人以上が受講する。	教育センター	72
			犯罪被害者の人権問題は、研修の機会がほとんどなく、学校の実態よっては、職員意識が大きく異なることが考えられる。	中高生を対象とした「命の大切さなどを直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」の開催					次世代を担う中高生の意識意識が向上するとともに、犯罪被害者等への配慮、協力意識が醸成されるようになる。	「命の大切さを学ぶ教室」の開催	高知県治安対策プログラム2011	県警 県民支援相談課	72	
			犯罪被害者等が保護者となり、子どもを亡んだ親の思いや生命の大切さなどを直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催している。 今後、更に開催回数を増やす、犯罪被害者等への理解を深める活動を推進する。	市町村の人権担当職員に対するスキルアップ研修会の実施					市町村の担当者が、人権施策を推進していくための知識とスキルを身に付けている。	市町村の人権啓発担当者研修会の実施	一	人権課	72	
犯罪被害者等	(ウ) 社会教育	市町村等で実施される各種学校等において、他者を思いやる気持ちを育む啓発を行います。	人権課、県人権啓発センター、県教委人権教育課の者で市町村担当者への研修会を年度当初に実施している。現状は、行政説明が中心だが、今後は、市町村担当者のスキルアップにつながる内容にしていくことが必要である。	市町村の人権担当職員に対するスキルアップ研修会の実施					市町村の担当者が、人権施策を推進していくための知識とスキルを身に付けている。	市町村の人権啓発担当者研修会の実施	一	人権課	72	
			平成25年度現在、33市町村(87%)に事業委託、33市町村での講演会や研修会等の実施を行っており、今後は、県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施					県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施となる。	人権課	73	
			平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は1,100人であった。 今後は、個別の個人権問題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容等を更に充実していく必要がある。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施					(県民)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。 「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数が9,200人以上にする。また、参加者の「人権問題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫	人権課	73		
犯罪被害者等	(ア) 講修会や研修会の開催など	企業や団体等の研修会及び各種学校等への講演などを通じて、犯罪被害者等を思いやる気持ちを育む啓発を図ります。	平成25年度現在、33市町村(87%)に事業委託、33市町村での講演会や研修会等の実施を行っており、今後は、県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施					研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施	研修終了後、受講者が「会社での研修が実施された」と回答した割合を60%以上にする。	人権課	73	
			平成25年度は、人権の視点を持って企業力を高め人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	個別の個人権問題等についての県民を対象とした研修会の実施					県民が「犯罪被害者等に対する正しい認識や知識を身に付けることで、犯罪被害者等への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)実施	ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の個人権問題(犯罪被害者等)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	73	
			平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間6講座開催しており、参加者の満足度は、90.2% (5講座平均)であった。 今後は、研修内容を充実させていくことと、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別的人権問題も含めて実施していくことが必要である。									人権課	73	

第6章 施策の展開

【犯罪被害者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
犯罪被害者等	(ア)講演会や研修会の開催など	企業や団体等の研修会及び各種学校への講師の派遣などを通じて、犯罪被害者等を思いやる気持ちを育むべきである。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援						職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	73
		平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への活動への支援	「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知								人権課	73
		平成25年度実績としては、音楽学校での研修等を実施している。今後は、これまでの研修を継続するとともに、人権全般等の研修時に犯罪被害者等の人権問題についてふれていくことが必要である。	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施						(県民の)「犯罪被害者等に対する正しい理解と認識が高まる。」	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」との割合を80%以上にする。	人権課	73
犯罪被害者等	(イ)広報活動	犯罪被害者等による講演会を開催しているが、聴衆対象や回数が限られていることから、あらゆる機会を利用して、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名前又は生活の面接への配慮の重要性について講演を行い、県民の理解増進に努める。	あらゆる機会を利用して、広く県民の参加を募った講演会、研修会の実施	犯罪被害者等支援に関する講演会・研修会の開催					犯罪被害者等に対する理解が深まり、犯罪被害者等を県民全体で支える社会の実現につながる。	—	県警 県民支援 相談課	73
		人権に関する県民意識調査(平成24年度実施)では、犯罪被害だけではなく、経済的・精神的な問題などを抱えていることが一因として、犯罪被害者等への理解を促進する啓発に努めている。	ORKCラジオなど、各種広報媒体での啓発実施						県民や企業等が犯罪被害者等の置かれる状況を正しく理解し、必要に応じて支援や相談機関等につなげられるようになる。	—	県民生活・男女共同参画課	73
		現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。今後もその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていくことが必要である。	興味・関心の持てる内容のティキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	犯罪被害者支援団体が実施する啓発への支援・参加					啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	73
犯罪被害者等	(イ)広報活動	平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人権意識の高揚に努めている。今後は、新たに追加され3つの人物課題も含めて、放送映像の内容を検討していくことが必要である。	人権啓発映画のテレビ放映						(県民の)「犯罪被害者等に対する正しい理解と認識が高まる。」	5年間で1回以上は「犯罪被害者等に関する人権啓発映画をテレビ放映する。」	人権課	73
		平成25年度は年7回、人権全般や人権意識調査のコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加された3つの人物課題についても取り上げていく必要がある。	人権課題に関するコラムの新聞掲載						(県民の)「犯罪被害者等に対する正しい理解と認識が高まる。」	5年間で2回以上は「犯罪被害者等に関する人権コラムを新聞掲載する。」	人権課	73
		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布						(県民の)「人権に対する正しい理解と認識が高まる。」	—	人権課	73
犯罪被害者等	(イ)広報活動	平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出128件であった。今後は、県民に更に図書貸借の存在を知ってもらい、活用してもらう必要があります。	県立人権啓発センターの図書販賣室の活性化	○ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入					県民に身近な図書販賣室として認知され、人権に関する生産学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	73
		これまでにもホームページの充実度に努めてきたが、今後はその取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知つてもらい、理解してもらうことが必要である。	人権啓発センターの事業等の情報発信	「人権啓発センターだより」の発行					県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	73
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていくことが必要である。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツ組織等との協働イベントの開催					身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な面接としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」との割合を80%以上にする。	人権課	73

第6章 施策の展開

【犯罪被害者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ	
犯罪被害者等	(イ) 広報活動	「犯罪被害者週間」などにさける広報活動や、テレビ・ラジオ・新聞・ポスター等を活用した広報活動などを通じて、犯罪被害者等への理解を促進する啓発に努めます。	人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	73	
			人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業・森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	73
			人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業・森林組合)全てが80点以上を獲得している。	水産政策課	73
			NPO法人こうち被害者支援センター等関係機関と連携して街頭キャンペーンを実施するとともに、各種広報媒体を活用した広報活動を推進している。 今後も、犯罪被害者の置かれた現状やそれを防ぐための施策実施の重要性等について広報啓発活動を一層推進することとしている。	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等に関する広報の実施						犯罪被害者等に対する理解が深まり、犯罪被害者等を県民会議で支える社会の実現につながる。	—	県警 県民支援 相談課	73
犯罪被害者等	(ウ) 犯罪被害者等への相談・支援体制	犯罪被害者等からの相談窓口として適切に対応するとともに、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の被害者支援団体等と連携しながら、犯罪被害者等への途切れることのないきめ細かな支援を実施します。	関係機関とは会合等で情報共有を図り、必要に応じて会場提供などの支援を行っている。 一方で、市町村では相談業務を含む「総合的な対応窓口」が設置されていないところもある。	「総合的な対応窓口」が設置されていない市町村に対する設置の働きかけ					県と市町村の全てに「総合的な対応窓口」が設置され、相談への情報提供と、必要に応じて関係機関につなげることができるようになる。	平成27年度末までに、市町村での「総合的な対応窓口」の設置を100%にする。	県民生活・男女共同参画課	73	
			人権全般にわたって相談を受け、関係機関との連携を図り、対応している。今後は、更に相談対応のスキルや関係機関との連携を密にしていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施						県民から寄せられ信託される相談機関としての窓口となる。	—	人権課	73
			犯罪被害者等からの相談を受理するとともに、必要に応じて、関係機関等に関する情報提供等を行っているが、関係機関等との連携を更に密にし、犯罪被害者等からの相談に適切に対応する。	相談電話「犯罪被害者ホットライン」による適切な相談活動、カウンセリングの実施						犯罪被害者等に対し、継続的できめ細かな支援を実施することで、被害の早期回復・軽減につながる。	—	県警 県民支援 相談課	73

第6章 施策の展開

【インターネットによる人権侵害】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目標すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針指 子掲載 ページ
インターネットによる人権侵害	ア 教育 (ア) 犯学前教育	友だちと様々な心地がす出事などを共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに同心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う個性を育むための保育・教育を推進します。	インターネットによる人権侵害は、研修の機会が少なく、保育所・幼稚園による講演会が大きく異なることが考えられる。	先進的な情報を提案出来る講演会による講演会を実施					インターネットによる人権侵害を正しく認識できる教職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」実施 「人権教育セミナー」実施 「人権教育セミナー」実施 「人権教育セミナー」実施	人権教育セミナー 80人以上が受講する。 教育センター	77
インターネットによる人権侵害	ア 教育 (イ) 学校教育	インターネットやスマートフォン等の利用上のルールマナー、個人のプライバシーに関する正しく理解する情報モラル教育や、人権に関する学習を実践します。また、友好的な人間関係を築くための取組や、共感的で理解する力、人間関係調整力を育む学習についても実践します。	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。 社会情勢や各学校の実情に応じながら継続した取組が必要。	各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。	国内研修支援事業の実施 (国内研修支援、課・ブロック別研修支援)				友だちと様々な心地がす出事などを共有し互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに同心を寄せ、それが行なうことを通して、それぞれの違いや多様性に気づくとともに、互いが認めあう心を育む保育・教育が行われる。	国内研修実施回数130回 【国内研修支援】 国内研修実施後のアンケート「参考になった」95%以上 【ブロック別研修支援】 公認保育への参加市町村率100%	国内研修支援 幼保支援課	77
インターネットによる人権侵害	ア 教育 (イ) 学校教育	人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期に沿った授業となっていない事例がある。	受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施						各学校の実情に応じた指導、職制や規則に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	訪問指導、研修会等の開催 訪問指導、研修会等の開催 「人権教育実践スキルアップ講座」実施 「人権教育実践スキルアップ講座」実施	一 私学・大学支援課	77
インターネットによる人権侵害	ア 教育 (イ) 学校教育	人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権問題に対する十分な知識や経験を有しているとは言えない状況にある。 (連絡協議会の平成25年度研修満足度: 80.3%)	○人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施 ○人権教育主任に人権問題や人権学習についての情報提供と他校との情報交換を実施						インターネットによる人権侵害について、各校の実情に即した人権学習を展開できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	77
インターネットによる人権侵害	ア 教育 (イ) 学校教育	インターネットによる人権侵害は、研修の機会が少なく、学校の実態によっては、認識意識が大きく異なることが考えられる。	先進的な情報を提案出来る講演会による講演会を実施						インターネットによる人権侵害を正しく認識できる教職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」実施 「人権教育セミナー」実施 「人権教育セミナー」実施 「人権教育セミナー」実施	人権教育実践 教育センター	77
インターネットによる人権侵害	ア 教育 (イ) 学校教育	携帯電話やスマートフォン等について、保護者が子どもの利用状況をきちんと把握できていない状況がある。 保護者がネット上のトラブルから子どもを守るための方法等を知らない状況がある。 (平成24年度: 「フィルタリングを設定している」(保護者回答) 小学校71.3%, 中学校67.8%, 高等学校46.3%, 特別支援学校46.0% 「家庭でのルールづくりをしている」(児童生徒回答) 小学校81.8%, 中学校56.6%, 高等學校35.8%, 特別支援学校52.9%)	親子で考えるネットマナーアップ事業の実施						携帯電話やスマートフォン等の利用において、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりが進む。 各学校において、運営の時間やホームルーム等において、情報モラル教育の授業が確実に位置付けられる。	啓発用リーフレットの配付 ネット問題に関するPTA研修等、保護者への啓発活動の推進 学校における情報モラル教育の推進に向けた実践事例集の作成と活用に向けた普及	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。 教育センター	77
インターネットによる人権侵害	ア 教育 (イ) 学校教育								教職員登録簿: 平成27年に実施する「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」において、フィルタリングの設定や携帯電話等利用に関する親子のルールづくりの項目において、平成24年の調査結果を上譲る。 設定期間: 平成27年度 高知県の子ども見守りプラン	人権教育課	77	

第6章 施策の展開

【インターネットによる人権侵害】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ
インターネットによる人権侵害	ア 社会教育 (ウ)	新しい情報を得られる機会の提供や、自分が被害者にも加害者にもならないための知識と対応力を身に付けるための学習内容などの充実を図ります。	携帯電話やスマートフォン等について、保護者が子どもの利用状況をきちんと把握できていない状況がある。保護者がネット上のトラブルから子どもを守るために方法等を知らない状況がある。 (平成24年度：「フィルタリングを設定している」(保護者回答) 小学校71.3%、中学校67.8%、高等学校46.3%、特別支援学校40.0%「家庭でのルールづくりをしている」(児童生徒回答) 小学校61.5%、中学校56.8%、高等学校35.8%、特別支援学校52.9%)	親子で考えるネットマナーアップ事業の実施 啓発用リーフレットの配付 ネット問題に関するPTA研修等、保護者への啓発活動の推進 学校における情報モラル教育の推進に向けた実践事例集の作成と活用に向けた普及					携帯電話やスマートフォン等の利用において、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりが盛む。 各学校において、道徳の時間やホームルーム等において、情報モラル教育の授業が確実に位置付けられている。	数値目標: 平成27年に実施する「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」において、フィルタリングの設定や携帯電話等利用に関する親子のルールづくりの項目において、平成24年の調査結果を上回る。 設定年度: 平成27年度 高知家の子ども見守りプラン	人権教育課	77
インターネットによる人権侵害	イ 啓発 (ア)	企業や団体等の研修会及び各種学校等への講演の派遣などを通じて、インターネットの利用に関する正しい知識を身に付ける啓発を図ります。	平成25年度現在、33市町村(87%)に事業委託を行っており、今後は、県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。 平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の実施 「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫 「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施 「ハートフルセミナー」(県民対象)実施 「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知 人権に関する研修内容の充実	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施 市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施 「じんけんふれあいフェスタ」の実施 「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施 「ハートフルセミナー」(県民対象)実施 「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知 人権に関する研修内容の充実					(県民)「人権に対する正しい理解と認識が高まる。 「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数が8,200人以上にする。また、参加者の「人権意識への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業が実施される。 県内市町村において人権に関する委託事業が実施される。	人権課	77
インターネットによる人権侵害	イ 啓発 (イ)	企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施 「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施 「ハートフルセミナー」(県民対象)実施 「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知 人権に関する研修内容の充実	個別の企業で人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施 「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施 「ハートフルセミナー」(県民対象)実施 「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知 人権に関する研修内容の充実					研修受講者が企業内の人事リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修受講後、受講者が「会社での啓発実績ができる」と回答した割合を80%以上にする。	人権課	77	
インターネットによる人権侵害	イ 啓発 (イ)	「(公財)高知県人権啓発センター」による人権研修の実施 啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援 (公財)高知県人権啓発センターによる人権研修の実施 啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示					県民が「インターネットによる人権侵害に関する正しい認識や知識を身に付けることで、インターネットによる人権侵害の防止につながる。」	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の企業(インターネットによる人権侵害)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	77	
インターネットによる人権侵害	イ 啓発 (イ)	テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ等を活用した広報を実施することともに、県民にわかりやすく、実際につなげることができる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。	現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。 今後もその取組を継続とともに、人権全般や各個別の人の権限についての内容を盛り込んだものにしていくことが必要である。	興味・関心の持てる内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示					啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	78
インターネットによる人権侵害	イ 啓発 (イ)	平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していくことが必要である。	基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映					(県民)「インターネットによる人権侵害に対する正しい理解と認識が高まる。」	5年間で1回以上は「インターネットによる人権侵害に関する人権啓発映画をテレビ放映する。」	人権課	78	

第6章 施策の展開

【インターネットによる人権侵害】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ	
インターネットによる人権侵害	(イ)広報活動	<p>テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ等を活用した広報を実施することにより、県民にわかりやすく、実際につなげることができる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。</p> <p>平成25年度は年7回、人権全般や人権意識別の人権に関するコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めています。</p> <p>今後は、新たに追加されたりする3つの人権課題についても取り上げていく必要があります。</p> <p>バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>今後は、継続した取組と情報収集等の工夫が必要である。</p> <p>平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。</p> <p>今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要があります。</p> <p>これまでにもホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に充実させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知つてもらい、理解してもらうことが必要である。</p> <p>平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しております。今後も継続及びより効果のある内容に充実させていくことが必要である。</p> <p>人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。</p> <p>人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。</p> <p>携帯電話やスマートフォン等について、保護者が子どもの利用状況をきちんと把握できていない状況がある。</p> <p>保護者がネット上のトラブルから子どもを守るために方法等を知らない状況がある。</p> <p>(平成24年度：「フィルタリングを設定している」(保護者回答) 小学校71.3%、中学校87.8%、高等学級46.3%、特別支援学校46.0%、「家庭でのルールづくりをしている」(児童生徒回答) 小学校81.8%、中学校56.6%、高等学級35.8%、特別支援学校52.9%)</p>	基本方針で示した個別の人权課題に関するコラムの新聞掲載						(県民の)インターネットによる人権侵害に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上はインターネットによる人権侵害に対する正しい理解と認識が高まる。	人権課	78	
			公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの提示の実施							(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	一	人権課	78
			県立人権啓発センターの図書資料室の活性化							県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	一	人権課	78
			人権啓発センターの事業等の情報発信							県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	78
			県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施							身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題として扱うる県民が多くなる。	イベント参加者で「人権に関する新しい気づきがあった」割合を80%以上にする。	人権課	78
			農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進							団体職員が、農林漁業を振興するうえで留意要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	78
			農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進							団体職員が、農林漁業を振興するうえで留意要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主導的に取り組んでいる農業等の団体の割合が80%以上となる。	森づくり推進課	78
			農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進							団体職員が、農林漁業を振興するうえで留意要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主導的に取り組んでいる農業等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	78
			親子で考えるネットマナーアップ事業の実施	啓発用リーフレットの配付						携帯電話やスマートフォン等の利用において、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりが進む。	平成27年に実施する「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」において、フィルタリングの設定や携帯電話等利用に関する親子のルールづくりの項目において、平成24年の調査結果を上回る。	人権教育課	78
				ネット問題に関するPTA研修等、保護者への啓発活動の推進						各学校において、道徳の時間やホームルーム等において、情報モラル教育の授業が適切に位置付けられている。	目標年度:平成27年度 高知家の子ども見守りプラン		
	学校における情報モラル教育の推進に向けた実践事例集の作成と活用に向けた普及												

第6章 施策の展開

【インターネットによる人権侵害】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子掲載 ページ
インターネットによる人権侵害	(ア) 関係機関との連携 ウ インターネットによる人権侵害のおそれがある書き込みなどへの対応	市町村等にインターネットによる人権侵害が起こった場合の削除要請の依頼方法について周知します。また、警察や法務局などの関係機関と連携しながら、書き込みがあった場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。	これまでにも対応については、情報提供や啓発資料をとおして説明しました。今後は、更に最新情報を提供しつつ、自らが対応することの自覚とスキルを身に付けさせることが必要である。	市町村人権担当職員に対する研修の実施					市町村人権担当職員がインターネット上の人の権侵害の書き込みへの対応スキルを身に付け、各市町村で削除要請等の対応ができる状態となる。	一	人権課	78
インターネットによる人権侵害	(イ) 被害者へのケア ウ インターネットによる人権侵害のおそれがある書き込みなどへの対応	書き込みの内容によっては、警察や学校等を中心となって、被害者の心のケアを行います。	平成25年度の電話相談状況は、1,100件で、最近5年間は1,000件前後で推移するなど県民のニーズが高い。 電話相談は匿名性が高く時間も限られるため、来所による面談につなげるための一つの有効な手段として活用する必要がある。 (平成24年度：暴力行為発生件数7,5件（全国4,1件）、不登校児童生徒数13,2人（全国10,9人）、中途退学率2,2人（全国1,5人）)	子ども及び保護者の不安や悩みに対する電話相談 月～金(9:00～21:00)					児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況が全国平均となっている。	国の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況が全国平均まで改善する。 目標年度：平成27年度 高知県教育振興基本計画重点プラン（H24～27年度）	心の教育センター	78
			平成25年度の相談状況は、来所・出張教育相談は延べ1,900件、Eメール相談は約400件を超える見込みで、いずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。 個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。	いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、家庭上の問題や行動上の問題について、来所相談、出張教育相談、Eメール相談を通して支援を行う。					児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況が全国平均まで改善されている。	心の教育センター	78	

第6章 施策の展開

【災害と人権】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の目標 すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針指 子掲載 ページ	
災害と人権	ア 教育 (ア) 犬教育	日々の生活を過して、命の大切さに気付くとともに、災害から身を守ることができる態度や能力を育む保育・教育を推進します。	災害時の人権問題を正しく認識できる研修の機会は少なく、課題意識についてには、保育所・幼稚園によって格差が大きいと考えられる。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施					災害時の人権について正しく認識できる教職員が、積極的に人権問題の解決に向けて取組を進めます。	「人権教育セミナー」実施 各学校の要請に応じた指導、研修や段階に応じた体系的な研修の実施 「国内研修支援の実施」 「ブロック別研修支援(13ブロック13箇)の実施」	「人権教育セミナー」 60人以上が受講する。 国内研修実施回数130回 【国内研修支援】 国内研修実施後のアンケート 「参考になった」 95%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率 100%	教育センター	82
災害と人権	ア 教育 (イ) 学校教育	防災教育の実施に加え、避難所においてのプライバシーの保護、要配慮者や女性の避難所生活での配慮について、過去の事例などを活用して、自分の在り方について考えさせることで、自らの学習を実践します。	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っています。 社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。					各学校の要請に応じた指導、研修や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	訪問指導、研修会等の開催	—	私学・大学支援課	82
災害と人権	ア 教育 (ウ) 社会教育	災害時に、避難所において要配慮者の人権を尊重するための知識と対応力を身に付ける学習や訓練、機械のない思い込みや偏見で風評被害等が起こらないよう、正しく情報を得る力や考える力を育む学習など、内容の充実を図ります。	人権教育の必要性を認識しつつも、人権学習の進め方にについては、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。	高知県安全教育プログラムとして平成25年3月に策定した「高知県安全教育プログラム(震災編)」には、災害時の自分の在り方について考え方を含めているが、プログラムに基づく防災教育の取組は学校により格差がある。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。				子どもたちが、災害時に自分の命だけでなく、他の命や人権も大切にできる力を身に付けています。	「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の実施 「人権教育実践スキルアップ講座」実施	高知県安全教育プログラム(震災編)に基づく防災教育実施率 100%	学校安全対策課	82
災害と人権	イ 啓発 (ア) 講演会や研修会の開催など	企業や団体等の研修会及び各種の講演などを通じて、災害時ににおいても、人権が守られ、安心して生活が送れるよう、人権への配慮についての啓発活動を推進します。	災害時に、避難所において要配慮者の人権を尊重するための知識と対応力を身に付ける学習や訓練、機械のない思い込みや偏見で風評被害等が起こらないよう、正しく情報を得る力や考える力を育む学習など、内容の充実を図ります。	人権啓発センター、県教委人権教育課の者で市町村担当者への研修会を年度当初に実施している。現状は、行政旗揚が中心だが、今後は、市町村担当者のスキルアップにつながる内容にしていくことが必要である。	市町村の担当者に対する研修会の実施				災害時の人権問題について、各校の実態に即した人権教育を展開できるリーダーの研修を狙い実施者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」 「人権教育主任連絡協議会」実施 「人権教育主任研修」実施 「人権教育セミナー」実施	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。 「人権教育主任連絡協議会」 総合評価の5件法で4以上とする。 「人権教育主任研修」 総合評価の5件法で4以上とする。 「人権教育セミナー」 60人以上が受講する。	教育センター	82
災害と人権	イ 啓発 (ア) 講演会や研修会の開催など	企業や団体等の研修会及び各種の講演などを通じて、災害時ににおいても、人権が守られ、安心して生活が送れるよう、人権への配慮についての啓発活動を推進します。	平成25年度現在、33市町村(97%)に事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施					県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人に届く委託事業の実施となる。	人権課	82	
災害と人権	イ 啓発 (ア) 講演会や研修会の開催など	企業や団体等の研修会及び各種の講演などを通じて、災害時ににおいても、人権が守られ、安心して生活が送れるよう、人権への配慮についての啓発活動を推進します。	平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。 今後は、個別の人権問題を含む人権全般に関する認知の正しい理解と認識を深めるために内容等を更に充実していく必要があります。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施					「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫	(県民)「人権に対する正しい理解と認識が高まる。 「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権問題への理解が深まった」割合を80%以上にする。	人権課	82	

第6章 施策の展開

【災害と人権】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の目標 すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針番 子掲載 ページ	
災害と人権	(ア) 緊急会議や研修会の開催など	企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師陣の派遣などを通じて、災害時においても、人権が守られ、安心して生活が送れるよう、人権への配慮についての啓発活動を推進します。	平成25年度は、人権の根柢を持つ企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施					研修受講者が企業内の人権リーダーになり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での啓発実績ができた」の割合を80%以上にする。	人権課	82	
			平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間5回開催しております。参加者の満足度は、90.2%（5講座平均）であった。今後は、研修内容を充実させていくことと、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別的人権課題も含めて実施していくことが必要である。	個別の個人権課題等についての県民を対象とした研修会の実施						県民が「災害と人権に関する正しい認識や知識を身に付けることで、災害時における人権侵害の防止につながる。」	「ハートフルセミナー」（県民対象）への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	82
			平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経営の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援						職場や地域などで生体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	82
			今回の基本方針で新たに示した人権課題であり、今後は、人権全般等の研修時に災害と人権にもふれていくことが必要である。	（公財）高知県人権啓発センターによる人権研修の実施	人権に関する研修内容の充実					（県民）「災害と人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	82
災害と人権	(イ) 広報活動	あらゆる種企やマスメディアを活用し、災害時の人の権への配慮についての広報活動を実施することともに、情報・資料の提供を行います。	現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。今後もその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていくことが必要である。	興味・関心を持てる内容のデータカードや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示					啓発冊子を活用した研修用に、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	82	
			平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人の権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放送映画の内容を検討していくことが必要である。	基本方針で示した個別の人権課題を映した人権啓発映画のテレビ放映					（県民）「災害と人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「災害と人権」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	82	
			平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要があります。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載					（県民）「災害と人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「災害と人権」に関する人権啓発コラムを新聞掲載する。	人権課	82	
			バス車内の広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるからでもの啓発活動に取り組んでいます。今後は、継続した取組と課題内容等の工夫が必要である。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施	バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布					（県民）「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	82
			平成24年度実績としては、利用者580人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要があります。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化	○ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入					県民に近い図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	82
			これまでにもホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に強化させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知つてもらい、理解してもらうことが必要である。	人権啓発センターの事業等の情報発信	「人権啓発センターだより」の発行					県立人権啓発センターの施設のことや「公財」人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	82
	平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容を充実させていくことが必要である。	県内のスポーツ組織等との協働イベントの開催						最近のスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権」に関する新しい気づきがあった」の割合を80%以上にする。	人権課	82		

第6章 施策の展開

【災害と人権】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の目標 すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針指 子掲載 ページ
災害と人権	(イ)啓発活動	あらゆる機関やマスメディアを活用し、災害時の人の権利への配慮についての広報活動を実施するとともに、情報・資料の提供を行います。	人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、懸念が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで留意要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布と合わせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	82
				農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで留意要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布と合わせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業・森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	82
				農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進					団体職員が、農林漁業を振興するうえで留意要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布と合わせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主導的に取り組んでいる農業等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	82
災害と人権	(ア)ハード面の充実	社会福祉施設の防災対策中、要配慮者等に対する福祉避難所の指定促進など)を推進します。	福祉避難所の指定に関しては、平成25年12月末現在、県内20市町村93施設で指定が行われている。 今年度においても、更なる指定数増加のため、備蓄物資の購入助成制度を創設し、各市町村へ指定促進を図っており、年度末には25市町村111施設に増加する見込みとなっている。 また、更なる指定促進のため、備蓄物資の購入助成等についての検討を行う。	要配慮者等における要配慮者避難支援のための福祉避難所の指定促進を図る。	県内全市町村で福祉避難所を指定				県内全市町村で福祉避難所が指定され、必要な数の確保に向けた取組が進んでいるとともに、運営体制の強化が図られ、災害時における要配慮者の避難支援対策の取組が進んでいる。	一	地域福祉政策課	82
				運営訓練マニュアルの作成	運営体制の充実・強化				全ての社会福祉施設で施設の実情に応じた防災対策が整備されたうえで、定期的に訓練が実施され、それにより更に防災対策が適宜見直される等、防災対策におけるPDCAが根付いている。	平成27年度までに耐震化100% 高知県南高トラブ地震対策行動計画	高齢者福祉課	82
				耐震化の促進	高台移転等への補助・設備改修等への補助				平成27年度までに防災マニュアル作成率100% 高知県南高トラブ地震対策行動計画	高齢者福祉課	82	
災害と人権	(イ)ソフト面の充実	避難所の運営等についての働きかけや、心のケアボランティアセンターの設置、災害ボランティアセンターの設置のためのノウハウの蓄積や県域社会機関づくりを通じて、人づくり、ネットワークづくりのボランティア活動の充実・強化を図ります。	人権に配慮した避難所の運営が行える体制とするため、自治体職員や住民を対象にした訓練や研修が必要である。 平成25年4月1日現在、19市町村で災害時ににおける要配慮者合帳の整備が完了しているが、全市町村で整備済みとなるよう、避難支援プラン個別計画と併せて、取組を促進する。	避難所運営訓練(HUG)の普及及	避難所運営訓練(HUG)の普及、年4回の研修実施				地域の防災リーダーにより、人権に配慮した避難所運営ができるようにする。	高知県南高トラブ地震対策行動計画	南高地震対策課	82
				要配慮者合帳の台帳整備等、避難支援体制の構築を促進	高知県災害時ににおける要配慮者避難支援ガイドラインによる要配慮者支援の取組				各市町村及び各地域において、災害時ににおける要配慮者合帳の整備や避難支援プラン個別計画の策定が進められ、避難支援体制の構築がなされている。	一	地域福祉政策課	82
				災害時要配慮者避難支援体制の構築の促進	研修会の参加により、自助・共助力を身に付ける				県民及び市町村職員において、災害に対する意識が高まる。	一	地域福祉政策課	82

第6章 施策の展開

【災害と人権】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の目標 すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子掲載 ページ
災害と人権 災害時の対応 (イ)ソフト面の充実	避難所の運営等についての働きかけや、心のケア体制の整備、災害ボランティアセンター設置のためのノウハウの蓄積や県域支援体制づくりを通じて、人づくり、ネットワークづくりのボランティア活動の充実・強化を図ります。	災害時にボランティアを受け入れるための「災害ボランティアセンター」を各市町村社会福祉協議会で独自に立ち上げ、運営するためのノウハウの蓄積等による人材育成や、東日本大震災のような大規模災害時に必要となる県域での支援体制を構築する。	○県域支援体制ガイドラインの策定(H25) ○市町村社協初期行動計画ガイドライン策定(H26) ○市町村社協初期行動計画の策定(H30)						災害の規模に応じて、市町村単位、県域単位で災害ボランティアセンターを設置し、復興を進めることで、住民の命や暮らしを守ることができます。	—	地域福祉政策課	82
		避難所での心のケア活動など、市町村等関係者への心のケアマニュアルの開発がまだ十分とは言えない。	災害時の心のケアマニュアルに基づき、市町村を対象とした研修会や訓練、人材の養成等を通じて、全県での心のケア体制整備を推進						災害時の心のケア体制が整備できている。	—	障害保健福祉課	82
		ボランティアの整備はあるが、派遣方法の検討や市町村との調整が必要。	災害時被災障害者情報支援ボランティアの避難所等への派遣体制の整備						災害時のボランティアの派遣体制が整備できている。	—	障害保健福祉課	82